

訂改
史育教世近

士博學文
著市助原篠

43051

教科書文庫

4
370.
51-1941
20000 24170

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

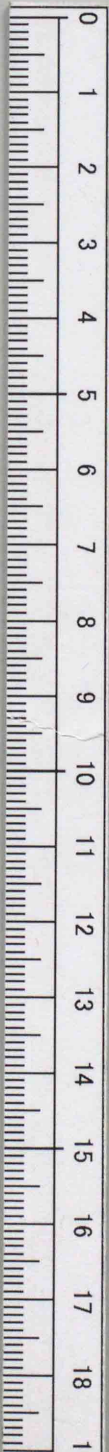


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫

4

370

51-1941

2000024170

資料室

375.9
Sbi 14

訂 改

近世教育史

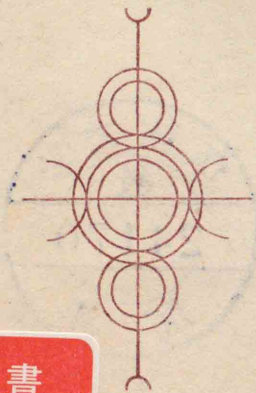
文藝學博士

篠原助市著

昭和六十一年十一月一日

文部省檢定

師範學校教科用



広島大学図書

2000024170



土曜教育史
 金曜教育
 火曜哲學後本
 人を中心にしてたふ

廣島大學
 圖書印



訂改 近世教育史 目次

緒論 本邦教育史研究の目的……………一

第一篇 歐米の教育

第一章 古代及び中世の教育……………八

 第一節 希臘の教育……………八

 第二節 羅馬の教育……………一六

 第三節 キリスト教と教育……………一六

 第四節 中世の教育……………三

第二章 第十五・六世紀の教育……………三

 第一節 文藝復興と人文主義……………三

 第二節 宗教と教育……………六

第三章 第十七世紀の教育……………一〇

目次

第一節 第十七世紀に於ける社會情勢と教育……………三〇

第二節 實學主義とコメニウス……………三三

第三節 ロック……………三六

第四節 フランケとラサル……………四〇

第四章 第十八世紀の教育……………四三

第一節 啓蒙運動と教育……………四四

第二節 ルーソー……………四八

第三節 汎愛派……………五〇

第四節 新人文主義……………五二

第五節 ヘルデルとゲーテ……………五六

第五章 第十九世紀の教育……………六〇

第一節 第十九世紀教育の主要なる傾向……………六四

第二節 ベスタロツチ……………六五

第三節 カントとフイヒテ……………六七

第四節 フレーベル……………七〇

第五節 ヘルバルト……………七五

第六節 シュライエルマツヘル……………七九

第七節 スペンサー……………八二

第八節 アーノルドとマン……………八五

第九節 第十九世紀教育の約説……………八八

第二篇 本邦明治維新以前の教育……………九〇

第一章 本邦教育の淵源と上古の教育……………九七

第一節 本邦教育の淵源……………一〇七

第二節 上古の教育……………一一一

第二章 奈良・平安時代の教育……………一二九

第一節 奈良・平安時代の教育思想……………一二九

第二節 奈良・平安時代の教育機關……………一三〇

山家集
去田松陰
中江孫村

第三章 鎌倉室町時代の教育……………一三三

 第一節 鎌倉室町時代の教育思想……………一三三

 第二節 鎌倉室町時代の教育機關……………一三六

第四章 徳川時代の教育……………一三八

 第一節 徳川時代教育の概観……………一三八

 第二節 朱子學派……………一四〇

 第三節 陽明學派……………一四〇

 第四節 古學派……………一四四

 第五節 折衷學派……………一四七

 第六節 武士道派……………一五三

 第七節 神道派……………一五六

 第八節 社會教育家……………一六二

 第九節 洋學と教育……………一七〇

 第十節 幕府の學校……………一七三

第十一節 藩學、郷學及び漢學塾……………一七六

第十二節 寺子屋……………一七六

第十三節 女子の教育……………一八三

第十四節 徳川時代教育の約説……………一八四

第三篇 本邦明治維新以後の教育

第一章 明治初年の教育……………一九三

 第一節 教育の大方針と教育制度……………一九三

 第二節 明治初年の教育思想……………一九五

第二章 學制時代の教育……………一九八

 第一節 學制時代の教育制度……………一九八

 第二節 學制時代の教育思想……………二〇三

 第三節 福澤諭吉……………二〇八

第三章 教育令時代の教育……………二二一

第一節 教育令時代の教育制度……………三二

第二節 教育令時代の教育思想……………三六

第四章 學校令時代の教育……………三三

第一節 學校令時代の教育制度……………三三

第二節 森有禮と國家主義教育……………三七

第三節 教育勅語の御下賜と教育方針の確立……………三〇

第四節 學校令時代の教育思想……………三四

第五節 當時の教育家……………三六

第五章 國民的自覺時代の教育……………四一

第一節 國民的自覺時代の教育制度……………四一

第二節 國民的自覺時代の教育思想……………四四

第六章 大正以後の教育……………四九

第一節 教育制度の發達……………五九

第二節 教育思想の發展……………五六

第三節 昭和の教育……………五七

第七章 我が國教育の特色と維新以後の教育……………六二

附録

- 一 明治五年以後に於ける小學校教科目の變遷
- 二 教育史年表

目次終

廣島大學
圖書印

Kant

カントの生涯

修身
人格
健康
維持

◎各自自覚を持つ
道徳世理想の在り目的の在り

批判的力

実践的理性の道徳的
+ 道徳的理性の批判的
天井の白を以て道徳律

近世哲学者祖の批判的哲学

改訂 近世教育史

緒論

本邦教育史研究の目的

教育史は、教育の理論及び實際の發達について敘述する歴史科學である。

凡て學ぶには學ぶ目的があり、同一の學科も、學ぶ目的に応じて、學習の態度及び學ぶる、内容は、おのづから異ならざるを得ぬ。例へば、一つの外國語を學ぶにしても、直接外國人に接し、外國人との交渉を圓滑ならしめん爲に學ぶと、外國の文化を、直接に收得する方便として學ぶと、學ぶ態度にも内容にも、おのづから差異がある。若しさうでない、

歴史科學としての教育史

緒論

到底所期の目的を達し得ないであらう。同様のことは、教育史についても言はれ得る。我々が教育史を學ぶのは、教育史の研究家たらんが爲でも、又、内外古今の教育の理論及び實際に精通せんが爲でもなく、實に、夫れが教育者たるに缺くことを得ない重要な修養の一つであるが故に、之を學ぶのである。我々は、先づ、この點に注意し、我々に課せられた教育史の學習目的を、はつきりと認識しなければならぬ。

師範學校に於ける教育史は、

本邦の教育が、我が國體に淵源せるものなることを體認せしめ、本邦教育の特質を明確ならしめ、よつて以て、現時の教育の理解に對する基礎を與へ、同時に、教育者としての精神を養ひ、教育者としての信念を確立する

を以て、其の目的とする。

凡そ一國の教育は、其の國體と密接の關係を有し、特に、我が國の教育

教育史研究の
目的

國體と教育

が、萬邦無比の我が國體に淵源することは、教育勅語に、教育ノ淵源亦實ニ此ニ存スと、宣はせられたるによつても明らかである。而して、我が國體は、肇國と共に定まり、同時に、教育の大方針、亦儼然確立せられたのである。教育史の學習に於ては、深く思をこゝに潛め、教育の理論及び實際の變遷に即して、其の根柢に存する、我が教育の大精神を明確に認識し、この大精神が、世態の推移、社會情勢の變化に伴ひ、もろもろの文化と密接な交渉を保ちつゝ、如何に教育の上に具體化せられ來つたかを明らかにし、一切の教育を、不動一貫の大精神の多様な顯現として理解せねばならぬ。

第二に、一國教育の特色は、之を他國の教育に比較するとき、一層明らかにならる。萬綠叢中一點の紅は、特に鮮かである如きである。他國の教育と比較するとき、我々は、我が教育の根本精神が、實に萬綠叢中紅一點なることを明らかに知り得ると共に、他方、又我が教育の缺點に

教育の特質

ついても反省し得る。のみならず、我が教育史は、其の他、一切の文化史がさうであるやうに、一面からは、古來、外國の教育思想や制度を採り入れ、我が根本精神に則つて醇化し來つた成跡と見られ得るから、外國の教育史に對する一通りの知識を持つてゐることは、我が國の教育を理解する必須の條件である。併し、この場合にも、我々は、夫れが、我が教育の特質と現状との理解の爲であることを忘れてはならぬ。

第三に、高尚な人格が自然に人を薰化する如く、教育的精神は、偉大な教育家の精神に接することによつて、始めて觸發せられる。大教育家の生涯事業思想等、特に其の底に流れ、之を一貫する教育的精神によつて、我々の教育的精神は點火せられる。「火は火を呼ぶ」とは、この謂である。古來の大教育家が、鞏固な教育的信念を有し、不撓不屈、教育に一身を捧げ、しかも其の思想と事業が、永く史上に精彩を放つてゐることを見るとき、何人も、教育事業の尊嚴であり、教育者としての職務が聖職で

教育的精神

あることを、悟らないではゐられないであらう。そして、彼等大教育家の精神を己が精神となし、彼等の教育的信念を己が信念ならしむるやう、日々修鍊の功を積むことは、教育者にとつて、最も重要な、最高の關心であらねばならぬ。

第四に、凡て歴史に於ける過去は、現在から切離された過去でなく、却つて現在に生きる過去である。歴史に於ては、過去は、其の最深の本質に於て現在であり、現在は、成熟した過去である。従つて、現時の教育を明らかに理解せんが爲には、過去の教育に對する認識中にも、現在の中に生きてゐる過去の教育に對する十分な認識が、具はつてゐなければならぬ。言ひ換へれば、教育史の研究によつて、我々は、始めて現在の教育に對する活眼を開き、過去を知ることによつて、始めて過去の成熟したものであるとしての現在の教育を理解し得るのである。わけても、我が國現在の教育の最深の本質―それは現在の中に生きてゐる過去の最深

現時の教育の
理解
* ジェンティ
ーレの語

教育的信念

の本質である——即ち我が教育の大精神に徹することは、教育史の研究を俟つて始めて可能である。

最後に、教育に關する學說や方法が、現時の如く複雑多様である場合には、教育者は、一定の教育的信念を有し、この信念に立つて取捨選擇宜しきを得ねばならぬ。新しい思想や方法の現る、毎に、浮萍うきへいの如く、之に追隨するは、最も戒むべきである。そして、かゝる取捨選擇に對する規準を與へるものも亦教育史である。教育史を學んで、如何なる思想や方法が、歴史的に永い生命を持ち、今もなほ生きてゐるかを知つたとき、及び、大凡教育的精神の如何にあるべきかを體認したとき、叢生する幾多の主張や新奇な方法に迷はないで、よく穩健中正の判斷を下し得るであらう。そして、かゝる教育的信念の第一の、そして、全い基石は、いふ迄もなく、肇國しやうこくこのかた一貫してゐる我が教育の大精神である。

要するに、(一)我が國教育の淵源を確認し、(二)我が國教育の特質を辨へ、

(三)教育的精神の如何にあるべきかを體得し、(四)現時の教育、特に國民學校の教育の理解に對する基礎を得、(五)教育者としての信念を養ふ事は、師範學校に於ける教育史學習の主要な目的であつて、本書は、なるべくこの目的に應じ得るやう、材料の選擇及び排列に注意を加へた。學習するもの亦、目に見、耳に聞くに止らず、況や記誦の末に馳することなく、精神で讀み、讀み得たものを一々身に體するやうにありたいものである。

第一篇 歐米の教育

第一章 古代及び中世の教育

歐米の教育に於て特に我が國の教育と密接の關係あるは近世の教育である。然るに、歐米近世の教育は永い歴史的過程に於て發達し來つたものであるから、之が起原に遡り、特に其の二大源流とも稱すべき希臘及び羅馬の教育と基督教の教育とに就て知る所なくば完全に之を理解するを得ない。従つて本章に於ては先づ古代及び中世の教育を、近世教育の理解に資する限りに於て、簡単に敘述することにする。

第一節 希臘の教育

希臘教育の特質 希臘は、地中海上の一小半島で、良港に富み、氣候溫和、土地も亦豊饒であつたが、國內には多くの都市國家が散在して、相對

希臘人の特性

峙してゐた。かゝる環境に育つた希臘人は、一面美的情操に富み、獨立自由の念強く、知性明敏、身體も頗る強健であつて、人間性能のあらゆる方面に著しい發達を示したが、他面、又大に國家的精神に燃えてゐた。

希臘の教育は、かうした希臘人の特性に裏づけられてゐる。彼等は、人間の諸性能を調和的に發達せしめ、國家有要の公民を養成するを以て、教育の終局の理想とした。即ち、調和的發展と國家主義とは、希臘教育の二大特徴であつた。教育の内容としては、一般に、身體を鍛鍊する體育と、精神を修養する音樂とが重視された。併し、かくの如き希臘教育に共通せる理想及び内容も、夫れ夫れの都市國家の特殊な事情に應じて、多少その趣を異にした。例へば、スパルタでは、國家主義が極端に行はれたが、アテネに於ては、個人の權利をも比較的によく認められた。

希臘の教育家 希臘の教育家中、特に後世に大なる影響を及ぼしたのはソクラテス、プラトン及びアリストテレスである。

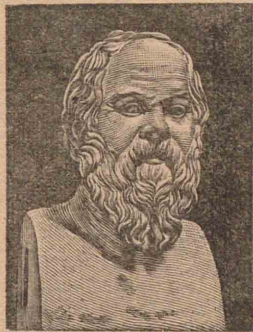
希臘教育の特質

希臘の教育家

傳記

*Socrates B. C. 469—399

ソクラテス



ソクラテスは、アテネに生まれ、父は彫刻家、母は産婆であつた。彼は、一時國家のため出征したこともあるが、殆ど公職に就かず、教育を以て自己の任務となし、蔽衣跣足、日夜アテネ市中を彷徨して、青年の教育にこれ努めた。然るに、不幸にも一部の人の誤解を受け、告訴されて遂に死刑を宣告され、獄中の人となつた。彼の知人は、委曲を盡して脱獄を勧めたのであるが、敢然これを斥け、國法の遵守が市民の如何に重要な義務であるかを説き、從容毒を仰いで國法に殉じた。

教育の目的

ソクラテスの教育説は、上の事實によつても窺はれるやうに、萬人の共に守るべき善の存在を前提としてゐる。この點、彼は、彼以前に出たソフィストと呼ばれる一派の職業的教育家と、大に趣を異にしてゐる。ソフィストは、人は萬物の尺度である。といふ見地から、普遍的なものを

疑ひ、善惡の如きも個人の便宜に従つて定まると説いたが、ソクラテスは、かゝる懷疑思想や個人主義的な考へ方に鋭く反對し、普遍妥當の善の存在を強調したのである。そして、更に進んで、人若しかくの如き普遍的な善の何たるかを眞に知るならば、必ずこれを實行に移す筈であると考へ、所謂知行合一説を唱道した。

教育の方法

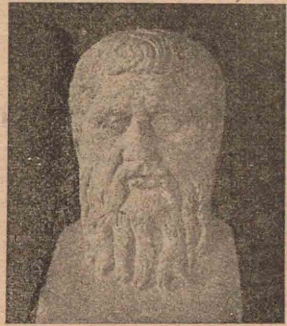
知行合一説によると、善を知るはやがて之を行ふことであり、徳は教ふることが出来る。そして、この教ふる方法として、ソクラテスは、ソクラテス問答法と稱せられてゐる一種獨特の方法を採用した。所謂ソクラテス問答法は、無知を自覺せしむる反語法から出發して、眞知を得しむる産婆法に終結する。反語法とは、こゝに一つの問題があつて、若し相手がこれを知れるかのやうに装ふときは、つぎつぎに反問して終りに相手を自己撞著に陥らしめ、無知を自覺せしむる方法であり、産婆法は、問答しながら相手の知見を開發し、歸納的に、一般的な知識を相手自

傳記

*Platon B. C. 427—347

教育の目的

プラトン



らに發見せしむる方法である。ソクラテスはいふ、私は知識を授けるのではなくて、知識を生ましむる産婆である」と。

プラトン プラトンは、アテネの貴族の家に生まれた。二十歳の時、ソクラテスの門に入り、爾來師の歿するまで學ぶこと八年、後諸國を遍歴して哲學、數學、宗教等を修め、やがてアテネに歸つて、その近郊アカデミーに學校を開き、研究と育英とに従事した。

プラトンの教育説は、スパルタ流の國家主義である。彼に従へば、個人に、理性、氣力、欲望の三作用がある如く、國家にもこの三作用に相應する支配者、軍人、勞働者の三階級が存在する。而して、個人に於て、上の三作用の夫れ夫れに應じ、叡智、勇氣、節制の三徳があり、三者相調和するところに正義の徳が實現されるやうに、國家に於ても亦、各階級が夫れ夫れ本分を守つてその徳を發揮

し、正しき關係を保持するときに、國家最高の徳たる正義が實現せられる。そして、この國家としての正義を實現せしむるのが、教育の任務である。即ち教育は、國家の各員をして、その屬する階級の本分を遂行し、協力して國家最高の徳たる正義を實現せしむるを以て、その終局の理想とする。

*プラトンの國家主義は、其の後に現れた特に現代の社會的教育學、國家的教育學の源泉である。

教育の段階

プラトンは、上の教育理想に到達するためには、先づ國家が、國民の結婚に關する規定を設けて優良な子女を得、更に生後に於て、これらの子女を、次の如き段階によつて教育すべきであるとした。即ち、子供が生れて三歳に至る迄は、主にその身體に注意し、三歳より六歳に至る間は、遊戯によつて身體及び精神の發達を計り、且、適當な童話を授け、七歳以後、學校教育を受けさせる。學校では、七歳から十歳迄は、主として體操

を課し、十一歳から十八歳迄は主に精神の教育を興へ、十九歳から二十歳迄は軍事教練を授け、軍人となる者は、この時期で教育が終る、特に學術に秀でたものには、三十歳迄高等な科學的修養を積ませ、少數の優秀者に限り、更に五箇年間哲學を學ばせて爲政家たらしめる。一國の政治は、哲學者が行はなければならぬといふのが、プラトンの見解であつた。

傳記

*Aristoteles B. C. 384—322

アリストテレス アリストテレスは、希臘の植民地スタゲイラに生まる。父はマケドニア王の侍醫であつた。十八歳アテネに出で、プラトンのアカデミーに學び、爾來師の歿する迄約二十年間こゝで過し、後マケドニア王フィリップに招かれて、王子アレクサンドルの師傅となり、非常な尊信を受けた。やがて、再びアテネに歸り、リケウムといふ遊園に學校を開き、こゝで研究と育英とに努めた。その間、アレクサンドル大王は、物資を送つて舊師の仕事を助けたが、これが却つて禍して、大

教育の目的

王の歿後、非マケドニア黨に迫害せられてカルキスに逃れ、この地に歿した。

アリストテレスの教育説も亦、國家主義であるが、プラトンに比すれば、比較的個人を認め、アテネ流の色彩が濃厚であつた。彼に従へば、人の目的は、善を實現して、心の幸福なる状態に到達するにある。併し、人としての善又は幸福は、社會又は國家を離れては考へられない。人は、本性上國家的生物であり、社會國家の一員としてのみ、眞に善を實現し、幸福を體得することが出来るのであつて、善の實現こそ同時に教育の理想である。即ち、教育の理想は、人をして、各自の善又は幸福を實現しながら、更にこれを社會としての善又は幸福にまで高め、國家の一員として人間至上の幸福を感得するに至らしむるにある。

教育の方法

教育の方法に關しては、彼は、人は自然と習慣と練習との三者によつて人となり得るとし、教育作用を、(一)自然、主として身體の養護、(二)善良な

る習慣を得しむる指導訓育、(三)知能を練習する教授に三分した。教育の段階については、先づプラトンに等しく、優生學の見地から國家による結婚統制の必要を唱へ、更に、兒童生まるゝや、幼時は、遊戯によつて心身、特に身體の發達を計り、七歳から十四歳迄は、初步の教授と體操とを課し、後、三箇年は高等な精神教育を施し、それより二十一歳に至る迄は、強度の體育を施し、これによつて軍人としての修養を與ふべきであるとして、一種の隨年教法を定めた。この點、亦、彼は、プラトンと其の軌を一にしてゐる。

*この教育作用を養護指導訓育及び教授に三分せることは、其の後、永く、現今までも襲用せられてゐる。

第二節 羅馬の教育

羅馬の國民性

羅馬教育の特質 羅馬は、伊太利半島のチベル河畔から起り、次第に

羅馬教育の特質

*Quintilianus 35?—100?

羅馬の教育家

四隣を征服し、遂に地中海沿岸の諸國を併合して一大帝國をなすに至つた。かゝる大帝國を建設した羅馬人は、他の民族と異つて、祖先を尊び、家名を重んじ、愛國心に富み、戰爭に勇敢で、法治的精神に恵まれ、又頗る現實的、實際的であつた。

羅馬の教育は、この國民性を反映して、名譽を尊重し、愛國の熱情に燃え、國の法律に従ひ、且、實際的動作に勝れた公民を養成することを終局の理想とした。さうして、戰爭と政治とが羅馬人の主な生活であつたから、教育に於ても、特に軍事、法制、修辭等を重んじ、其の何れも著しい發達を遂げた。之を希臘の教育に比較すると、彼が、心身の調和的發展を希求し、多くの哲學者、藝術家を出したに對し、此は、實用を重んじ、多數の政治家、雄辯家を出した。唯、國家主義の教育であつたといふ一點に於ては、兩者は相一致してゐる。

羅馬の教育家中、後世に影響を及ぼしたものととして、唯一人クインチ

リアヌスを擧げることが出来る。彼は、實に羅馬第一の教育家で、雄辯家養成を教育の目的に掲げた。所謂雄辯家とは、談話に熟練せる有徳の士であつて、單に辯舌に巧な人のみでなく、同時に善い人であり、辯と徳とを以て國家に奉仕する公民を意味する。彼は、又教育の方法に關し、生徒の個性に注意すべきこと、記憶と模倣とを重んずべきこと、體罰の絶對に排斥すべきこと等を唱へた。

第三節 キリスト教と教育

キリスト教 歐洲の教育に、希臘羅馬の教育とは頗る異なる一生面を開拓したのは、キリストである。キリストは、紀元前四年、ユダヤのイエルサレムの附近ベトレヘムに生まれた。母マリヤが神の精靈を感じて彼を受胎したといはれてゐる。長じて豫言者ヨハネの教を受け、三十歳頃遂に大悟し、自ら神の使者であると稱して説教を始めた。當時

記
キリストの傳

*Christ

ユダヤ人は、羅馬の治下にあつて苦んでゐたが、神が近く使者を使はして苦惱を救濟したまふと信じてゐたから、彼を歡び迎へ、救世主即ちキリストと呼んだ。併し、ユダヤ人が望んでゐた現世の富や名譽を、キリストは寧ろ排斥したので、却つて反感を買ひ、遂に羅馬の官憲に訴へられ、磔刑に處せられた。

キリストの教によれば、人は凡て神の子で、神は人類共通の父である。神は、人類を救濟せんが爲めに、世界を創造し且攝理する。この意味で、人類は神の前には平等であり、我々は四海同胞である。だから、我々は、衷心から神を信じ、現世の樂みを捨て、同胞を愛しさへすれば、神に救はれて天國に入り、神の許に永遠の恵みを享くることが出来る。と教へる。即ち、キリスト教は、教義の根柢を信仰と愛とに置き、人々を信仰と愛とによつて、永劫の生活に入らしめようとする教であつて、人世の各方面に大なる變動を齎した。其の中、特に教育に及ぼした主な影響として、

キリスト教の
教義

キリスト教の
教育に及ぼせ
る影響

左の諸點を擧げることが出来る。

- 一、キリスト教は、教育をば、兒童を神に導く愛の事業であると見たから、博愛の精神が教育の中に導入されるに至つた。
- 二、キリスト教は、如何なる民族、如何なる階級にも平等の價値を認め、一切の差別的見解を排したから、從來の國家主義の教育は、一轉して個人主義又は世界主義の教育となつた。
- 三、キリスト教は、現世の生活を以て未來の生活の準備と見たから、從來の現世主義の教育が出世間的教育に變つた。即ち希臘羅馬の理論的、審美的、道德的教育が宗教的教育に轉じた。
- 四、從つて、教育内容としては、國民道德や、市民生活に必要な知識、技能が疎んぜられ、専ら聖書を中心として、博愛、敬虔、克己、服從等の宗教的、道德が授けらるゝに至つた。そして其の結果、宗教に關係のない學問や藝術等は、寧ろ信仰を害するものとして排斥されるやう

になつた。

- 五、キリスト教は、靈を尊び、肉を卑しめ、禁欲生活による精神の救済を求めたから、自ら體育が輕視され、訓育法も亦苛酷となつた。
 - 六、キリスト教は、兒童の教育を、父母が神から委託された神聖な義務となしたから、自然に家庭教育が重視されるに至つた。
- 以上の如き影響は、その後永く歐洲の教育界を支配し、希臘の思想と共に、歐洲教育の二大潮流となつてゐる。併し、キリスト教的教育の最も著しく顯れたのは、中世紀に於てであつた。

第四節 中世の教育

中世期

一、中世前期の教育 西羅馬帝國の滅亡から、東羅馬帝國の滅亡に至る約一千年間を、史家は、通常、歐洲中世期と呼んでゐる。教育史上では、更に、この中世期を、前後の二期に區分して考察するのが便利である。

中世前期の教育

中世前期は、大體、第五世紀から第十一世紀迄を含み、歐洲の北方に住んでゐたゲルマニヤ民族が、羅馬帝國內に移動してキリスト教の感化を受け、次第に粗野の風習を脱していつた時期である。従つて、この時代に行はれた教育は、主に、キリスト教の普及發達に關するものであつて、其の爲に、僧庵學校を始め、主として宣教師及び信徒を養成する多くの學校が起つたが、教育思想に見るべき發展はなかつた。

中世後期の教育

二、中世後期の教育　中世後期は、大體、第十二世紀以後、ゲルマニヤ民族が不羈獨立の特性を發揮して、政治的、社會的活動を始めた時期である。従つて、この時期には、羅馬法王の權力次第に衰へて、武士の勢力が盛になり、之と共に一時武士の教育が勃興した。然るに、十字軍の遠征後は、武士の勢力も衰微して、市民階級が勃興し、其の結果、商工業者に必要な教育を施す市民學校が起つた。他方、サラセンの文化も移入されて、科學の研究が盛になつたので、第十二世紀以後、伊太利を始め、佛蘭西

英吉利等に大學の興起を見るに至つた。現今有名なパリ大學、オックスフォード大學、ケンブリッジ大學等は、何れも當時創設せられたものである。要するに、中世後期は、前期のキリスト教的教育から、漸次世俗的教育へと移行した時代で、純然たる中世の教育から、近世の教育への過渡期であると言へる。

第二章 第十五・六世紀の教育

第一節 文藝復興と人文主義

文藝復興　文藝復興とは、希臘羅馬の古文藝の復興を意味し、第十四世紀から第十六世紀に亘る一大運動である。中世後半以後、交通が開け、人心も漸く覺醒して來た結果、自ら、宗教の束縛を脱し、自由な研究をなさうとする氣運が勃興し、遂に古代を回顧し、其の自由にして自然

文藝復興運動

- 1 Petrarca 1304—1374
- 2 Boccaccio 1313—1375
- 3 Erasmus 1466?—1536

人文主義の教育

的な文化に憧れ、これに倣はうとするに至つたのが、この運動の動機である。かゝる動機に支へられて、文藝復興運動は、先づ羅馬の遺風多い伊太利に起り、ペトラルカ、ボツカチオ等は、既に第十四世紀に於て、神學に反抗し、古學の研究を首唱した。加之、東羅馬帝國が滅亡するや、多くの古典學者が、書を携へて伊太利に遁れ來つたので、伊太利は、古文藝復興の中心地となつた。かくて、英佛獨の各國から遊學する者次第に加はり、剩へ、印刷術の發明は、思想の普及を容易にしたから、復興運動は、終にアルプスを越えて北歐に迄も瀰漫した。唯、併し、南歐の學者は、古文藝の復興を唱ふるに過ぎなかつたが、北歐の學者、特に當時第一の學者と稱へられたエラスムスの如きは、希臘語・ヘブライ語によつて聖書を根本的に研究し、次で起つた宗教改革の導火線となつた。

人文主義 文藝復興運動は、教育界に於ては、人文主義の教育思想となつた。人文主義は、本來希臘の自由主義の復興であつて、中世の宗教

ヴィーヴェス

*J. L. Vives
1492—1540

ヴィーヴェス



教育に反對して、教育の理想を、人格の自由なる發達におき、これに達する方便として、古典を採用した。即ち、古典を學ぶ間に、古代の高尙にして、且、自由な精神に觸れしめ、かくして人としての完全なる發達を遂げしめようとするのが、當時の人文主義の理想であつた。然るに、第十六世紀以後の人文主義は、この當初の思想を忘れ、只管、古語古文の記誦を事とし、古典の中でも、特にキケロの文章に傾倒し、所謂キケロ主義に墮してしまつた。

この間にあつて、特に注目し價するは、西班牙のヴィーヴェスである。彼は、一方に於て、エラスムスに比肩すべき第一流の人文學者であると共に、他面、直觀をば一切の認識の基礎とし、ソクラテスに倣つて、教授に於ける歸納的方法を主張し、又、國語による學習を重んじ、體育を奨勵した。大凡、是等の諸點に於て、彼は、第

十七世紀の實學主義の先驅であり、近代教育の父とも稱すべき榮譽を負つてゐる。

第二節 宗教と教育

宗教改革運動

宗教改革

寺院の腐敗、僧侶の墮落は、中世期に於てすら既に反抗を喚び起し、夙に宗教改革を主張するものもあつたが、時機未だ到らないで不成功に終つた。然るに、文藝復興に伴ひ、聖書の自由研究が盛になるにつれ、羅馬教會の教權に對して疑を抱くもの漸く多く、遂にマルチン・ルテルによつて宗教改革の烽火が擧げられた。尙ルテルの外に、當時宗教改革家として立つたものに、ツヴィングリ、カルヴィン等がある。

宗教改革家の唱へた新教は、(一)人は自己の良心に基づく信仰によつて直接に神に救はれるものであり、しかも(二)我々に神の道を示すものは聖書の外に存しない、との二大主義の上に立ち、從來、神と人との媒介

- 1 Martin Luther 1483—1516
- 2 U. Zwingli 1484—1531
- 3 J. Calvin 1509—1564

新教と教育

者と考へられた羅馬法王を認めない。即ち、從來外面的であつた信仰を内面的なものに變じ、人格の尊嚴と自由とを認めた點が、新教の主な特色である。だから、宗教改革家は、一般の人々に、自ら聖書を読み得る教育を施し、聖書によつて自由な人格を育成することを重要な仕事と考へ、最も民衆の教育に力を用ひた。史家コンペーレーが、小學校は新教の生んだ兒童で、宗教改革は其の搖籃である。と言つたやうに、歐洲の普通教育は、新教徒によつて始めて其の基礎を置かれたのである。

ルテル

ルテル

ルテルは、宗教改革家にして、同時に又教育改良家であつた。獨逸ザクセン州のアイスレーベンに生れ、長じて大學に學び、ウィッテンベルヒ大學教授となつた。千五百十七年、贖罪符を難ずる檄文をウイッテンベルヒの寺門に掲げて、羅馬教會に反抗するや、法王から破門せられ、續いて幾多の迫害を受けたが、毫も屈しないで、或は聖書を獨逸語に翻譯し、或は聖教問答を著し、或は各市にキリスト教學校を設立し、

教師としてのルテル



エスイタ派

Ignatius Loyola 1491—1556

がある。この派は、千五百三十四年、西班牙人ロヨラが、説教精神修養慈善事業、特に少年及び無智者の教育によつて信仰の普及を圖る「目的」で創めた舊教徒の一團である。起原は第十六世紀であるが、盛に活動したのは第十七・八世紀であつて、單に歐洲のみならず、印度、支那、米國等世

兒童は男女を問はず、必ず就學せしむべきであるとし、始めて強制教育を主張するなど、新教の宣傳と、普通教育の振興の爲に、火の如き熱誠を示した。その勇悍豪邁なる、我が日蓮に髣髴たるものがある。

エスイタ派 宗教改革運動が漸く熾烈を加へるに従ひ、これに刺戟されて、舊教内部にも、舊教の立場を守りながら、革新の途を講ずる團體があらはれた。就中、有名なものに、エスイタ派

*St. F. Xavier
1506—1552

エスイタ派の教育

界各地に羽翼を擴め、教育上偉大なる業績を遺した。天文の末頃、我が國に來たザヴィエール以下の人々は、この派の宣教師である。エスイタ派は、其の後一時禁止せられたが、第十九世紀の初めに於て再興し、今尙活動をつづけつゝある。

この派は、(一)學校に關しては、主に中等學校以上を問題にして、上流社會の子弟の教育に力を注ぎ、(二)訓育に於ては、嚴格な團體的規律に服従せしめ、人格による感化を重んじ、(三)教授では、多く知らしめるよりも、僅少の材料を反復練習して、其の心力を練ることに苦心した。更に、(四)生徒を幾多の分團に分ち、或は能力の似てゐる二人を一組となし、相互に競争切磋せしめ、優れるものには、嚴肅な儀式により、賞牌、賞品等を授與し、之によつて知徳の向上を圖つた。(五)體育に關しても、大なる顧慮を拂ひ、過度の勉學を禁じ、必要な睡眠時間を與へ、且、水泳、騎馬、擊劍等を練習せしめた。又、(六)優良なる教員の養成に力を用ひたことも、この派の

特色である。

第三章 第十七世紀の教育

第一節 第十七世紀に於ける

社會情勢と教育

近世語の尊重

近世語の尊重 文藝復興・宗教改革等は、教權に反抗し、自由研究の精神を鼓舞したが、未だ完全に、中世的傾向を脱し得なかつた。従つて、第十六世紀迄の教育は、古典古語を中心とし、教育の實權は、僧侶の手にあつた。精神は近代的でありながら、其の方法が依然として、古語主義・宗教主義の舊態を脱し得なかつたところに、當時の教育の特色が見られるのである。然るに、第十七世紀に入つてからは、近世國家の基礎が次第に確立し、従つて國民的意識も高まり、それと同時に、教育上、國語を尊

學術の進歩

重する風があらはるゝに至つた。のみならず、實用の上からも、近世語の價値を認めて、其の發達普及に努力する教育者が多くなつた。

學術の進歩 第十六世紀から第十七世紀にかけて、學術は長足の進歩を遂げた。即ち、コペルニクス、ケプレル、ガリレイ、ニュートン等による自然科学上の發見、デカルトの新哲學、ベーコンの歸納的研究法等が陸續として現れ、これと共に、新大陸の發見、マジエランの世界一周等があつて、中世のキリスト教的宇宙觀は、次第に打ち破られ、科學的風潮が一世を風靡するに至つた。

新教育

新教育 以上の諸傾向は、やがて當時の教育思想をも動かし、新教育なるものを現出せしむるに至つた。所謂新教育は、既述の人文主義・宗教主義の教育に對立するものであつて、之が特徴として、大凡、左の諸項を擧げることが出来る。

一、從來の宗教的な、且古典的、修飾的な教育よりも科學的、實用的な教

育を重んじたこと。

二、古語よりも國語を重んじたこと。

三、言語の諳誦に偏した所謂言語主義を排して、事物の直觀及び理解を尊んだこと。

四、苛酷な訓育を避けて寛和な方法を取つたこと。

五、中世に於て輕んぜられた身體に注意を拂つたこと。

第二節 實學主義とコメニウス

傳記

上に擧げた新教育の特徴中、特に注意すべきは、自然科學の著しい發達に促され、ベーコンの歸納的研究法の影響を受け、自然界の事物現象に對する直觀を重んじ、従つて古典的なるよりも寧ろ實用的なるの點にある。史家は、之を實學主義と呼び、舊來の人文主義に對立せしめる。

實學主義

傳記

Johann Amos Comenius
1592-1670

コメニウス



コメニウスは、實にこの實學主義を大成した偉大な教育家で、第十七世紀に於ける最大の教育家たる名譽を負ふ。彼は、千五百九十二年、洪牙利の一寒村ニヴニツに生まれ、早く父母を失ひ、不幸な境遇に育つたから、當時最も重んぜられたラテン語も、十六歳になつて始めて學んだといふことである。後、大學で神學及び哲學を修めて、宗教學校に教鞭を執つたが、三十年戦争の禍亂に遇ひ、悉く家財を失ひ、剩へ新教徒たるの故を以て、國外に放逐せられた。諸國に流寓した後、漸く波蘭のリツサに落つて、語學入門と大教授學とを著した。前者はラテン語の教科書で、後者は彼の教育學である。この「語學入門」が一度公にさるゝや、名聲四方に轟き、教育改革のために諸方から招聘さるゝに至つた。併し英國に行つても瑞典に渡つても、戦亂のため、教育改革は遂に成功を見なかつた。やがて洪牙利に至り、こゝで有名な世界圖解を著

した。この書は、世界の主要なる事物及び職業を圖解したもので、後世繪入教科書の先驅となつた。後、リッサに歸つたが、こゝで又、兵燹に遇ひ、書庫、原稿等一切烏有に歸したので、再び流浪の旅に上り、和蘭のアムステルダムの客舎に歿した。コメニウスの一生涯は、戰亂迫害交々臻り、悲惨極まりないのであつたが、不屈不撓教育のために奮闘した彼の偉大なる人格は、その學說と共に、教育史上に永遠の光を放つてゐる。

教育說

一、コメニウスの先驅者　コメニウスの思想を述ぶるに當り、我々は、彼の先驅者であり、ヴィーヴニスと共に、彼に甚大の影響を與へたラトケ(ラテイヒウス)を忘れてはならぬ。ラトケは、實に實學主義の第一線に立つた教育家である。彼は、(一)一切の知識は、目による外的直觀と耳から入る内的直觀に起源するから、先づ事物を直觀せしめて、然る後其の説明に及ぶべきである、(二)教授は、凡て自然の順序に従ひ、一時に一種

コメニウスの先驅者

*W. Ratke
1571—1635

教育の目的

の學科を授け、(三)言語の教授は、自國語から始めて次第に古語に進むべきである」と説き、實學主義の精神を始めて教育に鮮明ならしめた。

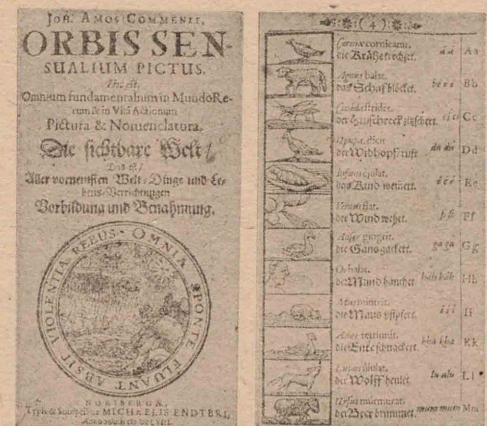
二、教育の目的　コメニウスに従へば、人生の究竟目的は、天國に入つて、神の世界に永劫の幸福を享くるにある。けれども、天國に入る準備は、現世に於ける完全な生活の外に存しないから、教育は、人を、完全な現世の生活を營むやう導かねばならない。而して、現世に於ける完全な生活は、大體、(一)知識を開發して理性的となり、(知的方面)、(二)道德を實踐して萬物及び自己を支配し、(道德的方面)、(三)神に對する敬虔心を養ひ、神の肖像となり、神の完全を代表すること、(宗教的方面)の三方面に區分せられる。

直觀主義

三、教育の方法　教育の方法上、特に注目すべきは、直觀主義である。

コメニウスは、教育界の「ベーコン」と呼ばれ、ベーコンの研究法を採用し、ラトケの考へを繼承して、直觀主義を教育の重要な原理に推し立てた。

即ち、彼は、豫め感官に存しないで、知性に存するものは一つもない。だから、感官を練習して自然界の事物を明らかに辨別せしむるは、凡ての



世界圖解

知識・能辯・才智・善行の基礎である。といふ考への下に、先づ繪畫や實物によつて外界の事物を直觀せしめながら、同時に言語を學ばせ、次第に高等な精神作用に導かうとした。併し、彼の直觀主義の中には、世界圖解が示すやうに、直觀によつて、世界に於ける一切の事物を知悉せしめようとする、百科辭書主義的な考へも含まれてゐる。

客觀的自然主義

次に、彼が自然主義を主張したことも注目し價する。コメニウスは、技術は自然を模倣するのでなければ、何事も成すことが出来ない。といふ見地から、教授上では、例へば、一つの卵から二つの雛は生れないから、

一時には一事を授くべきである。といふやうに、自然界に行はるゝ法則から、早く、愉快に、且、根本的に學習せしむる各種の法則を類推し、自然を模倣して教育を施さうとした。彼の自然主義が客觀的自然主義と呼ばれる理由はこゝにある。

* コメニウスの自然主義が、後、如何に姿を變へつゝ、發展して行くかを見るは頗る興味のあることである。

この客觀的自然主義は、訓育にもあらはれてゐる。彼は、訓育のない學校は、水のない水車のやうなものである。といふ古諺を引用して、訓育の重視すべきを説いたが、其の方法を考察するに當つては、恰も、太陽が、(一)常に光と温とを與へ、(二)時に風雨を下し、(三)稀に雷霆の威を小す如く、(二)教師は常に模範を示し、温情を以て導き、(三)時に訓戒を加へて反省させ、不良な者に對しては、(三)偶、力を用ひて矯正すべきも、必ず慈愛の精神に基づき、鞭撻は避けなければならぬとした。

學校系統

四、學校系統 コメニウスは、又次の如き學校系統を案出したが、これは現今に於ける世界の學校系統を豫示したかの觀がある。

(一)母親學校(二歳—六歳) 母の教育する場所としての家庭を指し、宗教、道德及び事物に關する知識の基礎を與へる。

(二)國語學校(七歳—十二歳) 各町村に設けられ、國語、算術、測量、初步、唱歌、宗教問答、歴史、地理及び諸般の技術を授ける。

(三)ラテン學校(十三歳—十八歳) 各市に設けられ、國語、ラテン語、希臘語、ヘブライ語及び諸般の學術を授ける。

(四)大學(十九歳—二十四歳) 各州又は各國に設けられ、諸方面の包括的な研究と旅行とによつて教育を完成する。

*John Locke
1632—1704

第三節 ロック

傳記

傳記 ロックは英國の實學主義者で、ブリストルの近傍に生まれた。

ロ
ッ
ク



John Locke

長じて大學に進み、始めは神學を、後、自然科學及び醫學を學んだ。やがて、シャフツベリー伯の知遇を得て家庭教師となり、政治にも干與したが、伯が政變のため和蘭に逃るゝや、これに従つてヘーグに至り、留まること數年、この間に「人間悟性論」を著はして、經驗主義哲學の開祖となつた。後、歸國して政府に用ひられたが、數年の後、病のため職を退き、エセックスのオーツに歿した。晩年著した「教育思想」は、頗る有益な暗示に富む好著である。

教育說

教育の目的

一、教育の目的 ロックに従へば、教育の目的は紳士の養成にある。而して、紳士は、健全な身體と道德と知識とを兼ね備ふべきであるから、教育は、自ら、體育、德育、知育の三部門に分れる。この中、體育は教育の基礎であり、德育は教育の最高目標を示し、知育は德育に従屬する。そし

體育

て、これら三種の教育を鍛錬主義で一貫した所に、彼の教育説の特色がある。

二、體育 「教育思想」の開卷第一に、健全な身體に於ける健全な精神とは、言葉は簡單であるが、人生の幸福を言ひ盡してゐる。」とあるやうに、ロツクは、頗る身體の教育に注意し、體育を系統的に述べた最初の學者であると言はれてゐる。しかも其の體育が鍛錬主義であることは、次の語に見るも明かである。曰く、私が身體及び健康に關して論じ來つたところは、次の數則に纏めることが出来る。即ち空氣運動及び睡眠を十分にし、淡白な食物を與へ、酒類等の劇しい刺戟性の飲料を禁じ、衣服は狹窄又は溫暖に過ぎず、頭及び脚部を冷し、特に足は冷水に慣れ、濕氣に浸さしむべきである。」と。

德育

三、德育 彼によれば、徳は紳士の有すべき第一の資格である。而して、徳が意志の鍛錬によつて完成さるゝこと、身體が鍛錬によつて強健

知育

になると同様である。従つて、德育では、克己自製の修養をなさしむることが重要となる。併し、そのために、過度に抑壓し、體罰を課するが如きは警むべきである。寧ろ、名譽心に訴へ、恥を知つて自ら善に遷るやうに導かなければならない。尙彼は、德育の點から見て、學校教育よりも家庭教育を重視した。

四、知育 知育に於ても、ロツクは鍛錬主義を採つた。即ち、彼は、知育の主眼は、知識を授けるよりも、寧ろ知識を受け入れる能力を開發するにあるから、多様の練習によつて、思考の習慣を形成すべきであるとした。そして、かゝる目的に合するものとして、諸種の教科中、數學を最も重んじた。けれども又、他面、實用的な知識も重視し、教授の方法としては、なるべく兒童の活動性を利用し、直觀に訴へ、愉快に遊戲的に學習せしむることを勧めた。

第四節 フランケとラサル

育
フランケと教

1 August Hermann
Francke 1663—1727
2 Philipp Jacob
Speuer 1635—1705

フランケ



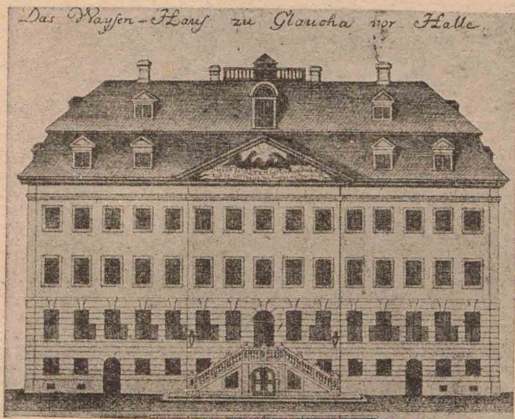
フランケと教育 實學主義に立つて、教育事業の上に不朽の功績を遺した者に、フランケとラサルとがある。フランケは、獨逸のリューベックに生まれ、大學卒業後、敬虔派と呼ばれる新教の一派の開祖、シュペーネルの感化を受けて熱心な敬虔主義者となつた。やがて、ハルレ大學の教授となり、同時に、牧師を兼ねたが、偶、寺院の門前に掲げた慈善箱に、少許りの喜捨金のあるのを見て、大に喜び、これを資本として、大學の貧學生を教師に雇ひ、貧兒を教育する貧民學校を起した(千六百九十五年)。これが、有名なフランケ學院の濫觴である。その後、彼は、更にペダゴギウム(貴族の子弟教育所)を始め、多くの學校を増設したので、彼の歿する頃には、生徒總數が二千三百以上

1 A. H. Niemeyer 1754—1828

院
フランケ學

2 La Salle 1651—1719

ラサルと教育



上に達したとのことである。この學院は、後、一時衰へたことがあるが、ニーマイエルが復興して以來、今尚、その隆盛を誇つてゐる。

フランケの事業は、種々の點で、後世の教育に大なる影響を及ぼした。先づ、(一)彼の設けた貧民學校及び孤兒院が模範となつて、各地にこれと同じ企てが盛に起つた。次に、(二)彼が教員の教養を特に重んじて設けた教員養成所は、獨逸に於ける師範學校の起原となつた。更に、(三)彼は、學校に於て古語を重んずると共に、實際生活に必要な實科及び國語を課し、植物園や理科實驗室を設けたが、これは、後、獨逸に發展した實科學校の基礎となつた。

ラサルと教育 ラサルは、佛蘭西のランスの貴族の家に生まれたが、

ラサル



後、僧籍に入つて舊教を奉じた。やがて、キリスト教學校同胞と名づくる一團體を組織し、貧民の子弟のために、ランスに於て無月謝の教育を創め、漸次各地にこの計畫を擴めていつた。又、教員養成に意を用ひ、千六百八十五年フランクに先だつて師範學校をランスに設けた。ラサルの創めたキリスト教學校同胞團體は、その後徐々に勢力範圍を擴め、今尙、教育活動を續けてゐる。

ラサルの事業が後世の教育に及ぼした影響は、甚大である。先づ、(一)彼が無月謝の學校教育を施したことは、舊教國に於ける普通教育の發達を促した。舊教國の普通教育に對するラサルの功績は、恰も、新教國の普通教育に對するルテルのそれに似てゐる。次に、(二)彼が開設した師範學校は、世界に於ける最初の師範學校であると言はれてゐる。更に注目すべきは、(三)彼が

始めて學級教授の方法を用ひたことである。從來の教授は、凡て個人的に行はれ、兒童は一々教師の前に出でて學習するならばしであつたが、ラサルは、生徒を優中劣の三等に分け、等級毎に一齊教授を施し、教授の面目を一新した。

* 是より先已に佛國の僧デミアガリオンに師範學校を開いたといふ説もある。

第四章 第十八世紀の教育

第一節 啓蒙運動と教育

啓蒙運動 第十六世紀以後擡頭し來つた自由討究の精神は、第十七世紀の末葉から第十八世紀に入つて、最高潮に達した。そして、宗教政治科學教育の各方面に互り、傳來の意見や信仰を否定し、教權を離れて、自由に且合理的に、諸般の改造を企てた。これを啓蒙運動といひ、この

啓蒙運動の特色

時期を啓蒙時代と呼ぶ。啓蒙運動は大體次の如き特色を有してゐる。

一、現世主義活動主義 この運動は、中世の宗教主義未來主義に反對して、現世の生活に注意し、現世を苦と見る宗教家の厭世觀に反對して、人間固有の能力を信じ、活動的世界觀の上に立つ。

二、合理主義、主知主義 この運動は、眞に價値ある者は理性によりてのみ認め得られるとなし、宗教上の奇蹟の如きは、これを排斥する。従つて、思考の能力を過信し、人間の進歩は、消極的には、あらゆる傳來の偏見や迷信を洗ひ去り、積極的には、合理的に正しく思考することによつてのみ齎されると信じてゐた。

* 故にこの時代を一洗時代ともいふ。

三、個人主義 この運動は、一切の教權特に宗教上の教權から個人を解放し、個人としての價値を高唱する。

四、無歴史主義 この運動は、過去の歴史を尊重しないのみならず、寧

ろこれを無視し、過去よりも將來に着眼し、社會の各方面を根本的に改造しようとする。

五、世界主義 この運動は、凡ての人は理性を有するといふ見地から、階級の差別を無視し、國民の相違を眼中におかず、四海平等の世界主義の上に立つてゐる。

啓蒙運動は、教育上では、所謂啓蒙的教育思潮となつて現れた。啓蒙的教育思潮の主な特色は、(一)人は平等に理性を有するといふ見地から、教育の能力を過度に信じたこと、(二)教育萬能論、(三)主知主義の上に立つて、教授をば、教育上最も重要な作用となしたること、(四)自然科学を尊重して實利的傾向に馳せたこと等である。尙、知識を一般に擴め、公衆の蒙を啓くために、國語を重んじ、國語による平明な敘述を旨とするに至つたことも、この時代の一特色であつて、啓蒙なる語は實にこゝに由來する。

傳記

第二節 ルーソー

傳記

*Jean Jacques Rousseau
1712—1778

ルーソー



Rousseau

啓蒙時代に於ける最大の教育思想家であるルーソーは、瑞西のジュネーブに、貧しい時計師の子として生まれた。生後直に母を失ひ、教育に冷淡な父の下に、頗る不規律な生活を送り、且小説を耽讀して生來の多感性を益、助長させた。後、父に別れ、諸方を流浪し、極めて自由奔放な生活をなした。併し非常な勉強家で、讀書と音楽とを好み、生來の豊富な想像力を益、發展させ、彼自身、自分は何も知らないが、一切を感得する」と語つてゐるほどであった。佛蘭西のデイジョン大學が、科學及び藝術の進歩は、道徳を高めるか將腐敗せしめるか」といふ懸賞論文を募集するや、彼は、これに否定的

斷案を與へて一等に當選し、彗星のやうに、忽然、學界に躍出した。その後再び、同大學の懸賞論文、人類間に於ける不平等の起源如何に應じて、文明の進歩が人間不平等の原因であるから、自然の狀態に歸るべきであると説いたが、當時の政治に對する攻撃が餘りに激しかつたために、入賞しなかつた。爾來、想を練ること多年、先づ、社會契約論、民約論を著して政治上の革命を促し、次で、教育小説「エミール」を公にして教育界に新生命を吹き込んだ。併し、この書は、エスイタ派の宗教思想に反對するところが多かつたため、宗教上の迫害を受け、諸方に逃匿し、後巴里に歸り、以前から着手してゐた「懺悔録」を完成したが、晩年は極めて寂しい生活を送り、巴里近郊の客舎に波瀾の生涯を閉ぢた。

教育説

一、エミールの根本思想「萬物、造物主の手から出るときは善であるが、人の手に移つて悉く墮落する」とは、エミール開卷第一の言葉である。

教育の目的

かゝる思想から出發して、ルソーは、人の自然性に加工する如き從來の教育に反抗し、自然の性情を開發し、完全なる自然人を作ることを教育の目的とした。そして、自然人への教育を理想とする彼は、第一に、人を造るか、公民を養成するか、二者その一を選ばなければならぬ。との見地から、公民への教育よりも、寧ろ完全なる個人への教育を重視した。第二に、萬人に共通な職務は、完全な人間となることであるから、何よりも先づ、多方面に互つて充實せる、人間に迄教育しなければならぬとなし、特殊な職業への教育を排して、一般的陶冶を主張した。

教育の方法

教育の方法に關しては、彼は、自然事物人間の三つの教育を考へた。自然の教育とは、人間生來の性情が自然的に發達することであり、事物の教育とは、外界についての經驗と其の影響であり、人間の教育とは、有意的、無意的に人類から受ける影響である。この中、自然の教育は、人力の如何ともするを得ないものであり、事物の教育も、亦容易に人の支配

を許さないものであるから、人間の教育は、努めて、自然及び事物の教育の方向に一致しなければならぬ。だから、人を教育する場合には、何よりも先づ、其の自然的發達に留意し、これに順應することが肝要である。言ひ換へれば、人間の自然的發達段階に應じて、それにふさはしい教育を施さなければならぬ。發達段階に適しないものを、前以て授けるが如きは、堅く戒むべきである。かゝる意味で、ルソーは從來の教育が、兒童を兒童として見ず、兒童に固有な權利と價值とを無視し、兒童に大人の義務を授けようとしてゐるのを、積極的教育と名づけて排撃し、所謂消極的教育を主張した。消極的教育とは、兒童の自然的發達を人爲的に早めるやうなことをせず、寧ろ外界からの悪影響を除去しつゝ、自然の發達を待つ如き教育をいふのである。

二、教育の段階と内容 以上「エミール」に現れた教育上の根本思想は、一言で盡せば、「自然に従へ、自然主義」といふことである。そして、ルソー

「エミール」の梗概

一は、この彼に獨特な自然主義を、一孤兒エミールの教育に托し、發達の段階に即して篇を分ち、一々具體的に表現してゐる。説く所、必ずしも系統的でなく、又其の凡てが、必ずしもルーソーの獨創でもない。特に、ロツクの影響を多分に受けてゐる。併し、彼の鋭利な筆鋒、非凡な着眼は、教育各般の問題を見透さねば止まない觀がある。「彼の口から出ると、何事も新しく聞こえる。」(メッセル)。大哲カントすら「エミール」に讀み耽つて、其の日課を怠つたと言はれてゐる。左に篇を追つて、其の梗概を窺ふこととする。

第一篇

第一篇は、教育の總論と嬰兒期の體育を論じてゐる。凡て嬰兒の教育は、子供の自由に任せ、其の自然的活動を妨げないやうにし、帽子や襦袢などで、身體を束縛してはならぬ。又病氣に罹つても醫藥を與へず、平生跣足で、毎日冷水に浴させ、寒暑飢渴に慣らすがよい。第二篇は、兒童が談話し得る時期から十二歳に至る迄の教育で、體育の外に、言語の

第二篇

第三篇

收得と五官の練習を其の主なる目的とする。この兩者は、常に並行すべきで、兒童自ら事物を直觀的に學習しつゝ、言語を收得すべく、讀書は一切之を禁ずる。兒童を自由に放任することは、第一期と同様で、命令従順義務等の語は、兒童の辭書から抹殺せらるべく、賞罰も自然に一任し、行爲自然の結果に鑑みて、自ら非行を改めるやうに導かねばならぬ。第三篇は、十二歳から十五歳に至る迄の時期で、知育を目的とする。知育では、物理、地理、天文等の自然科学及び凡ての職業に必要な手工を授くべく、古語、文法は度外視してもよい(實利主義)。教授に當つては、兒童をして、先づ事實について觀察し、經驗せしめ、然る後、之を言語に發表せしめる。その際、努めて干渉を避け、兒童をして自ら進んで學習せしめ、教ふるよりもなるべく自ら發見せしむべきである。かく、文字よりも事物、書籍よりも大自然につき、自發的に學ぶべきであるから、書籍は殆ど不用であり、自然人を描いた「ロビンソン漂流記」一冊のみが、エミール

第四篇

ルに許された唯一の書籍であつた。第四篇は、十六歳から二十歳に至り、道徳教育及び宗教教育を主なる目的とする。エミールは、今や社會に入る準備として、社會關係を知らなければならぬが、現代の社會は、假面の社會であつて、學ぶべき何物もない。だからエミールは、毫も事實を枉げてゐない。フルタルコス英雄傳を讀んで、人性の自然を悟り、社會の害惡を憐み、其の缺陷に同情するやうに導かるべきである。蓋し、同情は、あらゆる道徳の根源であるからである。宗教は、十八歳になつて始めてこれを學ぶ。エミールは、更に古語の學習、劇場の觀覽等によつて趣味をも養ひ、二十五歳に至つて理想の妻ソフィーを娶る。

第五篇

第五篇は、エミールの市民的教育と自己教育について述べ、併せてソフィーの教育法が説かれてゐる。自己教育では、眞に理性に従つて自己を支配する、即ち眞に自由の人たらしめ、市民教育では、國家の秩序に對する見識を特に重視し、尙、二年間各國を旅行して、其の制度、習慣等を

女子教育

學んで、市民としての教養を完成する。最後に、女子の教育では、彼は、良妻賢母主義を眞向ふにふりかざしてゐる。即ち、凡て女子は、男子を樂ませるのが其の天職であるから、從順謙讓の美德を養ひ、音樂及び手藝を學んで、よく夫を悦ばせ、子女を養育し、老人を看護して、巧に一家を整理し得るに至らしむるのが、女子教育の理想であるとなした。

第三節 汎愛派

汎愛派とザルツマン

啓蒙時代の精神を最もよく代表し、ルーソーの意見を實際の教育に適用して、當時、獨逸に於ける教育改良運動の中心となつたのは、汎愛派の人々である。汎愛派といふ名は、其の創始者であるバゼドウが、テッサウ侯レオポルトの補助の下に、千七百七十四年、同地に、寄宿制の模範

汎愛派 *Johann Bernhard Basedow
1723—1790

バゼドウ



ザルツマン

1 Christian
Gotthilf
Salzmann
1741—1811

ザルツマン

「主要なもの」
邦譯「我子
の惡徳」
コンラート、
キフエルト、
邦譯「我子
の美徳」
邦譯「我子
の美徳」
邦譯「我子
の美徳」

2 J. C. F.
Guts Muths
1759—1839

3 K. Ritter
1779—1859



Christian Gotthilf Salzmann

學校を設け、之を汎愛院と名づけたのに起因する。汎愛派からは、相繼いで多くの教育家が出たが、中にも、特に著名なのは、ザルツマンである。ザルツマンは獨逸のゼンメルダに生まれ、大學卒業後、牧師となつたが、間もなくバゼドウの汎愛院の教師に轉じた。やがて、ゴータ侯エルンスト二世の補助を得て、千七百八十四年、ゴータの近傍シュネッペンタールに寄宿制の學校を開き、終生この學校の教育に従事した。學校は、之を一大家族の如く組織し、校長は、同時に、父ザルツマンと呼ばれ、考へよ、寛容なれ、行へよ、を標語として、師弟の情誼極めて濃かであつた。又、教育に關する著述頗る多く、我國にも廣く讀まれてゐる。尙、この學校は、グーツムーツ、リッテル等、錚々たる教育者が教鞭を執つてゐたので有名である。前者は、獨逸體操の祖といはれ、後者は、有名な地理學者で

汎愛派の教育
法の特徴

ある。かくて、校運次第に隆盛に赴き、ザルツマンの歿後、彼の子孫相繼いで校長となり、以て今日に至つてゐる。

汎愛派の教育法 汎愛派は、ルソーに等しく、自然に従へ、といふことを教育の根本原則とし、其の方法亦卓拔で、當時の多くの學者、特にカントやゲーテをすら、驚嘆せしむるものがあつた。次に、この派の教育法の主なる特色を列舉して見よう。

- 一、貧富の懸隔、宗教の異同に關係なく、博愛の精神に基づき、四海同胞主義によつて教育を施したこと。(世界主義)
- 二、教育の目的を實利におき、實際生活に必要な近世語、實科、手工等を重んじたこと。(實利主義)

- 三、直觀に訴へ、自由に愉快に遊戲的に學習せしめたこと。
- 四、特に體育に注意し、體操と共に遊戲、遠足等を獎勵したこと。
- 五、語學の教授を改良し、文法から教へる從來の方法を排し、會話法を

採つたこと。

六、訓育は模範による感化を重んじ、且體罰に反對し、從來の苛酷な訓練法を改めたこと。

七、席次賞牌等種々の表彰法を設けて、兒童の名譽心を刺戟したこと。

八、特に、少年の讀物に注意し、幾多の良好な少年文學書を編したこと。

第四節 新人文主義

新人文主義

J. M. Gesner
1691—1761

啓蒙思潮と新人文主義

啓蒙思潮と新人文主義 啓蒙思潮は、一時全盛を極めたが、十八世紀の後半以後、漸次勢力を失ひ、その反動として、新人文主義が新に勃興した。新人文主義は、初め、ゲッチンゲン大學教授ゲスネルによつて唱へられ、爾來、同大學を中心とし、多くの文學者哲學者を網羅した新運動で、之を啓蒙思潮と比較すると、左の如く著しき對照を示してゐる。

一、啓蒙思潮は、精神生活を合理的、機械的に理解しようとし、藝術すら

一定の法則に従つて構成されるところとしたが、新人文主義は精神生活を直覺的、有機的なものと見、況んや、藝術の如きは、直覺に基づく自由な創作であつて、合理的な説明を許さないと説く。

二、啓蒙思潮が歴史を無視したに反し、新人文主義は、精神生活の歴史的發展に着眼し、歴史に哲學的考察を與へた。

三、啓蒙思潮は、人生を、何よりも先づ、何のためになるかといふ標準で、以て評價したが、新人文主義は、かゝる功利的見地に極力反對し、人生の各方面に夫れ夫れ独自の價値を認めようとした。従つて啓蒙思潮が藝術や宗教等を輕視したに反し、新人文主義は、寧ろ是等に最高の價値を認めた。

新人文主義の教育 以上の對立は、教育でも二者の間に著しい相違を齎した。即ち、新人文主義の教育觀は、理智的なるよりも、寧ろ藝術的であり、役立つ人よりも、自己目的としての人を作ることを教育の理想

新人文主義の教育

新人文主義と
人文主義

とし、人を人としてといふことは、其の一大標語であつた。言ひかへれば、心身の諸能力の美的な調和的な發展は、其の教育理想であつた。そして、これ、この派の有力な教育家が、何れも藝術家、又は藝術的天分に恵まれた哲學者であつた所以である。

かやうな理想を、新人文主義の人達は、古代希臘に於て實現されてゐると見範を希臘に取り、之によつて教育を根本的に改めようと企てた。この點、新人文主義は、人文主義と其の軌を一にするが、次の諸點、即ち新人文主義が、(一)人文主義、殊に十六世紀の人文主義の如く、單に古典を模倣しないで、寧ろこれを利用して、當代文化の發展に資せようとし、(二)人文主義が、ラテン語の古典を重んじたに反して、希臘語の古典に傾倒し、(三)しかも、單に希臘の古典を愛する許りでなく、その美術にも興味を感じ、(四)特に、民族的、歴史的意識に目覺め始めた等の諸點に於て、遙に人文主義を超越してゐる。新人文主義の教育學者中、特に注意すべきは、ヘ

ヘルデル

ヘルデル

*Johann Gottfried Herder
1744—1803



Herder

ルデルとゲーテである。

第五節 ヘルデルとゲーテ

ヘルデル

ヘルデルは、東プロシヤのモールンゲンに生まれた。大

學でカントに學び、其の勸めにより、エミールを讀み、之から大なる影響を受けた。併し、彼は、ルソーの如く、無歴史主義に陥らず、寧ろ歴史の中に、人と神との眞の姿を見ようとした。即ち、彼は、人と神との中間に歴史の世界

を考へ、この世界に於て、始めて人はまことの人になり、神の精神は完全に顯現せらるゝと考へた。従つて、彼にとつては、人を歴史の中に導き、神の世界計畫に參與せしむることが、教育の理想となる。然るに、歴史は、民族によつて異なり、文學、道德、美術等の文化は、凡て民族精神を宿

してゐるから、徒に他國の文化を學ばせるのは、何の益する所もない。併し、唯希臘の文化だけは例外で、希臘文化は、人間性を最も完全に表現してゐるから、これを模範として、眞の獨逸人を陶冶しなければならぬとなした。彼は、實に、歴史主義、民族主義に最初に目覺めた教育學者であるといへる。

ゲーテ　ゲーテは、獨逸のフランクフルト・アン・マインに生れた世界有數の大詩人である。大學卒業後、實際教育に従事した事もあつたが、教育に關する系統的著述は遺さなかつた。唯、我々は小説「ウィルヘルム・マイステル」、叙事詩「ヘルマンとドロテア」等に於て、彼の卓拔な教育的見識に接し得るのみである。就中、前者によれば、個人としての一般的教養、即ち全人としての調和的發展と、社會奉仕への教養との綜合が、ゲーテの中心思想である。そして、この綜合を可能ならしむるものは、彼によれば、一定の職業的作業の外に存しない。人は、一定の職業的作

*Johann Wolfgang Goethe
1749-1832

ゲーテ

業によつて、社會國家に貢獻する道を體得すると同時に、一般的な教養にも達することが出来る。蓋し、一事を正しくなす者は、凡てを正しくなし得るからである。而して、この一事の中に萬事を感じ得る究竟地が、宗教である。宗教に於ては、一が一切である。しかも、宗教の本質



は、畏敬にあるから、畏敬の念の涵養は、一切の教育の最高目標であり、且、其の最深の根原である。畏敬には、(一)我々の上にある神に對するものと、(二)我々と同等なる人類に對するものと、(三)我々の下にある自然に對するものと

があり、この三種の畏敬は、相合して、遂に最高の自己畏敬に達する。そして、上に擧げた職業的作業も、かゝる畏敬の念に充されたとき、始めて完全なものとなり得るのである。要するに、個性の内よりの發展と、この發展による社會奉仕とは、彼の教育説の骨子であり、宗教と勤勞とは、

ゲーテ

其の精神であつた。この點に於て、特に其の社會的見地に於て、彼は、新人文主義に於ける特異な存在であるとせられる。

第五章 第十九世紀の教育

第一節 第十九世紀教育の主

要なる傾向

心理的傾向

一、心理的傾向 ルーソーの自然主義は、教育界に一大革新を齎したが、その主張は、主に、外部の悪影響に反抗して、自然の性情を保護する方面を重んじ、消極的であつた。然るに、第十九世紀に入るや、この主張を更に積極的に展開し、兒童の精神状態を研究し、心理的法則に従つて發達を助長する方案が、徐々に樹立せられた。そして、かゝる傾向に、特に貢獻した教育家は、ペスタロッチ、フレーベル、ヘルバルト等である。

科學的傾向

二、科學的傾向 第十九世紀に於ける自然科学の異常な發達は、教育にも至大の影響を及ぼした。即ち、一方、自然科学が教科目中、重要な位置を占めると共に、他方、直觀的、歸納的方法が、教授の最高原則と認めらるゝに至り、人文主義は、次第に、その位置を實學主義に譲らねばならなかつた。第十九世紀の教育家中、特にこの方面を代表するものは、スペンサーである。

社會的、國家的傾向

三、社會的、國家的傾向 從來の教育は、多く個人主義であつたが、ナポレオン一世の雄圖以來、歐洲人の國家意識は頓に高まり、其の結果、教育に於ても、團體的、犠牲的精神に富む人物の養成が痛感され、期せずして、國家主義的教育への轉向の氣運が開かれた。そして、この方面を代表する者には、フイヒテ、シュライエルマッヘル等がある。

第二節 ペスタロッチ

傳記

*Johann Heinrich Pestalozzi 1746—1827

ノイホーフ

ペスタロッチ



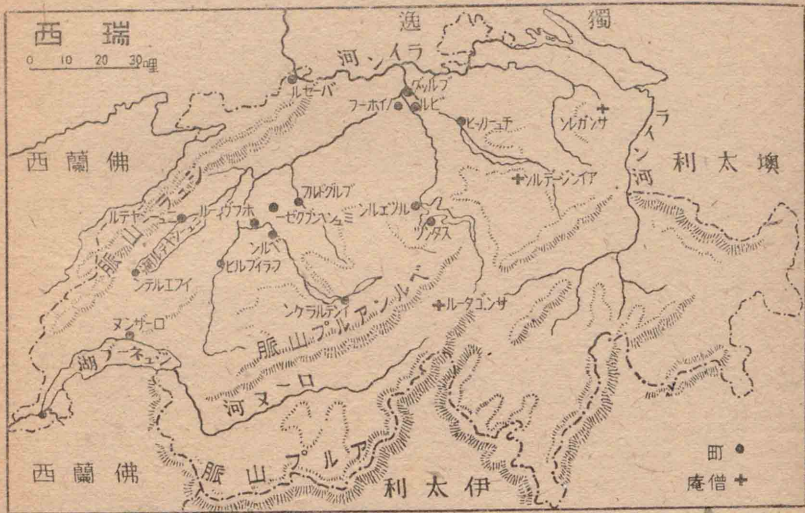
Pestalozzi

傳記 ペスタロッチは、瑞西のチューリッヒに、醫師の子として生まれた。幼時父を失ひ、専ら慈愛深き母と、忠實な家婢バベリに教育せられた。小學校、ラテン學校を経て、カレツジに學んだが、成績は、何れも優秀でなかつた。彼は、初め、牧師を志して神學を修め、次で、國家のために盡さうとして法律を學んだが、健康を害したので、醫師の勧めにより、修學を斷念し、一時叔父の家に寄寓した。

程なく、平和で、且、自由な農民生活に心を寄せ、ビル村の近傍に土地を購ひ、ノイホーフと命名して農業を始め、こゝで、温良高潔のアンナ夫人を娶つた。併し、賢夫人の内助の功も空しく、ノイホーフの農業は、氣候の不順と彼の經濟的手腕の缺乏のために、失敗に歸した。けれども、意氣尚沮喪せず、志を新にして、千七百七十五年、農場に貧民學校を設け、約五十人の貧兒を收容し、

文筆生活

ペスタロッチ教育地圖



夏は野外で労働させ、冬は紡績に従事させながら、初步の教育を施した。不幸にして、この計畫も、亦、失敗に終つたので、困厄の中に學校を閉鎖するの已むなきに至つた。その後、大凡十八年間、彼は、ノイホーフに於ける經驗を基礎として、専ら教育上の著述に従事し、先づ初めに、隱者の夕暮を公にして、職業教育に先立ち、其の基礎となる一般的陶冶の必要を高調し、次で教育小説、リーンハルトとゲルトルート」を出版して、教育の源泉が家庭にある所以を暗示した。更に、

スタンツ

「人間種族の發展に於ける自然の道に關する考察」を出して、彼の教育説に哲學的基礎を與へようと試みた。

千七百九十八年、佛蘭西軍の侵入により、瑞西に新政府が樹立せらるるや、招かれて、戰禍の最も甚しかつたスタンツ市の孤兒教育を托せられたので、彼は、一寺院を借り、約八十名の孤兒を收容し、毎日、午前は六時から十時、午後は四時から八時迄教授をなし、その他は、種々の作業に従事せしめて模範的な教育を施した。然るに、數ヶ月にして、再び佛兵が亂入したので、學舎を閉ぢてスタンツを去つた。

*彼の教育的體驗は、主としてスタンツにおける短い期間で得られたものであり、この尊い體驗の告白である「スタンツ教育報告」は、惻々我々の胸をうつものがある。

ブルグドルフ

數週の後、彼は、ブルグドルフの一學校の教師となり、教授法の研究に専念したが、校長に妬まれて職を退き、やがて、一教師と協力して政府から舊城を借り、城中に私立學校を起した。この學校は、世評頗る好く、た



(ンテルェフイ) 碑念記チッロタスベ

めに、彼の名聲は次第に高まつた。ゲルトルート兒子教育法や、直觀の
いろは等の有名な著書は、ブルグドルフ時代になつたものである。

間もなく、政府は、ブルグドルフの舊城を回收し、彼にミュンヘンブク
ゼーの一僧庵を貸し與へたので、そこに兒童と共に移住したが、同僚と
合はず、不滿を感じてゐた折柄、イフェルテン(イヴェルダン)市から招か
れたので、千八百五年、數名の教師を率ゐて同市に赴いた。教育家とし
ての彼の技倆は、當時圓熟の域に達してゐたので、イフェルテンの學校
は、忽ち隆盛になり、諸國の貴族學者、教育家等來觀するもの踵を接し、名
聲歐洲に轟いた。併し、彼は、生來統御の才に乏しかつたので、職員間に
軋轢を生じ、千八百二十五年、失望の中に學校を閉鎖して、ノイホーフに
隱退した。その後、餘生を文筆に托し、白鶴の歌等を公にしたが、間もな
くブルッグで病歿し、ビルに埋葬された。次の文は、ビルの墓碑の銘で
あるが、眞に彼の人格を偲ぶに足るものがある。

「茲にハインリッヒ・ペスタロッチ眠る。千七百四十六年一月十二日
 チューリッヒに生まれ、千八百二十七年二月十七日ブルッダに逝く。
 ノイホーフに於ける貧民の救助者。リーンハルトとゲルトルートに
 於ける國民の宣教師。スタンツに於ける孤兒の父。ブルグドルフ及
 びミュンヘンブクゼーに於ける國民學校の創設者。イフェルテンに
 於ける人類の教育者。眞の人、眞のキリスト教徒、眞の市民。凡て他人
 のためになし、毫も己を顧みず。彼の名に祝福あれ。」

教育説

内部的發展

一、教育の理想　ペスタロッチは言ふ、教育は、園藝に比較される。園
 藝家は、植物を培養して、花を開き實を結ばしむるけれども、花や實の本
 來の性質を如何ともすることが出来ない。花や實は、植物そのものの
 本質の中に初めから存在してゐる。園藝家は、植ゑ且培ふけれども、發
 展の力は神の與へたものである。と。即ち、彼も、ルーソーと等しく、兒童

は本來發展すべき素質を具有し、この素質の内からの發展を助成する
 働きが教育であると考へた。人が人に對し爲し能ふ最良の事は、其の
 自助自ら爲すことを助けるにある。とは、彼の有名な語である。

調和的發展

人の本來有する根本能力は、大凡、知力、感情、意志を含む、行動、技能の三
 者に區分せられる。この三能力、即ち頭、知、胸、道德、宗教、手、行動の三者を、
 胸に優位を與へながら、調和的に發展せしむるのが教育の理想であり、
 しかも、かゝる發展は、教育の作用が、兒童の内部的發展の方向に順應し、
 其の心理作用に適合するときに、始めて可能である。かくて、彼は、ルー
 ソーの内部的發展の説と、新人文主義の調和的發展の説とを結合して、
 教育の理想に一種獨特の見地を開いた。

方法上の原理

二、方法上の原理　調和發展といふ理想を實現する方法上の原理と
 して、ペスタロッチは、次の諸項をあげた。
 一、受容された知識は、應用され、練られ、能力とならねばならぬ。即ち、

受容と發動とは、並進しなければならぬ(自發性の原理)。

二、教育は、一步一步、間斷なく進み、飛躍があつてはならぬ(連續の原理)。

三、教育は、兒童の心理的發展の順序を追ひ、正しくこれに一致しなければならぬ(自然の原理)。

四、教育は、兒童に最も近きもの、即ち兒童の既に熟知せるもの、又は、その境遇に結合しなければならぬ(近接の原理)。

五、教育は常に直觀的でなければならぬ。直觀は、凡ての認識の基礎である(直觀の原理)。併し、彼の所謂直觀は、單に受動的に事物を受け容れる作用ではなく、能動的に事物を獲得する作用で、コメニウスの直觀よりも一層發動的である。

三、教育の方法 教育の方法は、人の根本能力に應じて、知識の教育、道德及び宗教の教育、技能の教育の三者に區分せられる。

教育の方法
知的教育

一、知的教育 知的教育の出發點は、直觀で、その目的は、明瞭なる概念

である。而して、直觀から概念に達するには、主として、(イ)對象の數と、(ロ)その形と、更に(ハ)對象について表明する語とに注意しなければならぬ。即ち、數形語は直觀の三要素で、知的教育の三つの基礎である。

技能的教育

二、技能的教育 技能的教育の目的は、圖畫書方唱歌手工等の諸教科によつて、兒童に内在する一切の身體的能力を發展させるにある。ペスタロッチが、夙に、手工的作業の價值を認め、ノイホーフの學校でこれを實行したのは、作業主義の先驅として特に注目し價する。

道德的、宗教的教育

三、道德的、宗教的教育 道德的、宗教的教育は、教育上最も重要な位置を占め、兒童を「まことの人」に迄發展せしめるのが、其の目的である。而して、かゝる目的に達するためには、「生活其の者を宗教的に組織しなければならぬ。即ち、道德及び宗教の基礎たる信仰と愛の感情が、自然に發達するやうに生活を組織しなければならぬ。」然るに、かゝる生活の組織は、家庭に於て最も容易に實現せられ得るのみでなく、家庭は、又、人

間社會の根本形態であるから、最も自然な教育所であり、母は自然の教育者である。特に、母子の愛は道德的、宗教的教育の根柢である。蓋し、母の子に對する犠牲愛は、自ら兒童に、愛信賴、感謝、從順の純情を植ゑつけ、これ等の情は、擴充すれば、自ら、市民及び人類の主宰者たる神に對する愛信賴、感謝及び從順となるからである。實に、道德的、宗教的な家庭の精神で以て、一切の社會、延いては、人類種族の改善を圖ることは、ペスタロッチ終生の大理想であつた。

ペスタロッチ運動

四、ペスタロッチ運動　ロツク及びルーソーは、上流社會の家庭教育から出發して、個人主義を説き、新人文主義は、主として中等學校の改善に眼を向けた。之に反して、ペスタロッチは、初めから下層人民の教育に著眼し、下層人民も同様に教育上の權利を有することを主張し、單に主張したのみでなく、乞食に人間らしく生活することを教ふる爲に、自ら乞食の生活をしながら、生涯、貧民の友として戦ひぬいた彼の教育的

人格は、百世の下、尙、教育者を奮起せしめねばおかない。是より以後、貧民に對する社會の同情、漸く旺盛となり、下層の人民に對する普通教育が著しく發展したのみでなく、彼の人類愛の精神に動かされて、盲啞兒、犯罪兒等の教育も漸く盛なるに至つた。後世に及ぼせる影響、彼の如く大なるは、未だ曾て見ざる所である。

ペスタロッチ主義は、本國瑞西よりも、寧ろ獨逸に擴まつた。即ち、ヘルバルト、フレイベルを始め、多くの教育家は、自ら瑞西に赴いて、其の教育法を視察し、殊にフイヒテの大演説以後、次第に獨逸各州に行はれた。其の他、米國では、ホレス・マン盛に之を鼓吹し、我が國では、明治十一年、高嶺秀夫が、當時米國に於けるペスタロッチ運動の中心であつたオスウ・イーゴ―師範學校を卒業して歸朝し、伊澤修二と共に、大にこれを宣傳した。

傳記

*Immanuel
Kant
1724—1804

カ
ン
ト



Kant

第三節 カントとフイヒテ

カント カントは、近世に於ける最大の哲學者で、ケーニヒスベルヒに生まれた。同地の大學に教授すること四十有餘年、性旅行を好まず、ケーニヒスベルヒを出たことがない。といはれてゐるが、其の哲學的著述は、世界を壓し、今尙、哲學界に至大の勢力を有してゐる。併し、教育に關しては、系統的な著述なく、唯、彼が大學に於て講義せるものを、後人の纏めたものにつぎ、其の思想に接し得るのみである。

其の年代に於て、啓蒙時代に屬するカントは、啓蒙思潮と等しく、悟性の力を信じ、傳説及び教權より個人を解放しようといふ力め、且、教育の萬能を信じてゐたが、併し人間最高の本質は、道德的意志であるとして、主知

教育説

傳記

*Johann
Gottlieb
Fichte
1762—1814

主義を排せること、道德の目的は幸福でない、徳は幸福への方便でなく、自己目的であり、無條件的に追求すべきであるとして、幸福説を排した。こと等の諸點に於て、遙に啓蒙思潮を超越してゐる。そして、彼の教育説の特色は、この啓蒙思潮に一致する方面よりも、寧ろ之に反對して、道德的自律を強調した方面に存する。即ち、彼は、人の諸性能を發展し、人類として達し得べき最高の善を實現し得るに至らしむるのが、教育究竟の理想であるとし、あくまで道德教育を教育の主位に置き、宗教を離れた道德教育の可能をすら信じた。このカントの道德觀を承け、ペスタロッチの教育思想に參し、遙に古代のプラトンに呼應して、一種の國家的教育學を唱へたのが、フイヒテである。

フイヒテ フイヒテは獨逸のラムメナウに生まれた大哲學者である。大學卒業後、二三の大學に教鞭を執つたが、偶、ナポレオンが獨逸に侵入し、母國の運命旦夕に迫つたので、猛然起つて、ベルリン街頭佛兵尙

彷徨する間に、「獨逸國民に告ぐ」と稱する公開演説をなし、國民教育の必要を絶叫し、自らこれを新教育と名づけた。後ベルリン大學の總長となつたが、病のため早世した。

教育の目的

フイヒテ



F. Schlegel

フイヒテに従へば、教育の任務は、兒童の自發活動を促進し、眞理のために眞理を愛し、善のために善を愛するに至らしむるにある。併し、眞理は善を實行する手段として價值を有するに過ぎないから、教育究極の目的は、純正な道德心と、その根柢である宗教心の涵養にある。約言すれば、物質的欲望に關係なく、それ自身永遠の生命を有する精神生活を獲得することが、人の使命であり、従つて又、教育の目的である。併し、かゝる精神生活の獲得は、精神生活の維持者たる國家の存在によつて始めて可能である。國家は、本來、神の法則を地上に移し、精神生活を永遠に發展さ

せる任務を有するものであるから、各個人が自己活動によつて獲得した精神生活は、國家の中に發展する大なる精神生活の一分子となつた時に、始めて永遠に保持せられる。そして己が祖國を、此の永遠な精神生活の保持者と見る所に、眞の愛國心は湧き出で、此の愛國心は、自ら國民をして、戦時に於ては、祖國を保護し、平時に於ては、善良の市民たらしめる。

教育の方法

以上の理想を實現する方法として、フイヒテは、特にペスタロッチの所説を推奨し、ペスタロッチと等しく、直觀と身體の練習を重んじた。彼は、又、啓蒙時代の功利主義に極力反對し、功利主義こそ祖國を危地に陥れたと難じ、凡そ道德は、道德律に對する尊敬の感情を動機とすべきであるから、苟も、人を感覺的、功利的ならしむるものは、德育上適切な手段でないとして、人爲的な賞罰を排斥した。

次に、フイヒテの所説中、特に注意すべきは、其の經濟的な教育主義で

經濟的教育主義

ある。彼は當時の社會及び家庭を、功利主義に墮落したものと見てゐる。従つて、この惡風に感染せしめない爲には、新教育の國民一般に貫徹する迄は、兒童を家庭から引き離して、共同の教育所に入れ、教師と監督者の指導の下にあらしむべく、共同教育所では、男女共學で、學習と作業とを結合し、農業園藝、牧畜等をなし、自己の勞作によつて一切の經費を支辨し、一の理想的な經濟的小國家を形成せねばならぬと説いた。即ち、彼は希臘の國家主義を近世的に潤色し、家庭すら無視した極端な國家主義を鼓吹したのである。

第四節 フレーベル

傳記

*Friedrich
Fröbel
1782—1852

傳記 幼稚園の創設者であるフレイベルは、獨逸チューリンゲン地方のオーベルヴァイスバッハに、牧師の子として生まれた。生後、間もなく母を失ひ、冷酷な繼母の下に育つた。長じて大學に學んだが、學資



Friedrich Fröbel

で、ペスタロッチの教育法を知り、研究のため、イフェルテンに赴き、滞在

二年、歸國後、再び大學に學んだ。偶、ナポレオンの侵入があつたので、プロシヤ義勇軍に投じ、戦の終るまで従軍した。

千八百十六年、グリースハイムに學校を起し、翌年これをカイルハウに移し、専ら教育に従事した。主著、人間教育は、この時の經驗に基づいて書かれたものである。後、瑞西政府に招かれ、ブルグドルフの孤

アラレンケン
の最初の幼稚園



フレイベル

兒院長となつたが、間もなくベルリンに歸り、千八百三十七年、ブランケンブルヒに一教育所を設け、後にこれを幼稚園と命名した。蓋し、幼兒を、庭園の植物に、教師を、園丁に擬へたものである。然るに、この新教育事業は、容易に世人に理解せられず、時のプロシヤ文部大臣は、幼稚園禁止令を出した。彼は、この禁を解くために、専心努力したが、未だ成功を見ざる中に病歿した。

* カイルハウの學校は、今も存續し、フレイベルの子孫相繼いで校長となつてゐる。

** この禁止令は、後、千八百六十一年に解除せられた。併し、幼稚園は、其の以前に、已に英米等にも傳はり、千八百七十六年には、我が國にも移入せられた。

教育説

教育の目的

一、教育の目的 フレイベルの教育説の根本原理は、萬有神性觀である。彼に従へば、萬有は、神靈の表現で、凡て神性を有する。萬有の目的は、自己に内在する神性を發展せしむるに存し、人の使命は、神性を意識的に實現するにある。従つて、教育は、人に潛む神性を善導して、神的統一の、意識的にして、且、純粹に自由なる代表者たらしむることを、其の目的とする。

方法上の原理

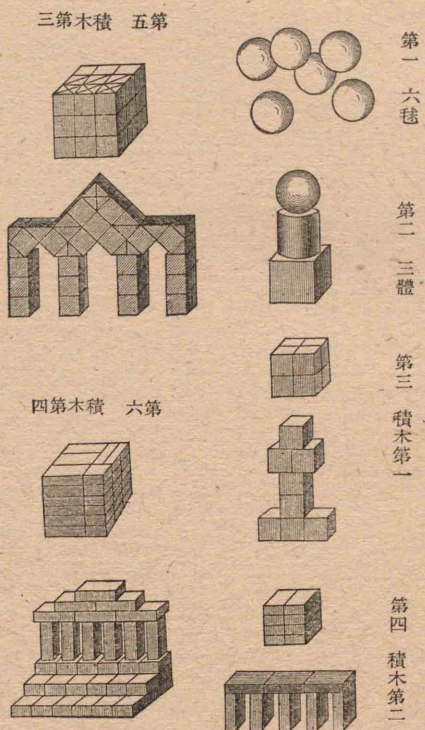
二、方法上の原理 人間の神性の實現は、先づ、内部からの自由な發展を妨げる事情を遠ざけ、次に、兒童の自己活動を善導し、内部的發展を助長することによつて始めて可能である。然るに、幼兒の自己活動は、初め、遊戯に現れ、遊戯は、將來に於ける凡ての生活の萌芽であるから、教育では、先づ遊戯を重んじ、これが徐々に變じて作業となるやうに導かなければならぬ。即ち、遊戯から作業へ、とは、教育の進むべき一般の道である。

幼稚園教育

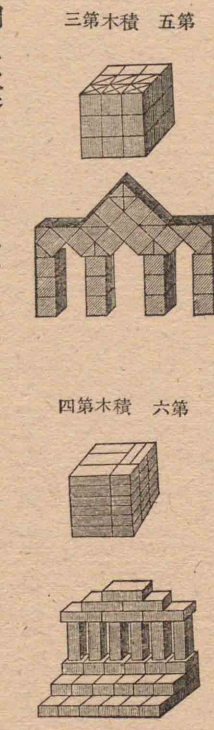
三、幼稚園教育の方法 幼稚園の教育は、上の原理に基づき、單に幼兒を看護するのみでなく、其の性質に應じた種々の遊戯を行はせ、活動性を満足させると共に、身體を強壯にし、五官を練り、且、觀察力と構成力を

六種恩物

加へ、遂にその數二十種の多きに達した。



第一 六種 第二 三體 第三 積木第一 第四 積木第二



三第木積 五第 四第木積 六第

(一)卓上で恩物を用ひて、種々の形を構成するものと、の二種に分れる。フレールが最初に用ひた恩物は、上の圖に示す數種に過ぎなかつたが、其の後、粘土細工、紙細工、豆細工等をも

* 恩物は、神の恩賜品といふ義で、自然界の事物を簡單に象徴したものであり、幼兒は、之を遊ぶ内に、自然界の理法を悟り、神の認識に達する、萬有神性觀といふ神秘的意義を持つ

てゐたが、今では、極めて舊式の幼稚園を除けば、かやうな象徴主義を棄て、専ら之を自己活動の具と考へてゐる。

第五節 ヘルバルト

傳記

*Johann Friedrich Herbart
1776—1841

ヘルバルト



Herbart

傳記 ヘルバルトは、獨逸オルデンブルグに生まれ、幼より嚴格な母の手に教育せられた。大學卒業後、大凡三年間、瑞西の一貴族の家庭教師となつたが、この間に、ペスタロッチをブルグ

ドルフに訪ねて、その教育法を學んだ。後、初めは、ゲツチンゲン、次で、ケーニヒスベルヒの大學に教鞭を執り、殊にケーニヒスベルヒの大學では、嘗てカントの占めた榮譽ある講座を擔當し、哲學及び教育學の講義に名聲を博した。同時に、大學内に教育練習所を設け、學生に實地の練習を行はせたが、これ實に、大學附屬教育練習所

の嚆矢である。ケーニヒスベルヒに留まること二十四年、再びゲッチンゲン大學に歸り、在職中急病で歿した。彼は、科學的教育學の最初の建設者と呼ばれ、教育學の主著には、「一般教育學」と「教育學講義綱要」とがある。

教育說

一、倫理學と心理學　ヘルバルトは、教育學を科學的に建設するに當り、教育の目的を倫理學に仰ぎ、其の方法を心理學に求めた。

先づ倫理學に於て、彼は、善惡如何は、意志相互の關係を、直覺的に評價することによつて定まるとなし、道徳的な意志關係として、(一)内心自由(二)完全(三)好意(四)正義(五)衡平(報償)の五種をあげ、これを五道念と名づけた。内心自由とは、知見と意志とが一致することであり、完全とは、意志活動が強く且集中持續し、しかも多方で統一を保つてゐる状態であつて、この二者は、彼の教育學に於て、特に重要な位置を占める。更に、好意

道徳的品性

とは、己を忘れて他人の意志を助長すること、正義とは、二個以上の意志が各、その分を守つて争はないこと、衡平とは、有意的に加へられた利害共に報ゆることである。そして、以上五道念の實現せられた状態が、即ち彼のいふ道徳的品性である。

表象力學說

次に心理學では、彼は、從來の能力說を排して、表象力學說を主張した。彼に従へば、心は、本來不可分で、何等の性質をも有しない一の實體であるが、他の實體から妨げられると、自己保存の作用を現し、茲に表象が生ずる。そして、一旦生じた表象は、決して消失しないで、夫れ夫れ一定の力を有し、力の法則に従つて、或は相助け、或は相排除する。高等な知的作用は、勿論感情意志に至るまで、一切の精神現象は、かくの如き表象相互の助長及び抑制作用の結果生じたもので、精神現象は、要するに、多くの表象の統體に外ならない。

二、教育の目的と作用　ヘルバルトは、鞏固なる道徳的品性の陶冶を

管理

教育の目的と考へ、この目的に達する教育作用を、管理・教授訓練の三者に區分した。

一、管理 管理は、教育の豫備的條件であつて、兒童の感覺的欲望を抑へ、靜肅にして秩序を守らしむるのが、其の目的である。即ち、それは、單に外部的秩序を維持するに止まり、心情に迄影響しようとするものではない。管理の手段としては、(イ)課業(積極的)(ロ)監視(ハ)命令及び禁止(ニ)威嚇及び懲罰(以上消極的)の四種あるが、何れの場合を問はず、簡單に且鋭く、愛と威嚴とを以て一貫しなければならぬ。

二、教授 ヘルバルトは、教育作用中、教授を最も重視した。これは、當然のこと、彼の如く、一切の精神現象従つて意志も、表象相互の作用から生ずると見るときは、教育最高の目的たる道德的品性も、結局、表象界(思想界)の陶冶を其の基礎とせざるを得ないこととなる。即ち、彼にあつては、教授は、教育の中心作用であり、管理は、其の豫備條件、訓練は、教授

教授

を完成する作用であつて、この二者は、共に教授に従屬する。

教授には、單に、知識・技能の傳達にのみ着眼するものと、更に進んで、意志の陶冶に關與するものがある。ヘルバルトは、前者を非教育的教授と名づけ、後者を教育的教授と呼んだ。然るに、思想を意志活動に導くものは興味であり、興味を媒介として、始めて、思想は意志活動に轉じ得るのであるから、教育的教授では、先づ興味喚起を其の直接目的とし、延いて究竟目的たる道德的意志に導くやうに努めねばならぬ。

教育的教授

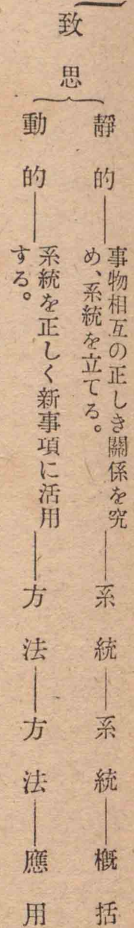
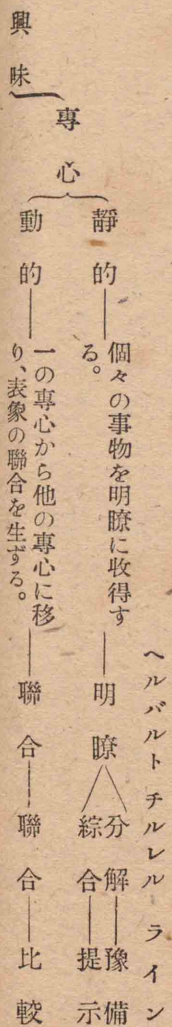
興味

興味は、ヘルバルトの教育學の核心とも稱すべき重要な概念であつて、彼は、之を、單なる快感ではなく、發動的に知識を増進し、擴充しようとする心の状態であるとし、更に、之に、直接・永續・多方といふ三條件を附加した。詳しく言へば、興味は、(一)直接に事物そのものに對して起り、(二)一時的でなくて永續し、(三)しかも、經驗及び交際の全範圍に亙り、多方でなければならぬ。而して、多方興味には、(イ)多様な事物の經驗に關する經

教授段階

驗的興味、(ロ)事物間の關係と法則とを究める推究的興味、(ハ)善惡・美醜の評價に關する審美的興味、(ニ)個人の快苦に關する同情的興味、(ホ)社會の幸不幸に對する社會的興味、(ヘ)神に對する宗教的興味の六種がある。この中、前の三者は經驗に關し、後の三者は交際に關する。

かゝる興味は、兒童既有の舊表象群が、新表象群を類化するとき生ずるものであるが、そのためには、専心と致思との二大條件を必要とする。専心とは、心を個々の事物に集中する作用であり、致思とは、事物を相互に連結する作用である。ヘルバルトは、この二者を、更に、靜動の兩方面から眺めて、始めて教授段階説を立てた。この段階は、その後、ヘルバルト派によつて多少修正せられ、永く教育界の則る所となつた。



訓練

三、訓練 訓練は、直接に兒童の情操に作用し、五道念に従つて行動し得る鞏固な道德的意志を養成するを以て、其の目的とし、教授の後に來り、教授の事業を完成する。

客觀的品性と主觀的品性

品性には、客觀的と主觀的との二方面がある。前者は、兒童の生まれながら有する性向で、後者は、知識が發達し、反省の加はるに至つて始めて生ずる。即ち品性の主觀的方面は、一定の原理によつて統一せられた意志で、其の客觀的方面を統御する働きを持つてゐる。主觀的品性が徐々に發達し、兒童が能く自己決定をなし、自律的に、明瞭鞏固で、且斷乎たる判斷に基づいて行動するに至つて、訓練の事業は完成せられる。

訓練の方法

訓練の方法は、之を、(一)保持的訓練、(二)決定的訓練、(三)規正的訓練、(四)助成

的訓練の四段階に分ける。(一)は、同一の事情の下には、常に同一の動作をなすやうに児童を導き、(二)は、児童を助け、行爲自然の結果に照らして、正しき選擇決定をなさしめ、(三)は、児童の行動中、前後一貫しない者を指摘して、行動に一定の主義あらしめ、(四)は、児童が一定の原則に従つて行動しようとして未だ斷行し得ない時に、助けてこれを遂行せしめる。

ヘルバルト派

- 1 K. V. Stoy 1815—1885
- 2 T. Ziller 1817—1882

三、ヘルバルト派 ヘルバルト一度立つて科學的教育學を建設するや、之に追隨する教育學者、極めて多く、所謂ヘルバルト派と稱する一派を成し、其の説は、十九世紀の教育界を風靡し、餘勢二十世紀にまで及んだ。ヘルバルト派に屬する多くの學者中、特に有名なるは、シュトイとチルレルで、中にもシュトイは、人格を以て勝り、チルレルは、理論家として成功した。シュトイは、體育を獎勵し、修業旅行を創め、學校園をも設けて、共同の作業を獎勵し、又、イエーナ大學に教育研究所を附設し、チルレルは、ライプチッヒ大學に附屬教育研究所を起し、又教授の段階を修

正し、中心統合法及び開化史的段階説を首唱した。尙、この派の殿將、ラインの説は、我が國にも廣く行はれ、我國の學者で彼について學んだものも多かつた。

第六節 シュライエルマツヘル

傳記

傳記

シュライエルマツヘルは、獨逸のブレスラウに生まれ、大學卒業後、一時家庭教師たりしが、後、大學の教授に進み、傍ら牧師を兼ねた。學問該博、且、雄辯であつたので、牧師として、將、教授として、多大なる影響を與へた。又、一時高等學校の改革委員として、學制の改革にも參與した。彼は、特に著名な宗

ルシ
マツ
ライ
エイ
ヘル

*Friedrich Daniel
Schleiermacher
1768—1834



F. Schleiermacher

の教育論は、遺稿として出版された。彼は、ヘルバルトと、殆ど時代を同

じくし、其の教育論亦、優にヘルバルトのそれに匹敵するものであるが、ヘルバルト派の勢力に壓され、永く其の影を潜めてゐた。然るに、近時彼の意見を復活しようとするもの漸く多く、現代の學者で彼を祖述するものも尠くない。特に、其の歴史的、社會的見地は、現代の教育學に多大の影響を與へてゐる。

教育説

一、歴史的、社會的見地 教育は、前代が後代に及ぼす意識的な影響である。詳しく言へば、教育は、後代の者が、唯、前代と同一程度の文化に高まるのみでなく、更に進んで前代の文化を一層發展せしめ得る如く、後代を導くを以て、其の任務とする。従つて、教育は、常に當時の文化を顧み、之に結合するを要する。然るに、文化は、時代により國民により、異なつてゐるから、時處を超越し、一般に妥當する教育學なるものは、存在し得ない。教育學は、一國の歴史的、文化的に規定せられる一つの歴史科學

歴史的、社會的見地

である。

二、文化活動と倫理(社會と個人) 文化は、自然を精神化することによつて成立する。自然は、其の中に精神的ならんとする傾向を有し、精神は、自然を自己の目的に従屬せしめ、之を精神化する。個人及び社會に存する自然的なものを精神化すること、これが文化活動である。そして、シュライエルマツヘルは、自然の精神的になること(自然の理性化)を、凡て廣義に倫理と名づけ、教育學の基礎學は倫理學であるとした。

人性に存する自然は、社會に入り、社會に存する精神文化に接觸することによつて、始めて理性化せられる。従つて、社會を離れて教育は成立し得ない。社會の四大形式たる(一)國家、國民性を基礎とする、(二)教會、(三)家庭及び自由な交際社會、(四)科學の社會に入ることに、より、人は始めて倫理的となることが出来る。

シュライエルマツヘルの教育説は、上に明らかなる如く、社會的教育

自然と精神

社會と教育

社會と個人

教育の区分

學である。併し彼は決して之が爲に個人を無視しない。個人は、本來社會的性質を有し、社會の中にのみ生活し得るが同時に、又他の個人と區別せらるべき特質を有する。詳言すれば、個人は、社會に存する精神的な一般價値を、己れに特有の仕方で表現する。個人は、社會の鏡であり、しかも、社會をば、己れに特有な仕方で映す鏡である。それは、一般的であると同時に特殊である。従つて、個人は社會の單なる方便ではなくて、自己目的であり、社會の一般的價値を特殊に表現する人格、即ち「特色ある、まことの人間」の養成こそ、教育の最高目的であらねばならぬ。かくて、シュライエルマツヘルは、極端な社會主義と個人主義とを結合して、前人未發の見地を開いた。

三、教育の区分と方法 人の倫理的(廣義)活動は、心情と心情の表現たる技能とに區分せられるから、教育は、(一)心情の教育と、(二)技能の教育とに二分せられ、後者は、更に、文化財を獲得する方面と、文化の發展に向け

られた方面とに二分せられる。

*こゝにいふ技能は頗る廣義であつて、外部に現れた意志活動といふほどの意味を有する。

教育

技能の教育

受動的に受容する方面……世界觀を築く。
發動的に構成する方面……世界構成に導く。

心情の教育——主として、倫理的な社會生活により直接に行はれる。

教育の方法

次に、教育の方法に於て、彼は、特に自發活動を重んじ、生徒の自發活動を喚起し、且、之を善導するのが教育の任務であると考へ、之を、正しい活動を助長する助長と、正しくない活動を抑制する抑制とに二分した。中にも、助長は、教育の中心作用であつて、抑制は、たゞ抑制の爲の抑制ではなく、結局、助長せんが爲の抑制でなければならぬ。過度の抑制により、かりにも生徒の自發活動を損ふやうなことがあつてはならぬ。特に、倫理的な社會生活により、道德的、宗教的心情を自然に助長せしむる

は、教育の第一要諦である。

第七節 スペンサー

傳記

ス*ペンサーは、英吉利のダービーに生まれ、生來虚弱であつた

から、専ら家庭で教育を受けた。併し、その後種々の職業に就きながらも、専心學術の研究に従事したため、著名な哲學者となり、拮据三十有五年、綜合哲學といふ大著をなした。教育に關しては、教育論を公にして、自然科學と

進化論を基礎とせる實利主義を鼓吹し、非常なる高評を博した。

教育説

一、教育の目的 スペンサーは、人の生活活動を、重要な度に應じて、(一)直接に自己を保存する活動、(二)生活上必要なる物資を得て、間接に自己



Herbert Spencer

スペンサー

*Herbert Spencer 1820—1903

傳記

教育の目的

を保存する活動、(三)子孫の教養を目的とする活動、(四)政治的及び社會的關係を適當に維持する活動、(五)趣味と感情の満足とに向けられた活動の五段階に分け、この五種の生活活動の十分に發達した状態を、完全な生活と考へ、完全な生活に人を導くのが教育の目的であるとなした。茲に完全な生活とは、上の生活活動の配列順序が示すやうに、固より幸福な生活を主眼とするものである。彼が古語・古典を排し、自然科學を尊重し、實利主義に馳せたのも、そのためである。

教授上の原則

二、知育 スペンサーは、教育を、知育・德育・體育に三分し、先づ知育では、進化論に基づいて、次の如き教授上の原則を立てた。

- 一、單純から複雑に進め。
- 二、漠然たる知識から、次第に明瞭確實なる知識に進め。
- 三、凡て課業は、具體的なものに始まり、抽象的なものに終らなければならぬ。

德育

四、兒童の教育は、歴史的に考察せられた人類の教育と一致しなければならぬ。即ち、個人に於ける知識の發達は、一般人類に於ける知識發生の順序を逐つて進まなければならぬ。

五、經驗から理論に進め。

六、兒童をして、自ら研究し、自ら發見せしめよ。

七、兒童に與へた興味の多少は、教育法の良否を判定する最後の標準である。

三、德育 德育では、彼は、當時の苛酷な訓育法に反對して、ルソーと等しく、自然主義を採り、人爲的の懲罰を排斥した。又、兒童の道德的早熟を戒め、初めから高きを望むことなく、日常卑近の行爲から始め、恰も野蠻人の道德から文明人の道德に進む如く、徐々に誘導して、完全な自治に到らしむべきであるとなした。

四、體育 彼は、教育では、何よりも先づ、人を、強健な動物にまで育成せ

體育

ねばならぬとして、體育の必要を力説した。そして、體育方法上の原理としては、これ亦、自然主義を採り、一面、飲食衣服等凡て自然の欲求に任せよ、と勧めると共に、他面、自然的な遊戯の價値を高調した。



第八節 アーノルドとマン

アーノルド 第十九世紀に於て、教育の實際界に偉大な功績を遺した者に、トマス・アーノルドとホレス・マンがある。



Thomas Arnold
1795—1842

アーノルド

アーノルドは英國のカウズに生まれ、極めて優秀の成績を以て大學を卒業し、三十三歳にしてラグビー公衆學校の校長に擧げられた。公衆學校とは、英國に於ける私立の第一流の中等學校で、寄宿制度がその特色である。アーノルドは、當時の公衆學校が、一般に教育に偏せるを慨き、學校教育の目的を、第一に、宗教

Horace Mann
1796—1859

マン

的、道徳的情操、第二に、紳士的の行爲に置き、知的才能をば最後に位せしめ、非難と誤解とを顧みず、誠心誠意、學校の改善に身を捧げた。しかも、生徒に對しては、余は汝等を信ずる。といふ態度で接したから、生徒も亦、虚偽を語るな、校長は我等を信ずる。と互に戒め合つた。併し、不良の行爲があれば、毫も假借せず、嚴罰を加へ、常に、次の如き言葉で生徒を戒めた。「生徒の數の多少は、學校の問題ではない。唯、キリスト教的紳士の學校であることが必要である。」と。かくて、ラグビーの校風大に擧がり、ウインチェスター、ハーロウを始め、多くの公衆學校が漸次これに倣ふに至つたので、英國公衆學校の學風は、茲に從來の偏知的教育から紳士的の教育へと一轉した。

マン マンは、米國マサチューセツツ州に生まれ、大學卒業後、一時大學の教授となり、後、更に法律を研究して辯護士となつたが、四十一歳で同州新設の教育局長の椅子につき、在職十二年、一身を普通教育の振興



に捧げた。即ち、(一)普通教育の必要を力説し、(二)民平等に、男女を問はず、一様に教育を受くべきを唱へ、(三)學校建築、學校衛生のために力を盡し、

(三)ベスタロッツチの主義に基づいて教育法の改善を圖り、特に、道徳的、社會的人格の養成に力を注ぎ、(四)教員會議を起し、(五)師範學校の設立普及に努めるなど、諸般の畫策周密を極めた。ために、マサチューセツツ州の教育一時に振興し、他の諸州争つて之に倣つたので、米國の教育は面目を一新した。

第九節 第十九世紀教育の約説

諸家の業績 第十九世紀の教育は、前數世紀の教育事業を綜合し、大成した觀がある。其の心理的傾向は、主として教育の方法に關し、科學的傾向は、教育の材料に關し、國家的傾向は、目的及び制度に關して、前世

諸家の努力

紀の缺點を改善し、更に之を發展せしめた。即ち、ペスタロッチは、児童の心理的研究と、児童に對する深厚なる愛情が、教育事業の眞の根柢であること、又、教育は、各能力の内部的、調和的、發展を助長すべきであるが、しかも、此の發展は、児童自身の經驗と活動とによるべきこと、及び、教育の基礎は、家庭の感化にあることを教へ、フイヒテやヘルバルトは、教育の中心を、道德的、宗教的、陶冶に置き、他面、フイヒテやシュライエルマツヘルは、社會的、國家的見地より、各獨特の教育説を發展せしめて、從來の個人的教育學を打破し、又、フレイベルやシュライエルマツヘルは、自己活動を方法上の最高原則とし、スペンサーは、科學の價值を高唱して、實利主義を宣傳するなど、まことに百花妍を競ふの趣がある。今、是等諸家の努力が、教育の各方面に對して、如何なる影響を與へたかを、簡單に左に約説して見る。

一、教育の對象　ロック及びルーソーは、貴公子の家庭教育を説き、新

教育各方面の
改善

人文主義は、中等學校以上の教育に努力したのみで、未だ、普通教育には及ばなかつたが、第十九世紀に入ると、一面に於て、多くの教育學者が、児童心性の發達に注意を向け、一樣に児童の教育法に主力を注ぐと共に、他面に於て、國家主義は、次第に勃興し、相俟つて、普通教育の發達を促し、嘗て、ルテルが、想定し、コメニウスの學校系統中に示された平民の教化は、始めて完全に實現せられ、同時に、凡ての教育機關は、國家の手に統一さるゝに至つた。

二、教育の目的　第十八世紀の個人主義から、第十九世紀後半に於ける社會主義、國家主義への轉換は、教育の目的にも變動を來し、第十八世紀に見るが如き個人主義、世界主義は、次第に其の影を没し、國家主義、歴史主義が之に代らうとする情勢を示し、社會と教育の關係に深甚な注意を拂ふに至つた。

三、教育の内容　教育の内容については、教育の(一)世俗化したこと、及

び、二、實利的となつたことの二者が最も著しい特徴である。前者によつて、宗教教育は、次第に勢力を失ひ、後者によつて、自然科学は、諸教科中、重要な位置を占め、其の結果、おのづから古語の研究を制限し、教育と實際生活とを接近せしめ、實業教育、補習教育等の發達を見るに至つた。

四、教育の方法 併し、第十九世紀の教育に於て、最も顯著な進歩を見たのは、方法に關する領域であつて、一方には、心性の開發、多方の興味兒童の自己活動等の唱道、他方には、兒童の自由の尊重、苛酷な訓育の緩和等により、第十八世紀に於けるルーソーの改革的主張も、著實に、具體的に實行せらるゝに至り、注入的、服從的であつた教育は、一轉して、自由で愉快な發動的教育に、堂々其の歩武を進むるに至つた。

第二篇 本邦明治維新以前の教育

第一章 本邦教育の淵源と上古の教育

第一節 本邦教育の淵源

國體と教育 凡そ一國の教育は、その國特有の國體と、國民性とを基礎とするものである。我が國に於ては、國體は、肇國と同時に既に定まり、國民性も、早くから顯れて、本邦教育の淵源をなしてゐる。

天照大神、天孫瓊瓊杵尊の降臨に際し、

葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣。寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。

と勅し給ふた。この神勅により、こゝに儼然たる君臣の大義が宣せられ、天照大神の御子孫が、この瑞穗の國に君臨し給ひ、その御位の隆えま

さんこと、天壤と共に窮りないことが昭示せられた。まことに、北畠親房が、大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。わが國のみ此事あり、異朝には其たぐひなし。この故に神國といふなり。と言へるが如く、萬世一系の天皇、皇祖の神勅を奉じて永遠に統治し給ふことは、萬古不易、萬邦無比の我が國體であり、億兆一心、聖旨を奉戴して忠孝の美德を發揮するは、我が國體の精華である。そして、我が國の教育は、凡て源をこの國體の精華に發してゐるのである。

我が國民性

國民性 肇國このかた、世運幾度か變遷したが、神勅炳として日星の如く、又よく外來の文物を攝取同化して、肇國の大精神を向上發展せしむることを得たのは、一に廣大無邊の御聖徳と、皇室の御稜威によるのであるが、一には、又、我が特異なる國民性に基づいてゐる。我が國民性中、特に古代から著しく顯れたものとして、敬神崇祖、忠孝、武勇の三者が擧げられる。

敬神崇祖
神鏡奉齋の神勅
此之鏡者專
爲我御魂
而如拜岐
前伊都
奉。

忠孝

一、敬神崇祖 敬神が立國の要義であることは、神鏡奉齋の神勅によつても明らかである。古代は、祭政一致で、神に仕へるは、やがて政治の主要部であつた。神に仕へるには、太占、祓禊、祈禱等があり、萬事神祇に憑り、疑はしきは、神教を仰ぎ、神の御旨を奉じて政を行はせられた。又、特に族制を重んじ、祖先の靈を崇拜し、家々皆氏神を祭つて、報本反始の誠を致した。

二、忠孝 我が國民道德の眼目たる忠孝兩道は、この崇祖の念に胚胎したものである。即ち、我が民族の大宗家にましまし、且、國家の統治者であらせられる皇室に奉仕するは、忠であつて、孝を兼ね、祖先忠誠の遺志を繼承し、祖先の遺風を顯すのは、孝であつて、同時に忠であり、忠孝兩道、名は二にしてその義は一である。我が國民が、古來この兩道を勵み、世厥の美を濟し、國體の精華を發揮し來つたのは、我が國特有の美風であり、我が國民道德の粹である。

武勇

三、武勇 我が國が武を以て開かれたことは、歴史に明らかな事實であるが、上古は兵農一致國民皆兵の制であるから、上下一般に武藝を練り、狩獵を好み、歌舞によつて勇壯の氣風を養ひ、君國の大事に臨んでは、死をも恐れず勇敢に戦つた。

その他

その他、清淨潔白を尙んだこと、名譽を重んじたこと、快活淡泊で現在を樂んだこと、温順優美で風雅を愛し、自然に親しんだこと、實際的活動を重んじたこと、包容同化の力に富んだこと等は、何れも我が國民の特質である。

「まこと」

併し、以上の諸特質が、其の根柢となり、其の核心とも稱すべき「まこと」の心によつて一貫せられてゐる所に、我が國民性の眞の特色は求められる。「まこと」は、明き淨き直き誠の心、一毫の私をも交へない至上純粹の心である。「まこと」を本として天皇に奉仕するのが、我が國民の忠であり、この忠を本として親に仕へるのが、孝であり、「まこと」を致して神威

をあげ、神恩を感謝するのは、敬神であり、「まこと」に徹する所に、眞の勇は生ずる。

要するに、天照大神の肇國の大精神に發源し、御歴代天皇の御威徳を仰ぎ、「まこと」の心を以て皇運扶翼の道を盡すことは、太古から存する我が國一貫の道であり、我が國民精神の特色である。

第二節 上古の教育

太古の教育

太古の教育 太古には文字なく、又學校の如き、特別な教育的施設はなかつたが、教育は固より存在してゐた。教育の内容としては、敬神忠孝その他の國民的性質の訓育や、武藝農耕狩獵及び家職に關する技能の教育、和歌音樂による美育等を擧げることが出来る。そして、これ等の教育は、一定の規則の下に行はれたものではなく、或は神事を修し、祭祀の典例を知らしめ、或は皇室の御事績、祖先の功名談、神話、傳説等を語

儒教の傳來

り聞かせ、或は狩獵や舞踊に伴ひ、或は生産に従事せしめるなど、日々の實際生活の間に、機に應じて、手づから、口づから修得せしめ、自然に行はれたものであるが、之によつて我が國固有の傳統は、つぎつぎに傳へられ、前言往行存して忘れず、次第に根柢を固めて儒教の傳來に及んだ。

儒教の傳來 應神天皇の十五年に、百濟の阿直岐來朝し、翌年更に博士王仁來朝して、論語十卷、千字文一卷を獻じた。皇子稚郎子は、この二人について儒教を學ばせられたが、これが儒教傳來の始である。

孔子 儒教を大成したのは孔子である。孔子は、名を丘字を仲尼といひ、魯の昌平郷に生まれた。長じて禮を老子に問ひ、やがて魯の定公に仕へたが、後には、道を説いて諸國を周遊した。併し、到るところ遇せられなかつたので、再び魯に歸り、専ら禮を修め、樂を正し、春秋を作り、以て王道を明らかにした。



孔子

傳記

一一〇
一八二年

孔子の教義

教を請ふ者凡そ三千人、偉大なる教育的感化を與へた。破して、魯の城北泗上に埋葬せられた。

孔子の儒教は、堯舜以來早くから支那に發達した思想を、集大成して政治道德の要道を示したものである。

儒教の最高原理は、仁である。仁とは、遠近内外に通徹した慈愛の徳、己の欲せざるところを人に施さず、己達せんと欲して人を達する忠恕の徳、利己の念を抑へて徳を行ふ克己禮讓の徳、王者が民を安んずる救濟の徳、凡そ是等の諸徳を、總括し包容せる最上至高の理念である。併し、孔子は、同時に、又、修徳の實踐的規準として禮を尊んだ。道を、内、精神の操守として見たとき、之を仁といひ、外、則るべき社會的規準として見たとき、之を禮といひ、相俟つて道は始めて全い。孔子が、克己復禮爲仁といつてゐるのは、この事を示したもので、仁と禮の二者は、儒教の中心思想である。

教育思想

孔子の教育に關しては、先づ、それが自己の人格によつて子弟を導く、まことの人格教育であつたことを挙げねばならぬ。彼が常に學んで厭かず、諄々として誨へて倦まず、困厄の間にあつても、慇懃子弟を導き、子弟を見ること、我が兒の如くであつたことは、教育者の好模範である。次に、彼は、六藝及び文行忠信を教育内容としたが、決して畫一に流れず、子弟の資質に應ずる如き、個性尊重の教育を施した。更に、不憤不啓、不悱不發、舉一隅不以三隅反、則不復也、學而不思則罔、と述べて、奮勵努力を奨め、子弟の自發活動をも重んじた。彼は、又、性相近也、習相遠也、と説いて教育の力を信じたが、他面、唯上知與下愚不移、と述べて、之に一定の制限を加へた。

儒教の傳統

孔子の後、子思、孟子、荀子等出でて、儒教の正統を繼いだ。子思は、中庸を重んじ、誠を、天の道、人の道なりと説いて、儒教に哲學的基礎を與へた。孟子は、仁と共に義を説き、更に性善説及び養氣の説を唱へ、荀子は、性惡

説をなし、禮讓により人性を矯むべきであるとし、禮を以て學問の眼目とした。

佛教の傳來

佛教の傳來 印度に起り、中央亞細亞を経て、支那に傳つた佛教は、更に朝鮮を経て我が國に傳來した。即ち、欽明天皇の十三年、百濟の聖明王、釋迦佛像及び經論を獻じ、且、其の功德を上奏したが、これ、我が國に於ける佛教の起原である。

傳記
九八?—
一七六?年

釋迦 佛教の教祖は釋迦である。釋迦は、名を悉達多と呼び、印度の迦毘羅城に生まれた。釋迦牟尼とは、釋迦種族から出た得道者の意である。長じて世を厭ひ、出家して道を修め、或は摩揭陀國で婆羅門の僧について學び、或は苦行林で苦行したが、なほ得るところがなかつた。やがて佛陀伽耶に至り、菩提樹の下に端坐して、天地人生の真相を自得し、所謂佛陀(覺者)となつた。釋迦は、この悟りを以て萬衆を救はうと志し、爾來四十有餘年の間、各地を巡歴して法を説き、拘尸那羅の沙羅雙樹

釋迦の教義

の下に入滅した。

釋迦の教義は、四諦をその綱領としてゐる。四諦とは、苦集滅道である。其中、苦とは、人世を苦痛と観ずること、集とは、この苦痛を集め起す原因業を究めること、滅とは、苦の原因を絶ち、佛教最後の理想たる涅槃に入ることである。併し、涅槃の境地に達するためには、道を修めなければならぬ。道には、戒定慧の三學がある。戒とは、よく戒律を守り、思ふこと、語ること、行ふことが共に正しきこと、定とは、心を一境に注いで散亂せしめないこと、慧とは、知見を開いて一切の無常を悟ることである。何人も、この三學を修めて諸種の業を斷絶すれば、本有の佛性を發揮して、轉迷開悟、涅槃の妙果を受けることが出来る。

我が國固有の精神と兩教 儒教の所説には、禪讓放伐の如き思想も含まれてゐるが、忠孝仁恕の道を始め、種々の點で、我が國固有の精神と一致するところが多く、従つて、これに學理的説明を與へたかの觀があ

我が國固有の精神と兩教

聖德太子
一一二
一一三
一一八
一一九

つた。然るに、佛教は、所説頗る深遠であつたが、其の思想の厭世的、未來的な點に於て、本來樂天的、現世的で活動を尊ぶ我が國民性と相容れない傾向があつたのみでなく、王法以外に佛法を説いたので、傳來の當初は、神佛兩道の激烈な紛争を惹起し、容易に調和しなかつた。

聖德太子 佛教の精神を巧に採り入れ、これに儒教を加へて、我が國政に施されたのは、聖德太子である。太子は、頗る御聰明、普く内外の典籍に精通せられ、推古天皇の十二年に、憲法十七條を御制定遊ばされ、國家治平の基礎、國民道德の大本を示されたが、これは、多く、内容を佛教に採り、形式を支那古典に求め、日本固有の精神で綜合されたものである。其の第十二條に、國非二君、民無兩主、とあるは、當時大陸文化に沈潛された太子の日本的御自覺を物語る好例である。更に、太子は、殺生禁を嚴守し、遊獵を廢して藥獵を行ひ、種々の慈善事業を起されたが、これより以後、佛教の影響によつて、一般人民の救済に心を用ふる者次第に多く

教育の發達

なつた。

教育の發達 應神天皇の御代、皇子稚郎子が、王仁について學ばれたのは、師について學ぶことの始と見られるが、その後、推古天皇の十五年、聖德太子が、法隆寺學問所を設けられ、僧侶を構内に寄寓させ、學費を支給して勉學させられたのは、我が國に於ける學校の濫觴といふべく、同十七年、留學生八人を隋に遣されたのは、我が國留學生の始である。降つて、孝德天皇の御代、高向玄理等を國博士に任じたのは、學官の始であり、天智天皇の朝、大學を設け、百濟人鬼室集斯を學職頭となしたのは、俗人のために設けられた學校の始である。更に、天武天皇の御代には、大學の外に、國學の制を定めて學事を獎勵されたので、教育の事業漸く盛なるに至つた。

第二章 奈良平安時代の教育

第一節 奈良平安時代の教育思想

教育の内容

教育の内容 前代に於て、支那と直接交通の途が開けて以來、遣唐使、留學生及び僧侶等が、盛に彼地に往來して文化を移入したため、支那崇拜の風が、上下に瀰漫するに至つた。従つて、教育に於ても、單に唐の學制に倣つて教育制度を立てたのみでなく、唐の文化を移して教育内容となした。そして、漢文を巧に綴り、詩文を記誦し、漢才に長ずることを唯一の目的とした。

思想家の輩出

思想家の輩出 かくして、教育の制度漸く整ひ、好學の風大に興つたので、著名な思想家が輩出した。先づ、初め漢文學のみ盛であつた頃には、吉備眞備、小野篁、菅原道眞、三善清行、空海、最澄等の學者が輩出したが、

やがて假名が作られてからは、國文學も亦隆盛に赴き、紫式部清少納言等の女流文學者紀貫之等の歌人も續々あらはれた。これ等の人々の中で、教育上特に注意すべきは、菅原道真と空海とである。菅原道真は、久しく侍讀の任を拜し、又、上流子弟の教育を掌り、更に自家の文庫、紅梅



菅原道真

殿を公開して、圖書館教育を創めた外、當時の儒者が徒に唐に心酔してゐるのを慨いて、遣唐使の廢止を奏請するなど、その識見の高邁なる、實に當代第一の教育家であつた。次に、空海は、當代學僧中の白眉で、頗る書を能くし、自ら諸國を遍歴して法を説き、到るところに弘法大師の傳説を聞くやうに、絶大なる感化を後世に残したのみでなく、又私學を起して始めて庶民に教育を施した。

第二節 奈良・平安時代の教育機關

大寶令の學制

大寶令の學制 文武天皇の大寶元年に、大寶令が發布され、その中に學制も定められた。これは、我が國教育令の嚆矢であるのみでなく、世界に於ても、最も古い教育令の一つである。これによれば、學校に大學と國學との二種がある。大學は、京都に設け、五位以上の子弟及び八位以上の請願者、東西史部の子弟を入れ、明經、紀傳、明法、算書、の五道を教へ、國學は、各國に一箇所これをおき、郡司の子弟を入れ、學科は大學に準じたが、その程度は低かつた。共に、官吏の養成を以て其の目的とした。その他、醫學、天文、曆法、音樂等を教へるために、典藥寮、陰陽寮、雅樂寮等も設けた。

私學 大學及び國學の盛なるにつれ、私學も亦勃興した。弘文院、勸

學院、文章院、綜藝種智院、學館院、淳和院及び獎學院は、七大私學と稱せられ、中にも勸學院が最も榮えた。これ等の私學は、多くは、創立者の一門の子弟を教育するために設けられたものであるが、僧空海の創立した

私學の創立者
弘文院 (和氣廣世)
勸學院 (藤原冬嗣)
學館院 (橘氏公)

淳和院
(恒貞親王)
獎學院
(在原行平)
文章院
(菅原清公)

綜藝種智院のみは、僧俗貴賤を問はず、廣くあらゆる人々を入學させ、佛
教と世俗の學とを兼ね授け、我が國庶民教育の濫觴とも見るべきもの
である。私學の外、公開圖書館も起り、石上宅嗣の芸亭は、其の嚆矢であ
る。

家學

家學 大學の教育は、一時盛大であつたが、嵯峨朝以後、私學の勃興と
共に次第に其の勢力を失ひ、降つて藤原氏の專權時代に至つては、綱紀
弛み人心頹廢して、凡ての教育事業衰へ、之に代つて家學が興起するに
至つた。家學とは、大學諸道の學を以て一家を成し、之を子孫に傳ふる
もので、中にも、明經道の清原家、明法道の中原家、紀傳道の菅原大江兩家、
算道の三善家等最も顯れ、宛然、私立専門學校の觀を呈するに至つた。
殊に、高倉天皇の御代、京都に大火があつて、大學私學共に燒失してから
は、家學のみ獨り教育の事に與つた。

第三章 鎌倉室町時代の教育

第一節 鎌倉室町時代の教育思想

教育の變化

武士道と教育 鎌倉室町時代は、武士が社會活動の表面に立つた時
代である。そのため、前代の末期、已に衰へつゝあつた學問教育は、當
代に入つて一層の衰頹を示した。他面、時代の要求から武士道が起つ
て、こゝに教育上の一大轉向を來した。

武士道の起原

武士道は、我が國の武士の間に發達した一種の道德であるが、その淵
源は頗る遠く、武士道の精神は、未だ武士階級の起らなかつた以前に、既
に存在してゐたのである。即ち、古來、勇敢で、忠誠な我が國民精神は、や
がて武士道の精神であつて、物部氏・大伴氏等の武臣が専ら忠節を勵み、
名譽を尊び、武勇を重んじたのは、この精神を著しく發揮したものに外

武士道の精神

ならない。その後王朝時代に於ては、一時文が尊ばれ、武は輕んぜられたが、源頼朝が幕府を開くに及んで、こゝに古來の精神は復活せられ、武士道も略ぼ體系をなすに至つた。

頼朝は、平家が奢侈に流れ、文弱に陥つて滅亡を早めたのに鑑み、簡易質樸堅實等の美風を鼓吹し、常に士卒を戒むるに、(一)武術を習練すべきこと、(二)龜忽尾籠の所行あるまじきこと、(三)卑怯未練の所行あるまじきこと、(四)質素儉約を主とすべきこと、(五)主従互に恩義を重んずべきこと、(六)然諾を重んずべきこと、(七)死生相結託すべきこと等を以てした。その後、北條氏も、亦この精神を承け、泰時・時頼・時宗等、何れもこれを理想として武士を教育した。

武士教育の内容

武士教育の主な内容は武藝であつた。武藝は、武士の本領で、武士道の實行も、主としてこれによるのであるから、常に武藝の練磨を重んじ、大に、劍術・弓術・馬術・水練等を奨勵した。かくて、其の教育は、尙武の一方

僧侶と武士道

に偏し、文事は多くこれを顧みなかつたので、文字を解する者は殆どないといふ状態にあつた。武士教育の特色は、一言に、前代に於て盛であつた、言語文字の技巧を樂しむ才藝教育を轉じて、精神的で、且實際的な意志教育となした所にあると云へる。

五山京都、建仁東福、萬壽天龍、相國録倉、建長淨智、壽福淨妙

僧侶の功績

僧侶と教育 戦亂のため、文事が顧みられなかつた當代に於て、僅に文教の命脈を維持した者は、常に戦亂の外に立つてゐた僧侶、わけても、京都及び鎌倉の五山の禪僧であつた。加之、禪僧は、所謂不立文字を宗とし、煩瑣な經典、教説によらず、座禪觀法によつて、直ちに自己本來の面目に透徹し、死生の關門を超脱しようとして、努めたから、當時の武士の境遇と、氣質とに適合して、武士道の發達に大なる貢獻をなした。

當代の僧侶が、學問・教育に盡した功績には、特筆すべきものがある。即ち、(一)五山の僧徒の禪風は、よく武士を感化して、深く其の歸依を得、僧侶の中には、爲政者の顧問の地位を占めた者もあつた。(二)戦亂を外に、

靜に學窓にあつて文教を維持したのみでなく、盛に宋元の地に往來して、彼の文化を傳へた。又、(三)山内に學舎を開いて士庶の教育に當り、所謂寺子屋の始をなし、更に、(四)各宗の僧徒が各地に巡錫して布教した外、或は講筵を開き、或は著述によつて、一般民衆を教化した。

第二節 鎌倉室町時代の教育機關

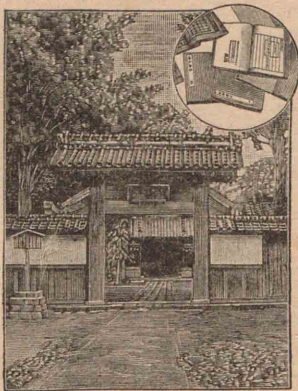
寺子屋

寺子屋 僧侶が、寺院に於て士庶を教育するやうになつてから、寺子屋といふ教育機關が起つたことは、前に之を述べた。當時の寺子屋の就學は、大凡十歳頃から十五歳頃迄で、別に卒業といふことはなく、概ね見計ひで退學した。課業は、主に手習であつたが、これに結合して、修身、讀書作文及び諸種の實用上の知識をも授けた。太田道灌、織田信長、徳川家康、林羅山等は、何れもこの寺子屋に學んだものである。寺子屋は、實に、我が國普通教育の起原とも見るべく、次代に及んで、全國に普及するに至つた。

金澤文庫と足利學校

金澤文庫と足利學校 寺院以外の教育機關としては、僅に金澤文庫と足利學校とが擧げられる。金澤文庫は、武藏國金澤村の稱名寺境内にあつて、北條實時の創立したものである。廣く和漢の書籍を蒐め、主に北條氏の子弟の學問に便したので、北條氏滅亡後は次第に衰頽した。足利學校は、下野國足利町にあつて、或は小野篁の創立といひ、或は國學の跡であるといひ、或は足利義兼が一族の學問所として起したものであるとも

足利學校と
同校現存の
古書



いひ、起原は明らかでない。一時振はなかつたが、上杉憲實之を再興し、僧快元を聘して庠主となし、四方の學徒を集めて教育を施した。戰國時代に於ても衰へず、第七世の庠主九華の如きは、學校にあること前後三十年、弟子三千人に達したといはれてゐる。徳川時代に入つても、幕

府の厚い保護を受け明治五年廢藩置縣の際まで存続した。

第四章 徳川時代の教育

第一節 徳川時代教育の概観

家康

徳川幕府の興學政策 織豊二氏の後を承けて撥亂反正の功を遂げた家康は、馬上で天下を取つたけれども、馬上では治められぬ。應仁此の方、君臣父子相争ひ、天下の争亂一日も止まなかつたのは、全く學問廢れ、人倫の道を辨へなかつた爲であるから、書籍を刊行し、學問を奨励することは、仁政の一端である。との見地から、大に文事を奨励し、文教復興の機運を開いた。

家康は、(一)禁中並に公家武家の法度を定め、禁中法度には、天子の御藝能中學問を第一とす、といひ、公家法度には、家々の學問を油断なく勵む

べし、といひ、武家法度には、文武を兼備すべし、といつて、大に學事を奨励し、(二)孔子家語を始として、諸種の書類を刊行し、(三)律令國史等の各地に埋れるを求めて謄寫し、(四)藤原惺窩、林羅山等を學べて書を講ぜしめ、(五)伏見に圓光寺といふ學校を起し、足利學校九代の庠主三要を聘して、校主となし、僧俗を問はず入學せしめた。

其の後、歴代の將軍皆家康の遺志を紹ぎ、文事を奨励したが、五代將軍綱吉は、最も學問に熱心で、自ら書を講じて大名及び旗本に聽かせ、又昌平齋を擴張して幕府の學校とする等盛に講學を奨励したから、諸藩も亦競つて學者を聘し、學校を起した。中にも、特に文教に功績のあつたのは、池田光政、保科正之上、杉鷹山等である。他方、民間にも亦碩學輩出して、種々の學説を創唱するなど、文運一時に隆盛に赴いた。

八代將軍吉宗は、普通教育に意を用ひ、室鳩巢をして六諭衍義等の兒童教科書を編せしめて之を頒ち、又洋書の禁を解いて實學を奨励し、明

綱吉

吉宗

家齊

治文化の端を開いた。

十一代將軍家齊の時、松平定信が幕政に與るに及んで、大に心を學政に用ひ、昌平黌の組織を改め、且、異學の禁を布き、朱子學を宗として紛々たる異説を抑へようとしたが、當時自由討究の精神が非常に盛であつたため、異説相次で現れ、文教の多様な發展をなした。

學派と學者

學派と學者

當代に於ける教育の内容たるべき學說思想は、頗る多様であるが、その中重要なものとして、一般に左の諸派が擧げられてゐる。

一、儒教派

(一)朱子學派

藤原惺窩・林羅山・松永尺五・木下順庵・貝原益軒・室鳩巢・新井白石・中村惕齋・紫野栗山・尾藤二洲等

(二)陽明學派

中江藤樹・熊澤蕃山・三輪執齋・中根東里・佐藤一齋・大鹽中齋・佐久間象山・横井小楠・西郷南洲等

(三)古學派

山鹿素行・伊藤仁齋・伊藤東涯・荻生徂徠・太宰春臺等

(四)折衷學派

片山兼山・井上金峨・太田錦城・細井平洲・廣瀬淡窓等

二、神道派

(一)闇齋學派

山崎闇齋・淺見綱齋・佐藤直方・三宅尙齋・山縣大貳・竹内式部・賴三樹等

(二)古典派

僧契冲・荷田春滿・加茂眞淵・本居宣長・平田篤胤等

(三)水戸學派

德川光圀・德川齊昭・藤田東湖・會澤正志齋等

三、武士道派

山鹿素行・吉田松陰等

四、社會教育家

(一)心學派

石田梅巖 手島堵菴 中澤道二 柴田鳩翁等

(二)報德教

二宮尊徳

五、洋學者

新井白石 青木昆陽 前野良澤 桂川甫周 杉田玄白 大槻玄澤等

教育の機關

教育の機關 當代に於ける學校其の他の教育機關の主なるものは、

大凡左の通りである。

一、幕府直轄の學校(主要なもの)

(一)昌平黌

(二)和學講談所

(三)開成所

(四)醫學所

二、藩學(總數三百餘の多きに達した。其の中特に著名なもの)

名古屋の明倫堂 水戸の弘道館

和歌山の學習館 金澤の明倫堂

佐賀の弘道館 仙臺の養賢堂

萩の明倫館 熊本の時習館

米澤の興讓館 福岡の修猷館

岡山の花鳥教場 會津の日新館

鹿兒島の造士館

三、民間の教育機關

(一)郷學其の中特に著名なもの)

肥前の多久學校 備前の閑谷學校

(二)漢學塾其の中特に著名なもの)

菅茶山の廉塾(福山) 伊藤氏の堀川學校(京都) 中井甕菴の懷徳書院(大阪) 廣瀬淡窓の

咸宜園(豊後) 吉田松陰の松下村塾(長門) 松永尺五の講習堂(京都)

(三)寺子屋

第二節 朱子學派

朱子の學說

朱熹
一一七九〇年
一八六〇年

朱子の學說 朱子學派とは、支那宋代の儒者、朱熹の學說に據らうとする一派である。朱熹は、周濂溪が初めて唱へ、程明道、程伊川によつて祖述せられた學說を、大成した大儒である。彼に従へば、凡そ宇宙間には、理と氣との二元あり、相合して萬物を構成する。理は萬物を通じて同一であるが、氣には精粗の別がある。事物の差は、凡て氣の精粗に基づくものであつて、譬へば、同一の水も、赤器に盛れば赤く、青器に盛れば青く見ゆると同じである。人性も亦、理氣二元から成つてゐる。理は、本然の性で、人倫、道德、其の内に具つてゐるが、氣質の性は、其の人の稟けた氣の清濁によつて、善惡賢愚の別を生ずる。併し、氣質は移し難いものではない。人生の目的は、濁私欲を去り、清天理を發揮するに存し、この目的を達するには、窮理と居敬との二者に依るべきである。

窮理とは、廣く事物の理を窮め、自己の知を致すことで、博學、審問、慎思、明辨の順序によらねばならぬ。居敬とは、心をば、知る所を行はうとの一點に收斂して、散亂せしめず、常に自己の言行を省察するをいひ、その結果として、篤行を生ずる。理を窮め、敬に居り、日夜怠らなかつたら、凡人もよく聖賢の域に達することが出来る。

博學、審問、慎思、明辨は、先づ知を明らかにする段階で、篤行は、最後に實踐する段階であるから、この説は、先知後行説で、順序から言へば、窮理が先であるが、究竟の目的は篤行である。又、この五段階は、儒教に於ける一種の教授段階とも稱すべきで、教育の方法として、廣く世に行はれた。

貝原益軒

傳記 我が國で始めて朱子學を講じたのは、南北朝時代の僧玄慧であるが、その後、この學派に屬する學者が續出した。就中、教育史上、特筆すべきは、貝原益軒である。益軒は、筑前國福岡黒田侯の侍醫の家に生

傳記
一一七九〇年
一八六〇年

貝原益軒



まれ、善良な家庭教育を受け、才名夙に著はれた。長じて京都に遊學したが、學ぶに常師なく、殆ど獨學で學者となつた。歸つて藩儒となり、子弟を教育すること四十餘年に及んだ。生來虛弱であつたが、醫學を修め、あらゆる養生法を嚴守したため、老いて益壯で、講學の傍ら、著述に従事し、殊に晩年に大著が多い。又、旅行を好み、暇ある毎に、その妻東軒と諸國を巡遊した。百餘の著書中、五常訓、大和俗訓、初學訓、童子訓、家道訓、君子訓、文訓、武訓、樂訓、養生訓等所謂益軒十訓は、庶人の教育を説いたもので、何れも文章は平易で、しかも雅馴、内容は懇篤適切であつたから、廣く士庶の間に行はれた。

教育説

教育の目的

一、教育の目的 益軒は、教育は單に士人以上の者に限らるべきではなく、士農工商一般にこれを授くべきであると主張して、普通教育の必

教育の方法

益軒の筆蹟

勤則必成・出必勤

勤則必成 もね

要を唱へ、學問の道は他なし、只道を知りて善惡を明らかに分かち、善を行ひ惡を去るにある」と説いて、徳育を教育の主な目的となした。

二、教育の方法 従つて、教育の方法中、最も訓練を重んじ、習慣の養成を其の出發點とした。凡て道徳上の習慣は、幼時に於て養成すべく、家庭では早くから嚴格な教育を施し、苟も姑息の愛に溺れてはならぬとして、鍛鍊主義をとり、又、乳母、朋友より、僕婢に至る迄、よく人物を選ばなくてはならぬとして、環境の影響を顧慮してゐる。教授に於ては、修身習字(作文を含む)・讀書(歴史を含む)・算數・音樂等の教科を擧げ、その順序は、凡て兒童の發達に従つて、簡より繁に、易より難に進む所謂「隨年教法」を採つた。養護については、先づ育兒法に注意し、舐犢の愛に流るゝことなく、多少の飢寒に耐へさせ、克己の精神を養ひ、且、運動遊戯等によつて、自由にそ

三宅米吉著「益軒の教育法」參照

課程表

年齢	學科	習字	讀書	禮法	修身	藝術
六歳		平假名、五十韻、假名、世間往來	數字の名(億より)、東西南北の名、五十韻(縦)	言葉づかひ	尊長を敬ふこと、尊卑長幼の別等	
七歳		平假名の續き、片假名の續き	平假名の續き、片假名の續き	前の續き、年に相應の禮法	前の續き	
八歳		楷草大字	漢字の單語、短句(文句短くして讀み易く解し易きものを讀ませ、諸記せしむべし)	幼者に相應の禮法	孝弟の道、弟を愛し、臣僕を慰み、師を尊び、女に交はる道、賓客を敬ふ道、忠信禮義廉恥の道、謙讓	
九歳		前の續き	前の續き	前の續き	前の續き	
十歳		前の續き	先聖賢の書中義理の聞え易く悟り易き切要なる所を説き聞かすべし		五常の理、五倫の道、大略	文武の藝術
十四歳		前の續き	小の經書		溫和愛敬善行	
十五歳		これより専ら義理を學び身を修め人を治むる道を知るべし、博く學び多く知るべし。				
二十歳		元服成人、これより幼少なる時の心を棄て、成人の徳に従ひ、博く學び篤く行ふべし。				

女子教育

教育上の功績

の元氣を發揚せしめなければならぬと説いた。

三、女子教育 益軒は、又、女子教育の必要を唱へ、童子訓に、「教女法」といふ一篇を設けて、これを論じ、愛敬と從順の徳を教ふことを、其の要道となした。其の方法は、七歳にして男子と席を分ち、假名を主として漢字に及び、純潔な古歌を誦へしめて風雅の道を學ばせ、十歳以後、外出を許さず、裁縫・紡織・算數等を教へ、家事經濟に注意せしめ、婦徳・婦言・婦容・婦功の四行を積んで、良妻賢母たる修養を全からしめる。世に行はれた女大學は、益軒の思想に基づき、その妻東軒の編述したものであるといはれてゐる。

四、教育上の功績 益軒、博學洽才、その著書は、道德を始め、醫學、博物、政治、地理、歴史の諸方面にわたつてゐるが、特に教育上の卓見として、(一)德育を説くと共に、經濟を重んじ、算數を卑む謬見を破つたこと、(二)兒童の發達に應じて教材を適當に排列したこと、(三)多くの漢學者中、獨り歌道

を奨励して、國學勃興の端を開いたこと、(四)平易な著書を弘めて、通俗教育の端を開き、心學派の先驅となつたこと、(五)教育は、四民平等に、男女を擇ばずこれを受くべきであるとして、普通教育を主張したこと、(六)家庭教育及び女子教育を重んじたこと等の諸點を擧げることが出来る。彼は、始めて教育を系統的に論述し、且その識見遙に時流を抜いてゐたが、後繼者を得なかつたため、學說としては、發展を見ることが出来なかつた。併し、著書による實際教育上の功績は、甚だ大であつて、其の影響は、遠く今日に及んでゐる。

第三節 陽明學派

陽明の學說
1 陸象山
一七九一—一八五二

陽明の學說 陽明學派とは、支那宋代の陸象山の說を承けて大成した王陽明の學說に據らうとする一派である。陽明の學は、心即理說致良知說知行合一說を三綱領とする。心即理とは、宇宙の本體は理であ

2 王陽明
一一三二—一八八

つて、人は生まれながらこの理を心に具し、行爲の標準は凡て心に内存してゐると見る考へである。而して、この心の理が明らかに正しくあらはれたものが、即ち良知である。良知は、慮り、學ぶを待たないで、よく善惡正邪を直覺するのであるが、人には私欲があつて、これを晦ますために、種々の邪惡が生ずるのである。この故に、人たるもの、常に其の意を正しく誠にして、私心を去り、良知本心を致さなければならぬ。これが、即ち致良知である。併し、如何に知を致すとも、行はなければ、未だ眞の知とはならない。眞の知は、必ず實行を豫想する。知者行之始、行者知之成れるものであつて、知と行とは合一する。かくて、陽明學の修養法は、朱子學の如く、先づ事物の理を窮めて、後、實行するのでなくて、所謂事上磨練で、短刀直入に實行して致良知の修練を成すに存し、最も實行を重んじた。

中江藤樹

傳記

二二六八―
二二〇八年

中江藤樹



傳記 我が國で始めて陽明學を講じたのは、中江藤樹である。藤樹は、近江國小川村に生まれ、幼時大學を讀んで發奮し、獨學で勉強を續けた。長じて大洲侯の弟新谷侯に仕へたが、母に奉養するために、官を棄てて郷里に歸り、子弟を教育した。初め朱子學を奉じたが、三十七歳の時陽明全書を讀み、深く知行合一の説を信じ、我が國陽明學派の首唱者となつた。

教育説

教育の目的

一、教育の目的 藤樹に従へば、學問の目的は、道德の實行にある。しかも、心裏の良知をよく體認することが、其の第一義であつて、書籍は、單に「吾人心性の注脚」に過ぎない。即ち、彼の教育の目的は、致良知の一語に盡きる。而して、彼は、致良知を又孝といひ、孝に極めて廣い意義を與へた。曰く、情欲の邪火を消化し、以て本體の明を復すべし、之を大孝と

教育の方法

いふ。と。又曰く、良知とは、赤子孩提の時よりその親を愛敬する最初一念を根本として、善惡の分別、是非を眞實に辨じる徳性の知を云ふ。かくて、彼の教育の目的は、具體的には孝の實行にあると言へる。
二、教育の方法 教育の方法としては、模範によつて教化すべきを勧め、根本眞實の教化は徳教なり、口にて教へずして我身を立て道を行ひ人の自ら變化するを徳教といふ。と述べてゐる。しかも、模範による感化は、模倣性の強い幼時に於て行はれ易いから、幼時の教育に特に注意すべきであるとなした。又、彼は、音樂の教育的價值を力説した。

教育上の功績

三、教育上の功績 彼は、單に徳教の必要を説いたばかりでなく、自ら範を垂れて實踐躬行し、しかも懇切に子弟を導いたから、徳風郷黨に洽く、近江聖人と敬はれて、偉大なる人格的感化を及ぼした。弟子の中、熊澤蕃山最も名高く、彼は池田侯に仕へ、民政上に大なる功績を擧げた。

第四節 古學派

古學派

古學派 上に述べた、朱子學陽明學共に老莊や佛教の影響を多分に受け儒教本來の面目と一致しないところがあつたから、これを斥けて古に遡り、直ちに孔孟の眞の精神に接しようとする一派があらはれた。これが古學派である。この派の代表者は、山鹿素行・伊藤仁齋・荻生徂徠等である。

伊藤仁齋

傳記
二二八七—
二三六五—
年

傳記 伊藤仁齋は、京都の堀川に生まれた。初め、程朱の學を修めたが、後、一家をなし、大學は孔子の遺書にあらず、宋儒理氣の説は、皆佛老の緒餘にして、聖人の旨にあらず、と喝破し、論語古義、孟子古義、中庸發揮等を著して古學を首唱した。古義堂堀川學校と稱する私塾を開いて、道を説くこと四十餘年、門生全國に普く、其の數三千人を超えたといはれ

伊藤仁齋

教育の目的



てゐる。性寛厚にして高潔、母に仕へて孝心深く、人に對しては少長の別なく、懇篤誠實であつたから、人皆其の徳に服した。

教育説 仁齋に従へば、教育の目的は、道を行ひ、仁義の徳を成すにある。そして、仁義の徳は、専ら、

人の本來有する惻隱羞惡辭讓是非の四端を擴充することによつて得られるといふ見地から、特に實踐躬行を重んじ、訓誥に拘り、博覽記誦を事とすることを深く戒めた。

教育の方法

教育の方法としては、夫れ聖人の教を設くるや、人に因つて教を立つ。而して教を立て、人を驅るなし、造作する所なく、添削する所なし。と言つて、畫一主義を排し、個性主義を採つた。従つて、科條を設けて督察を嚴にすることなく、師友一堂に會して互に切磋するを主とした。

仁齋の歿後、長子東涯よく家業を紹ぎ、其の家塾たる堀川學校は、相傳

功績

へて明治初年に及んだ。弟子には、並川天民、中江岷山等の高足があつた。

荻生徂徠

傳記 荻生徂徠は江戸の人。初め、程朱の學を講じたが、後、古文辭學を開き、古言を研究して六經の眞義を究めようとした。性豪邁、文辭の才一代に並ぶものがなかつた。

教育説 同じく古學派と呼ばれながら、徂徠と仁齋とは、全く見解を異にしてゐる。仁齋が、仁義を以て道とせるに對し、徂徠は、道は、先王の作爲せる禮樂の統名であつて、仁といふのも、富國安民の徳に外ならなるとし、儒教の本領を政治に求めた。従つて、教育の目的は、徂徠にとつては、民を治める術に長じ、國家有用の材たるべき人物を養成するにある。

教育の方法に關しては、彼は、個性主義、自由主義を採り、巧に開發法を

傳記
二三二六―
二三三八―
二三八八―

教育の目的

教育の方法

利用し、各自の個性を暢發し、長所を發揮せしむることを努め、區々の禮節に拘泥せず、各、その往くところに任じた。彼は、又、文辭の研究を學問の根本義となし、教育内容として、古文を學び、古文を作るべきことを説いて、文藝主義の教育を唱道し、漢文の如きも、支那音により、直讀直解すべく、決して和訓倒讀の法によつてはならぬとし、自ら之を實行した。尙、彼は、言の盡くす所のものは、僅々乎たる理の一端のみ。且身從事せずして、而して能く立談に瞭然たるは、豈能く深く之を知らんや。と言つて、實地の修養を特に重んじた。

徂徠の教育説、わけても、個性主義、自由主義及び文藝主義の教育は、當時に於ては、確に一異彩であつた。彼の學派を古文辭派又は護園學派と云ふ。多くの弟子中、太宰春臺、服部南郭の二氏が有名である。

功績

第五節 折衷學派

折衷學派

折衷學派 朱子學陽明學古學の何れにも偏せず寧ろこれ等の諸派の説くところを統一して中正の道を求めようとした儒學の一派を、折衷學派といふ。折衷學派に屬する學者の中、教育上特に注目すべきは、細井平洲と廣瀬淡窓とである。

細井平洲

傳記
二三八八—
二四六一—年

傳記 細井平洲は、尾張國平洲村の農家に生まれ、長じて中西淡淵に學んで折衷學を唱道した。初め、江戸にあつて後進を導いたが、後、米澤侯上杉治憲の賓師となり、その學政を輔けて興讓館の制を定め、晩年、又、尾張侯に聘せられて明倫堂を改革した。資性、溫厚篤實、しかも操守頗る堅く、其の講義は、切實簡明にして、聽く者感泣せざるはなく、一度その風貌に接したものは、永く忘れ得なかつたといふことである。



細井平洲

教育の目的

教育説 平洲は、教育の目的は、成徳育才、その器用を盡くすに在り。と説いて、道德主義に加ふるに、實用主義を以てし、且、學校の設立は、御先祖様よりの風俗を失ひ不申、萬人安堵仕候様に被遊度と申所極意にて、人を利口發明に被遊度と申所には無御座候。とて、教育を政治の用具となした。

教育の方法

教育の方法としては、彼は、特に師たるものの修養の必要を論じ、又、教育は、上は人君より下は下民まで、皆第一の急務である、として普通教育の必要を唱へ、更に、花は見事に相見候ても、苦桃石桃に候は、終に食物にも入不申、無詮事御座候。梅は梅干に相成、栗はむし栗に相成候所が極意に可有御座候。とて、子弟の個性を顧慮すべきことを説いた。従つて、彼は、教育をなす場合にも、一家の説に偏せず、聖學の要は徳を成すにありて學流にあらず。と諭して、人々をしてその好むところに従つて學ばしめた。

功績

平洲は學者といふよりも、徳教家であつた。説くところ、必ずしも高遠ではないが、日常見聞するところに従つて例を引き、民衆の現實生活に即して親切丁寧に道を説いたので、時人に大なる感化を與へた。彼は又、教育行政家として卓拔な手腕を有してゐた。

廣瀬淡窓

傳記

二四四二一
二五一六年

廣瀬淡窓



傳記 廣瀬淡窓は、豊後國日田町の商家に生まれ、獨學で、諸子百家の書を讀破した。二十四歳の時、始めて學舎を起し、儒學を講じたが、遠近より來り學ぶ者次第に多くなつたので、塾舎を新築し、名づけて咸宜園と稱した。爾來、死に至る迄、大凡五十年、病弱のため殆ど郷關を出ることなく、孜々として身を育英に委ね、教を受くるもの、前後三千餘人に及び、高野長英、大村益次郎を始め、幾多の人材を其の門に出した。咸宜園は、淡窓の歿後、義子青嶺

教育の目的

之を紹介し、其の後相傳へて、明治二十六年に至る迄、約九十年間持續した。教育説 淡窓は、當時の學者が、訓誥ヲサガシ、詩文ヲ作ルヲ事トシ、有用ノ學ヲ務メざるを痛嘆し、人材ヲ教育スルコト、今時諸ノ國ニ於テ、第一ノ要務ナリ。として、國家社會に有用な人材を育成するを、教育の目的とした。

教育の方法

教育の方法に關しては、(一)先づ治めて後之を教ふ。といふ主義で、幾多の規則を設け、嚴格に監督して、懶惰を戒めた。(二)凡諸生の人品一様ならず、才子あり、不才子あり、富生あり、貧生あり、長者あり、幼者あり、勤者あり、惰者あり、塾生あり、外來生あり、其人によりて其望不同。といふ見地から、仁齋や徂徠や平洲と等しく、生徒の個別的取扱に注意した。(三)勤勞主義を採り、塾生をして、年齢學力才能に應じて、教授の補助その他萬般の塾務に參與せしめ、協同精神を養ひ、意志を鍛鍊すると共に、實務を處理する能力を與へようとした。(四)教科としては、始めに素讀を授け、傍

功績

ら手跡と諸禮と數術とを授け、其の後輪讀をなし、講釋を試み、文章を學ばしむべきであるが、これ以上の科目、例へば、經學、歴史學、兵學、醫學、蘭學等は、人々の好みに應じて授くべきであるとなし、素讀から文章までの必修科目と、それ以上の高等な選擇科目とを區分した。

淡窓の所説は、頗る近代である。就中、有用な人材育成を教育の目標に掲げ、教科目として有用の學を奨めた如きは、明治維新後の教育を暗示してゐるかの觀がある。

第六節 武士道派

武士道派

武士道派 古來我が國に行はれた武士道の精神を解明し、國家的思想を鼓吹した一派が、武士道派であつて、山鹿素行と吉田松陰とは、之を代表する。

山鹿素行

傳記
一八二一—
一八二五

傳記

山鹿素行は、會津に生まれ、幼少の時朱子學を學び、長じて兵學を習ひ、更に神道、國學その他百般の學を修めて、學問極めて該博であつた。初め、赤穂侯に仕へたが、後、致仕して江戸に家塾を開き、専ら兵法文學を講じた。名聲頗る高く、門人二千人以上に及んだ。然るに、寛政六年、聖教要録を著して古學を唱へ、朱子學を排撃したために、幕府に忌ま



山鹿素行

教育の目的

教育説

素行に従へば、教育の要は、天地自然の理を明らかにし、知育、これを踏み行はしめる(德育)にある。即ち、教育では、事物の理を辨ずる才と、言行を正し、情欲を恣にせざる徳との二者に、注目しなければならぬ。しかも、徳は才によつてあらはれ、才は徳によつて行はれるから、

教育の方法

この兩者は、實に二にして一である。故に、徳を養ふに才を以てし、才を用ふるに徳を本とし、兩者を兼ね備へるやうに教育するのが、教育の理想である。

素行も亦、平洲と等しく、教育は、啻に士人に必要なのみでなく、農、工、商を通じて萬人に必要なものであるとして、普通教育の必要を説き、教育の方法では、先づ、内にきざす所あるに任せて、外そのことを正しく導き、性の發露に従つて教育すべきであるとなし、生徒の發達段階に應ずる一種の隨年教法を立てた。又、師道の嚴なるべきを説き、師は、全部を教ふべきではなく、寧ろ一端を教へて、他は自ら工夫せしむべきであるとなし、生徒の自發活動を獎勵し、日常の坐作進退、事物の應接に對する修養を重んじて、一種の作業教育を唱へた。

併し、以上の教育説よりも、更に彼の著しい功績として、我々は、彼が、(一)其の著、中朝事實に於て、我が國體の尊嚴なる所以を明らかにし、支那崇

功績

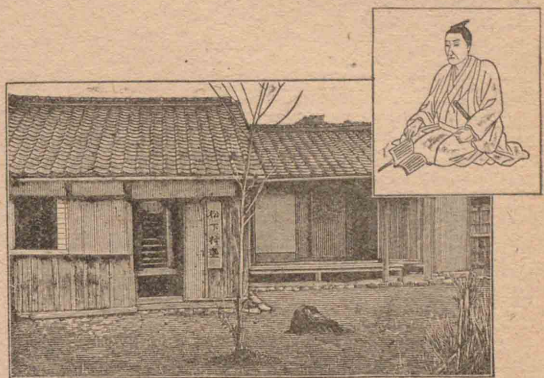
拜に陥つてゐた當代の學者を警醒したこと、(二)武士道の思想を集め、始めて組織的な學説となしたことを挙げねばならぬ。中にも、彼の武士道は、影響極めて著しく、彼の家塾に學んだ門人は、諸國にわかれて、所謂山鹿流の兵學を全國に弘め、彼の著書、武教全書、武教小學、山鹿語類等は、武士道の經典として、永く世の則るところとなつた。

吉田松陰

傳記
二四九〇—
二五一九年

傳記 吉田松陰は、素行の歿後、大凡百五十年、長州萩の東郊松本村に生まれた。もと杉氏であつたが、幼にして吉田家を嗣いだ。養家は、山鹿流の兵學家であつたから、夙に家學を修め、長じて佐久間象山に陽明學を學んだ。後、國事を憂へて廣く當時の名士と交り、常に勤王の大義を唱へ、熱心な攘夷論者として奔走した。安政元年、米艦に投じて海外に遊學しようとして果さず、捕へられて長州野山の獄に投ぜられたが、越えて二年、松本村の自宅に蟄居を命ぜられた。翌三年、子弟の懇請に

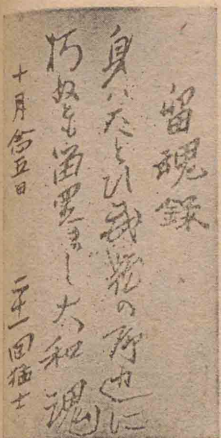
吉田松陰と松下村塾



教育の目的

より、藩に請うて家學を教ふる許可を得た。是が有名な松下村塾の濫觴であつて、松陰年正に二十七歳。至誠豁達の資を以て、塾生と國家經綸の大策を論じ、尊王攘夷の精神を鼓吹したが、偶安政の大獄起り、松陰も亦これに坐して罪を得、安政六年、江戸に送られて從容刑に就いた。「我今爲國死、死不肯君親、悠悠天地事、感賞在明神。」とは辭世の賦である。

松陰の筆蹟



教育説 松陰は、五倫の中、忠孝を最も重しとなし、特に「君臣一體、忠孝一致」の國民道德の發揚と、君臣の義、華夷の辨を明らかにすることを教育の眼目とし、この大義を守るに、死而後已の覺悟を以てし、至誠國家に奉

教育の方法

仕する人材を育成するを以て、教育の目的とした。松陰の弟子を導くや、熱誠燃ゆるが如く、自ら肺肝を吐露して人の腹中におくの概があつた。「松下雖陋、村塾爲神國幹」と村塾に題したごとき、又、松下村塾記の一節に「萩城之將大顯實、必始于松下邑也。歟、長門雖僻、在西陲、其奮發天下而震動四夷、亦未可量也。」とあるが、ごとき、何れも、教育に對する自信と抱負との尋常ならざるを見るに足るものがある。村塾に於ける教育は、簡易質素を旨とし、師弟共に、出でては田を耕し、入りては米を搗き、日常作業の間に、書を講じ、道を論じ、作業主義、専ら實踐躬行を以て弟子を導いた。

女子教育

松陰が特に女子の教育に注意せることも亦、忘れられてはならぬ。彼は、從來の女訓は、柔順幽閉、清苦儉素の訓はあれども、節烈果斷の訓に乏し。として、各國に女學校を設立し、其の教師は、士大夫の寡婦で、年齢四十歳以上、節義あり、學問に通じ、且、女功をよくするものより選ぶべきで

功績

あると唱へた。

松陰の教育上の功績としては、何よりも先づ、幾多の人材を其の門に出したことを挙げねばならぬ。塾舎は、僅に八疊と十疊半の陋屋、教育期間は、僅に二箇年半の短日月に過ぎなかつたが、久阪玄瑞、高杉晋作、品川彌二郎、伊藤博文を始め、多くの英才を出し、維新の皇謨を翼賛した功績は、頗る大なるものがある。薫化の力の偉大なる、松陰の如きは、未だ曾て其の例を見ないところで、まことに人格教育の至れるものと稱すべきである。

第七節 神道派

神道派

神道派 茲に神道派とは、我が國體を明らかにし、尊王愛國の大義を發揚しようとする學派を總稱する。この學派は、徳川時代の末、次第に勢を得て、王政復興の一大原動力となつたもので、一般に左の諸派が擧

げられてゐる。

關齋學派
山崎闇齋
二二七八一
二三四二年

一、關齋學派 山崎闇齋は、京都の人、初め、熱心な朱子學者であつたが、晩年朱子學を以て神道を説明し、垂加神道なる一派を創め、我が國體の重んずべきことを唱へた。多くの儒學者中、特に師道の嚴なるを以て聞えた。門人中、淺見綱齋は、靖獻遺言を著して、勤王の精神を鼓吹した。幕末の志士、山縣大貳、武内式部等は、何れも關齋の學統に屬する。

水戸學派
徳川光圀
二二七八一
二二六〇年

二、水戸學派 水戸學派は、神道を根本義とし、儒教を以てこれを補つたもので、國史編纂の大事業を中心として、敬神愛國の大精神を鼓舞した。一大學派である。この學派を起したのは、徳川光圀で、彼は、明曆三年、關齋派の學者、栗山潛鋒、三宅觀瀾及び明の遺臣朱舜水、その門下の安積澹泊等を招聘し、彰考館を起して、大日本史の編纂を始め、神功皇后を皇妃傳に收め、大友皇子を帝紀に列し、南朝を正統とするなど、春秋の筆法によつて大義名分を明らかにし、臣子の嚮ふところを示した。

後、齊昭出でて、修史の業を繼ぐと共に、弘道館を起し、奉神州之道、資西土之教、忠孝无二、文武不岐、學問事業、不殊其效、敬神崇儒、無有偏黨、集衆思、宣群力、以報國家無窮之恩の主義に基づいて、子弟を教育し、會澤正志齋、藤田東湖等の英才がこれを助けたから、これより水戸學は大に興り、嘉永安政以後、天下を風靡するに至つた。そして、この大義名分の發揚は、やがて、幕府が政權を握ることの不合理を覺らしめ、他の學派と相提携して、明治維新の内部的動力となつた。大日本史の編纂は、年を閲すること大凡二百五十年、卷數三百九十七、量に於ても、勞力に於ても、天下無比の大著述である。

古典派

三、古典派 我が國の神道は、多くは、佛教又は儒教と結合したものであるが、唯古典派のみは、全く儒佛を排し、古典を研究して古代の神道を闡明し、國民をして、儒佛の粉飾を離れた古代精神に復歸せしめ、敬神愛國の信念を發揚しようとしたから、これを純神道と名づける。古學の

加茂眞淵
二二三五七
二四二九
本居宣長
二二三九〇
二四六一
平田篤胤
二二四三六
二五〇三

本居宣長



研究は、僧契沖に始まり、荷田春滿之を承け、春滿の門に賀茂眞淵が出で、始めて儒佛を排斥した。眞淵の門人本居宣長は、伊勢國松坂町の人で、學問頗る博く、古事記傳（直毘靈等）を著し、神道は、天地自然の道でも又人の造つた道でもなく、其の本は、天地を創造せられた天神より出で、天照大御神之を伊弉諾伊弉冉の二尊より受けたまひ、傳ひ給ひしに始まつたので、其の道に隨ふとは、神代の法則に従ひ、毫も私意を加へないことであると説いた。しかも、それは、古事記・日本紀等の書につき古言を尋釋すれば、灼然として觀るべきものであつて、別に祕傳祕説のあるわけではないとの主旨で、盛に古道を發揚し、尊皇の精神を鼓吹した。宣長の歿後、羽後國下谷地町に平田篤胤出でて、宣長の説を祖述し、異端儒教・佛教及び俗神道の駁撃に力を用ひ、古道益明らかなるを致した。

第八節 社會教育家

社會教育家

社會教育家 この時代の儒學者の教育は、主として士人に對して行はれたものであるが、一般庶民の教化を目的とする社會教育も亦盛であつた。この時代の初期には、庶民の教化に努めた僧侶が多かつたが、儒者の中でも、貝原益軒、室鳩巢等は、通俗的な教訓書を著し、他方、石田梅巖は、心學を創めて、商工民の教化に努め、二宮尊徳、佐藤信淵、大原幽學等は、農民教育に努力した。就中、梅巖の心學、尊徳の報徳教、及び信淵の農民教育は、其の影響するところ極めて大であつた。この外、庶民教育を直接の目的としたものではないが、瀧澤馬琴、高井蘭山等の小説は、社會風教上、裨益するところが尠くなかつた。

石田梅巖

傳記

傳記 石田梅巖は、丹波國桑田郡東懸村に生まれ、幼時嚴正な家庭教

二三四五
二四〇四年

石田梅巖



學と呼ばれる。

心學と教育

心學と教育 梅巖の心學は、神儒佛を打つて一丸としたものである。即ち、彼が、日本宗廟、天照皇太神宮を宗源と貴び奉り、皇太神宮御寶勅に任せと述べてゐるのは、神道を立脚點としたことを示し、萬づくたくしきを拂ひ捨て、一心の定まれる法を尋ねて天の神の命に合ふと述べ

育を受け、後、京都に出て商家に奉公したが、傍ら神道を修め、又、佛教、儒教をも學んだ。四十五歳の時始めて京都車屋町通に講席を開き、門扉に「何月何日開講錢入り不申候、無縁ニテモ御望ノ方々ハ御通り御聽キ可被成候」と揭示し、商家の徒弟を集め、平易の言語と、卑近の實例で、道德の講話(道話)を始めた。これが心學講釋の始である。心學の語は、王陽明の「聖人之學心學也」といふ言葉から出てゐるが、我が國の心學は、梅巖の創めたものであるから、特に石門心

び教授の任に當る講師とがあつた。そして、道話の外に、書籍の會讀と、自性見得のための靜坐があつた。しかも、束脩・謝儀等は一切これを受けず、却つて自費を抛つて道のために盡したから、その事業に精神があり、活氣が漲つて、徳川時代の後半に於ける民衆教育上の功績は、頗る大であつた。道話を集めたものでは、道二翁道話、松翁道話、鳩翁道話等が特に著名である。

二宮尊徳

傳記
二四四七
二五一六年

傳記 心學派の人々が、主として町人を對象としたのに對して、農民の教化に主力を注いだのは、二宮尊徳である。尊徳は、相模國足柄郡東柏山村の農家に生まれた。幼にして父母を失ひ、貧困の中に育ちながら、勤勉力行、業餘閑を偷んで、修學に力め、遂に報徳教を立て、爾來農民の教育に一生を捧げ、その感化全國に及んだ。尙、彼が、屢、諸藩の家運復興に従事し、至るところ成功を収めたことは、人のよく知るところである。

報徳教

小田原の報徳神社は、彼の靈を奉祀したものである。

報徳教

報徳とは、徳を以て徳に報ゆるの謂である。即ち、人は、天地



二宮尊徳

の徳、君の徳、親の徳を蒙ることが鴻大であるから、これら天地人三才の徳に報ゆるために、至誠を致し、徳行を勵むべきであるとし、之を實行する方策として、至誠勤勞分度及び推讓を奨めた。是が、所謂報徳教の四綱領である。至誠にして一點の私なく、放逸を貪る自然の性情を克服し、勤勞以て殖産の道を計り、收支出入の分度を立て、餘分の財は他に推し讓るべきで、これこそ人道の極致である。凡そ人の禽獸と異なるは、この讓あるにより、讓はあらゆる道德の根柢である。父の子に讓るは慈、子の父に讓るは孝、君の民に讓るは惠、民の君に讓るは忠、一家悉く讓らば、一家睦しく、國民皆讓らば、國治まり、天下平かである。報徳の道、これより至れるは

功績

ない。

尊徳の門人富田高慶が、夫先生之道以至誠爲本、勤勞爲主、立分度爲體、推讓爲用といつた如く、至誠勤勞分度推讓の四者により、道德と經濟との一致を圖り、これを基礎として富國安民の策を立てようとするのが、報徳教の要義で、所説必ずしも高遠でないが、農民生活の實際に極めて適切であつたから、次第に各地に擴まり、今日尙農村教育の有力な方法として廣く行はれ、全國の報徳社の數は、六百に及ぶと云はれてゐる。尊徳には多くの門人があつたが、中にも富田高慶、齋藤高行、福住正兄、岡田良一郎等は特に有名である。

佐藤信淵

傳記

尊徳と殆ど同時代に、佐藤信淵があつた。信淵は、羽後國雄勝郡前郷に生まれ、早くから、父祖累代の家學たる農學を學び、後、江戸に出て、蘭學、經濟、天文、地理、動植物、測量、醫學等を修め、又國學を平田篤胤に習

傳記
二四二九
二五二〇年

佐藤信淵



學制論

ひ、學問頗る該博であつた。併し、その主とする所は、固より農政の學で、國利民福に關しては、非常な卓見を持つてゐたから、津山藩を始め、諸方に招聘されて、田畑の開墾、農事の改良等に盡力した。

學制論

信淵の偉大なのは、社會教育家として、農政を以て國利民福を圖つたところにあるが、他面、彼は、又學校組織に關しても、大體次に示すやうな、頗る興味ある意見を持つてゐた。

- 大學校
- 小學校
- 教育所
- 養育館
- 慈育館
- 遊兒廠

第一段階の養育館は、慈育館と遊兒廠とから成る。慈育館は、石高一萬石の土地毎に、三箇所宛設け、授乳期の嬰兒を收容し、遊兒廠は、現今の幼稚園に當り、一萬石の土地毎に、二十箇所宛設け、四五歳より六歳迄の幼兒を收容する。第二段階の教育所は、一萬石の土地毎に、十箇所宛

*日本の哲學思想

功績

宛設け、七歳の兒童を收容し、讀方書方算術等を教へ、第三段階の小學校は、二萬石の土地毎に、一箇所宛設け、八歳以上の優秀兒童を收容し、禮儀を教へ、四書・小學・近思錄及び六經の素讀を授け、更に優秀者には、文武の諸藝を學ばしめる。最後に、第四段階の大學校は、皇都に一校を置き、十五歳以上の最優秀者を選択して收容し、學生の欲するところに應じて、^{*}誠明・神祇・儀禮・音樂・法律・武備・醫術・天數・地理・通譯の十科の中、何れかの部を専修せしめ、其の卒業生は官吏に登用する。

教育機關に對する信淵のこの考へは、明治時代に入つて擡頭した學校論に稍近いものがある。この意味で、彼は、我が國學校論の先覺者であると言へる。

第九節 洋學と教育

洋學の起原

洋學の起原 室町時代の末、歐洲人は屢、我が國に渡來した。中にも、

天文十八年、エスイタ派天主教の長老、ザヴィエールは鹿兒島に來り、キリスト教を宣傳したが、後には、傳道の必要から、肥前の有馬、豊後の府内、近江の安土を始め、各地に學林（高等教育機關）や修業所（上流の少年に天主教的教育を施す）を立て、宗教の外に、西洋の學術をも授けたので、洋學次第に弘まり、當時、已にインソッフ物語が翻譯されたほどであつた。併し、その後、秀吉・家康が、相次でキリスト教を禁じ、更に家光が禁書令を布いてから、洋學研究の道絶え、唯、交易に來る蘭人の口より聞き傳へるに過ぎなかつた。

洋學の發達と洋學者

洋學の發達と洋學者 降つて、家宣の時代に、西川如見、新井白石等、通詞によつて西洋の事情を研究して、洋學再興の端を開いた。吉宗は、早く西洋學術の進歩に着眼し、享保五年禁書令を解き、宗教以外の洋書を讀むことを許すと共に、儒官青木昆陽を長崎に遣して、蘭人及び通詞について蘭書を學ばしめた。昆陽の門人で、中津藩醫前野良澤は、小濱藩

醫杉田玄白と謀り、桂川甫周、中川淳庵等と協力して、始めて蘭人クルマ
 ンの著書を翻譯し、解體新書と名づけたが、一語に一日を費し、數日尙一
 句を解する能はず、稿を改むること、十一度、年月を閲すること四年なり。
 といふから、如何に困難であつたかが想像される。世に、白石、昆陽、良澤
 及び玄白を、蘭學の四大家と呼ぶ。やがて、良澤の門弟で、仙臺の人、大槻
 玄澤は、蘭學階梯を著し、稻村三白は、佛人ハルマの辭書を基として、ハル
 マ和解を作り、蘭學研究に多大の便宜を與へたため、爾來多くの蘭學者
 相ついで輩出するに至つた。

洋學と教育

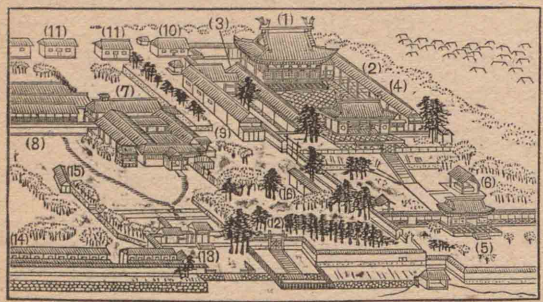
洋學と教育 文政天保の頃からは、單に醫學のみでなく、天文、地理、博
 物、物理、化學、兵學等の諸學が、次第に傳はり、語學も、蘭學の外に、露英、佛獨
 語がつぎつぎに傳來した。又、安政年間には、洋學所及び醫學所が設け
 られ、文久年間には、幕府から始めて留學生を外國に送つた。他方、諸藩
 の學校も、西洋の學術を其の教科に加へ、以て明治の文化に推移した。

第十節 幕府の學校

昌平 昌平(昌平坂學問所)

沿革

寛永七年、徳川家光、林羅山に上野の忍ヶ岡を與へ、この地に、書



- 1 大成殿
- 2 東廟
- 3 西廟
- 4 杏壇門
- 5 入徳門
- 6 石水盤
- 7 廳堂
- 8 講堂、學舍
- 9 神厨
- 10 祭器庫
- 11 書庫
- 12 正門
- 13 西門
- 14 卒舎
- 15 憩舎

院及び塾舎を開かしめた。是が昌平疊の
 起原である。後、聖廟も附設されたが、元祿
 年間、綱吉これを湯島に移し、孔子の生地に
 因んで、昌平疊と稱し、羅山の孫鳳岡を大學
 頭として學事を司らしめた。後、寛政年間、
 家齊は、明の制に倣つて學舎を改築し、規模
 を擴めて純然たる官學に改めた。維新後、
 明治二年、大學と改稱したが、同四年廢校と
 なり、僅に遺つてゐた聖堂も、大正十二年の

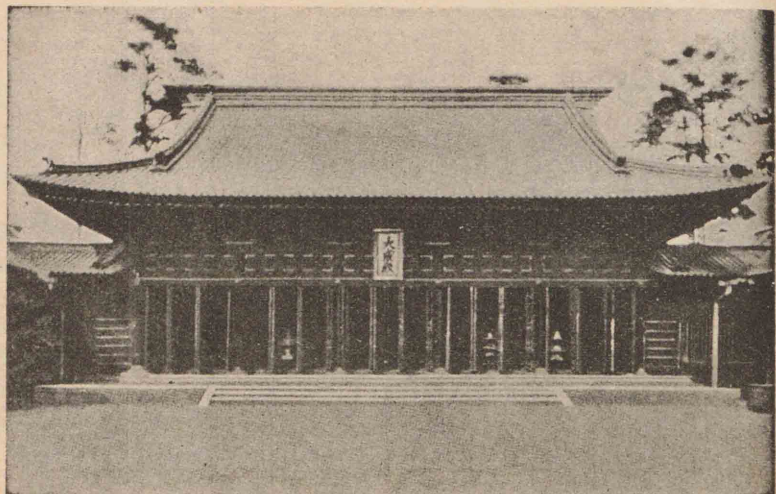
教育方針

劫火で烏有に歸した。併し、明治四十年以來、年々孔子祭が行はれ、聖堂も、昭和十年、聖堂復興期成會の手によつて、舊制其のまゝに再建された。

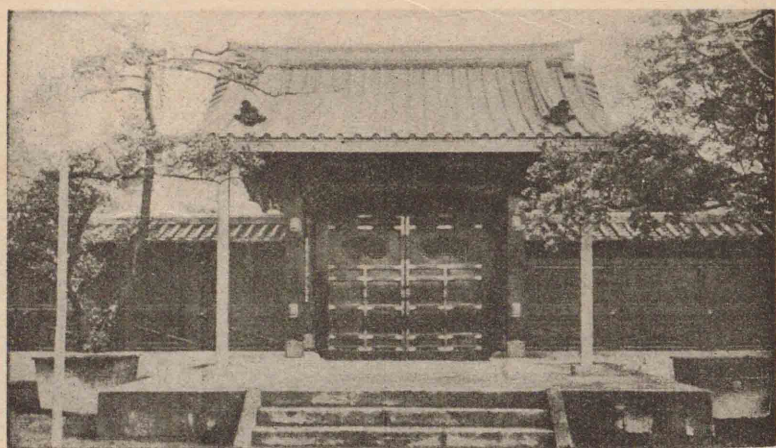
教育方針 昌平黌の教育は、修身治國の道を究める儒教主義の教育で、毎年春秋には、盛大な釋奠の禮を行つた。諸教科の中心たる經學は、固より朱子學で、經史の註釋悉く一定し、嚴に異學や新説を抑へ、又、決して、規定以外の漢書や横文の書を読むことを許さなかつたから、學問の範圍は狭く、偏固に陥るを免れなかつた。

教育の方法

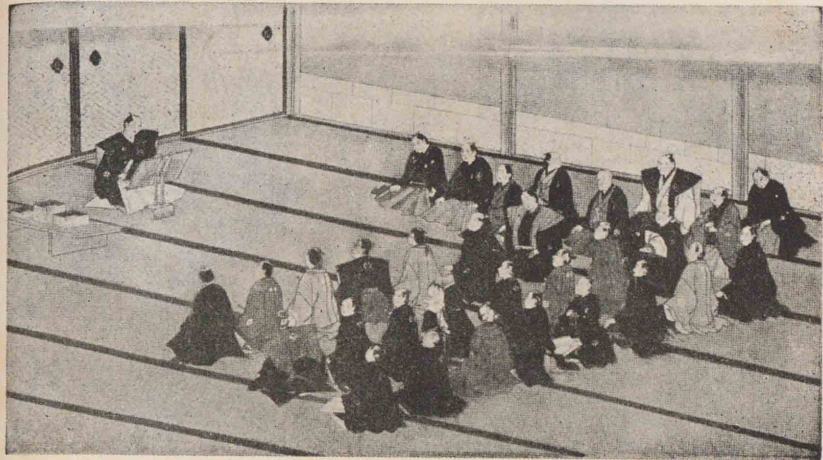
教育の方法 教官は、林氏を總裁とし、其の下に、專任の御儒者四五人と、教授方出役と呼ぶ兼任教授とがあつた。生徒の就學は、七八歳以上別に制限なく、寛政以前は、士庶共に入學を許したが、以後は、士人に限つた。生徒には、通學生と寄宿生とがあつて、何れも官費であつた。學科は、經科、漢土史科、本朝史科、刑政科、詩文科の五科に分れ、教授法は、初學者に素讀を課する外、講釋の聽講、輪講、會讀、實問等を、一六とか二七とか日



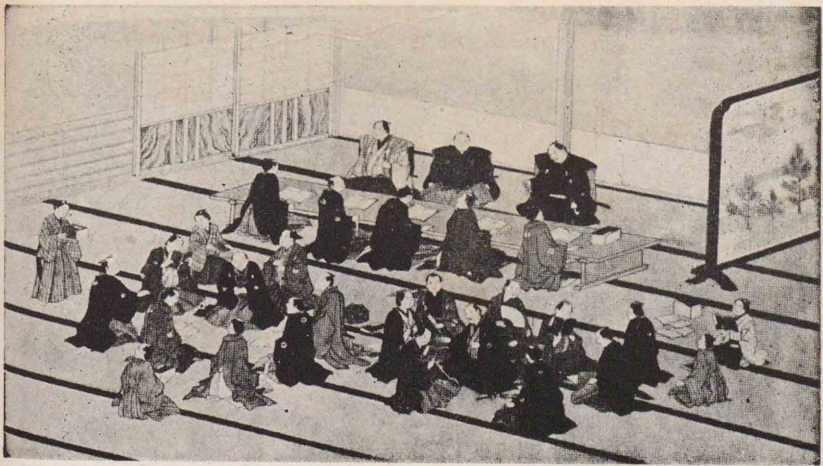
(前災火震大) 殿 成 大



(す存現てれ免を災火震大) 門 徳 入



(一 共) 圖釋講者儒堂聖舊



(二 共) 上 同

を定めて行つた。但、仰高門日講として、毎朝仰高門東舎で行はれた四書の講義のみは公開で、士庶を問はず聴講するを得た。試験は、吟味と稱へ、生徒に課する毎月の小試、春秋の大試の外、幕臣の學力を檢定するものもあつて、成績良好の者は、賞を受け、又、登用も速かであつた。

其の他の學校

一、和學講談所 寛政年間、塙保己一の建てたもので、絶えず幕府の厚き保護を受けた。國史、律令を研究し、古書を搜索、編纂する傍ら、和學をも教授し、塙氏の子孫世々其の所長となり、慶應三年まで續いた。

二、開成所 文化年間、幕府が翻譯局、蠻書和解方を置いたのに始まり、その後數次の變遷を経て、開成所と改稱し、蘭、英、佛、獨露の諸外國語と共に、種々の科學を授けた。

其の他、三、醫學を教ふる醫學所、四、兵學を教ふる陸軍所及び海軍所、五、各地在勤の幕臣を教ふる爲に、甲府の徽典館、駿府の明新館、長崎の明倫

和學講談所

開成所

其の他

堂、佐渡の修教館、日光の日光學問所等があつた。

第十一節 藩學、郷學及び漢學塾

藩學

藩學は、諸藩主が家康以來歴代將軍の文教獎勵の趣旨を體して、部下の藩士を教育するために設けたもので、施設殆ど全國に亙り、寛政以後殊に盛で、其の數二百以上に上つた。多くは強制教育で、教科としては、儒學、特に朱子學を授けるもの多く、武藝を併せ課し、後には洋學、國學等を加へたものもあつた。校費は概ね藩から支辨し、束脩謝儀を徴しないのみか、俊秀なものには學資を給して、江戸、其の他に遊學せしめた。藩學中、特に有名なのは、名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、和歌山の學習館、金澤の明倫堂、鹿兒島の造士館、萩の明倫館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館、米澤の興讓館、福岡の修猷館、岡山の花畠教場、會津の日新館、佐賀の弘道館等である。

郷學

郷學 藩學の外に又郷學があつた。藩主、藩士又は村民有志等によつて設立せられ、藩學と寺子屋との中間に位する一種の教育機關である。これに、士人のみを教育するものと、士庶共に入學を許すものとの二種あつた。百餘の郷學中、肥前の多久學校、備前の閑谷學校等が特に聞えた。

漢學塾

漢學塾 儒者の私塾で、これに、浪人儒者の開いたものと、公職の餘暇に教授するものとの二種あつた。何れも、儒教主義の教育を施し、漢學が主であつたが、中には、洋學和學等を併せ授けたものもあつた。教育の方法は、教師が上座に坐し、見臺に向つて講義をなし、全塾生その下に居並んでこれを聽き、質問ある時は一人づつ師の前に出て質すと言ふ方式で、一般に、組別もなければ、時間割もなかつた。若し生徒が多い時は、その中、學力、操行の優れたものを選んで助教とした。束脩謝儀は、生徒の隨意であつた。かくの如く、漢學塾の組織は、至極簡單であつたが、

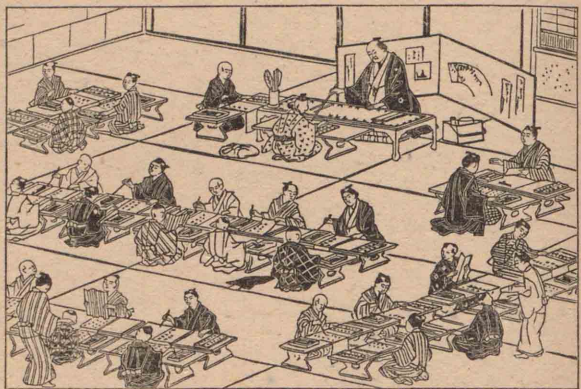
形式に拘ることなく、又、生徒は、何れも師の學徳を慕つて集まつたものであるから、教師に對する尊信の念も篤く、情誼甚だ濃かで、人材を出すこと、却つて官學に優つた觀があつた。多くの漢學塾中、特に有名なものは、菅茶山の廉塾、備後、伊藤氏の堀川學校、京都、松永尺五の講習堂、京都、中井齋菴の懷德書院、大阪、廣瀬淡窓の咸宜園、豊後、吉田松陰の松下村塾、長門等であつた。

第十二節 寺子屋

寺子屋の發達

寺子屋の發達 嘗ては文教の全權を握り、士庶の教育を掌つてゐた僧侶も、徳川時代、幕府諸藩共に儒者を登庸して士人の教育をなさしめたので、次第にその勢力を失ひ、僅に寺子屋で庶民の教育に従事するに至つた。然るに、その後、庶民教育の普及するにつれ、寺子屋も、僧侶のみには任せられないで、神官、浪士、醫師、庶民等亦之を開き、時には女子です

寺子屋



教師と生徒

ら之に加はり、名稱は舊のまゝながら、その實純然たる普通教育の機關となり、現今の小學校の前身とも見るべき状態に迄發達した。寺子屋が、かくの如く發達したのは、一には、泰平の惠澤に浴して富有になつた庶民の向學心に基づくものであるが、一には、又吉宗、家齊、家定等の奨励も與つて大に力があつた。かくて、寺子屋は、全國到るところに起り、天保の最盛時には、其の數一萬五千以上に上つたと言はれてゐる。

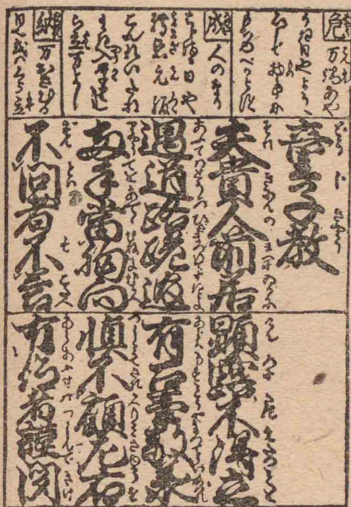
教師と生徒 寺子屋は江戸では手習師匠といひ、又、手跡指南、筆道指南、筆學所などとも呼んだ。そして、生徒の多少に拘らず、大抵一人で教授し、助教を置くものは稀であつた。生徒は寺子又は筆子と呼び、入塾

することを登山(寺入)歸省することを下山と稱へ、就學は七八歳から十三四歳に至るを普通とし、男女共學であつたが嚴にその席を別つた。生徒の數は時々數百人に上るところもあつたが、多くは二三十人位の少數であつた。

教科

教科 教科は、習字が主で、傍ら讀書作文算術修身等を授け、又希望によつては、漢學詩歌裁縫生花等を授けることもあつた。習字は能書を主な目的としたが、手本の讀解によつて、處世上必要な種々の知識をも

童子教



與へた。習字手本は、伊呂波數字名頭、苗字盡、國盡、庭訓往來、百姓往來、商買往來、番匠往來等で、多くは師匠手づから書き與へたものであつた。算術は珠算で、加減乗除から開平開立求積位まで進み、教科書には、多く塵劫記を用ひ

た。別に讀書の教科書として、男子には、實語教童子教、古狀揃孝經大學及び小學、女子には、百人一首、女今川、女孝經、女大學等をも用ひた。修身は御談義と稱へ、忠臣義士の事蹟を口授した。

教育の方法

教育の方法 授業時間は、毎日午前七八時から午後二三時までで、朔日、十五日、二十五日、五節句祭日等は、休日であつた。教授の方法は、教師高座に構へ、兒童三四名づつその前に出でて教授を受け、全然個別式で僅の教材を反復練習せしめた。試験は、毎月末に一回、小浚ひと稱して手本の誦誦を試し、十一月頃、大浚ひがあつて、手本を誦誦誦書せしめ、又、春秋二回の席書や、七夕書初などあつて、其の優劣を判じ、勉學を獎勵した。

寺子屋は、其の地方の教化の中心であつたから、父兄や生徒の尊信極めて篤く、師弟の情誼も亦甚だ濃かであつた。又、年長俊秀の生徒は、當番となつて教授管理を佐けたから、長幼互助の風起り、恰も一家の如き

親しみがあつた。時としては、懶惰又は不行儀な生徒に、譴責直立留置、笞杖等の罰を加へたが、教師の嚴格なほど父兄の信賴厚く、生徒も亦これを怨むことなく、却つて益、親密の度を加へ、寺子屋を退いた後も、永くその師を慕つて音問を絶たなかつた。

束脩・謝儀 束脩謝儀等は隨意で、その額も定まつてゐない。大體、先づ入學の際に、扇子、菓子、折鯉節等を束脩とし、謝儀としては、年始・盆・五節句等に多少の金品を贈り、その他、月並錢・天神講錢・疊代・炭代等を出し、又時々家庭から贈物をなした。師は道を傳へるもの、必ずしも報酬を求めないといふのが、當時一般の思想であつた。

第十三節 女子の教育

女子教育の狀態 徳川時代の女子は、多く、幼少の時寺子屋で初步の教育を受け、其の後、家庭にて調理裁縫機織等を學んだ。併し、中流以上

女子教育の狀
態

束脩・謝儀

の公家武家の女子は、寺子屋に入らず、家庭に師を聘して、讀書作文習字等を修め、又、女禮、彈琴、薰香、插花等の高尚な遊藝を學んだ。この風習は、後、次第に下層社會にも傳はり、百姓町人迄も三絃、手踊等を學び、遊藝を知らぬことを恥とするやうになつた。女子にして、漢書を讀み、詩を賦するが如きは極めて稀で、知育は一般に輕んぜられた。

教育方針 女子の教育は、儒教に基づいて行はれた。然るに、儒教には、女子三従の教や、婉婉聽從の教があり、その他、牝鷄無晨とか、夫唱婦隨とか、女子與小人爲難養也などといふ語があつて、一般に女子を輕視し、男子に服従することを以て美德としたから、徳川時代の女子は、かなり虐げられたものであつた。中村惕齋の比賣鑑、藤井懶齋の婦人養草を始め、多くの女訓書は、何れも儒教三従の道を中心とし、これを我が風俗習慣に合せて、多少取捨したものたるに過ぎない。女訓書の中で特に名高いのは、益軒の妻の著作と稱せられる女大學で、徳川時代の女子は、

教育方針

殆ど凡てこれを誦讀し、其の三從七去四行五病等の教は、深く女子の精神に浸み込んでゐた。

第十四節 徳川時代教育の約説

教育の特色

教育の特色 徳川時代の教育は前代のそれに比し、種々の點で特色があつた。其中、顯著なものを左に約説することとする。

一、教育の主體 當代の教育は、儒學を宗としたから、前代の教育に大なる役割を演じた僧侶は、僅に社會教化に其の餘喘を保ち、これに代つて、儒者が文教の全權を握るに至つた。即ち、教育の主體が、大體僧侶から儒者に移つたと見られ得る。

二、教育の客體 教育機關が漸次發達するにつれ、教育があらゆる階級に行き渡るやうな氣運に向つた。即ち、王朝時代には貴族の専有であり、鎌倉室町時代には僧侶の手にあつた學術が、教育機關の發達によ

つて、全國に普及し、四民均しく文化の恩澤に浴し得る状態に迄進んで來た。併し、教育機關は階級によつて差別があり、しかも男子の爲めに設けられたものであつて、女子は、一般に内にあつて學ぶものとされた。唯、寺子屋だけが男女共學であつた。

三、教育の目的と内容 幕府の學校及び藩學は、何れも修身治國の道を究める儒教主義に、武士道の精神を交へ、經學と武術とを二大教科とした。稀には、神道國學等を加へたものもあつたが、實用上の知識はあまり顧られなかつた。儒教の中、最も勢力のあつたのは、いふ迄もなく、幕府の官學たる朱子學であつたから、左に掲ぐる白鹿洞書院學規は、最も廣く行はれた。

父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信。

右五教之目、堯舜使契爲司徒、敎敷五教、卽是也。學者學之而已、其所以學之之序、亦有五、其別如左。

博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行之。

右爲學之序、學問思辨四者所以窮理也。若夫篤行之事、則自修身以至于處事接物、亦各有要、其別如左。

言忠信、行篤敬、懲忿窒慾、遷善改過。

右修身之要

正其義、不謀其利、明其道、不計其功。

右處事之要

己所不欲、勿施於人、行有不得、反求諸己。

右接物之要

凡所學問思辨而得之者、又皆必踐其實而不爲空言矣、是五者之序也。

四、教育の方法 主として、實踐躬行によつて生徒を導いたので、教育の方法に關して理論的に細かく論じたものは、益軒の外多く見ることが出来なかつたが、自然の間に行はれた一般的傾向とも云ふべきものは、明らかに看取することが出来る。これに關して、小西重直氏は、左の

五項を擧げてゐる。

一、努力的教法 克己は儒教の根本精神であるから、學問修養には、努力實行、死而後己の意氣を以て當るべきものとなし、課業の際苟も坐位を亂し、或は惰容を示す如きは、不熱心なものとしてこれを戒め、師道最も嚴肅であつた。

二、直觀的教法 教師の模範による自然の感化を重んじたことは、當時の教育の一大特色である。併し、其の直觀的教法は、道德と武藝との二方面に止まり、知育の方面には殆ど及ばなかつた。

三、練習的教法 僅の教材を反復練習せしめ、讀んだところはこれを諳記させ、習つたところはこれを體得させなければ止まなかつた。益軒の童子訓に、四書を毎日百字づつ、百ぺん熟誦して、そらに讀みそらにかくべし。字のおき所、助字のあり所、ありしにたがはず、おぼえよむべし。とあるは、其の適例である。併し、意義内容を閑却して、多く機械的記

憶に陥つたのは、一つの缺陷である。

四、自學的教法 博學審問・慎思明辨篤行の五者は、學問一般の順序で、我が國に行はれた最初の教授段階とも稱すべきである。中にも、慎思明辨の二つは、自ら思索し工夫する段階で、自學の旨義最も明らかに點出せられてゐる。凡て當時は、憤せざれば啓せず、悱せざれば發せざる硬教育で、内修自奮を重んじたから、前項と相俟つて、其の學習は徹底的に行はれた。

五、個性的教法 個性的取扱の必要は、當代多くの教育家が特に注意したところで、しかも、當時の教育は一般に個別式であつたから、其の實行は極めて容易であつた。

以上の諸項中、特に道德を教育の要義とし、人格による感化を重んじ、實踐躬行・精進一日も怠らず、師嚴なれども弟子之を慕ひ、師道の完全に行はれたことは、實に當代教育の第一の特色であつて、此の如きは、西洋

諸國にはあまり例を見ない所である。師は道を傳ふるもの、必ずしも報酬を求めない。この高い矜持を有し、躬以て率ゆるに終始しようとした我が徳川時代の教育家と、衣食の爲に、知識を傳達するに傾いてゐた西洋十九世紀の教師とを比較するとき、何人も、教育的精神の彼、是如何に異なつてゐるか、を看過し得ないであらう。教育の理論や方法は、必ずしも整つてゐなかつたが、教育的精神に於ては、優に彼を凌駕するものが存し、しかも、かゝる教育的精神こそは、古今に互り、上下を通じ、我が國教育の一大特色である。

新時代への動向

新時代への動向 以上は、徳川時代教育の一般的特色であるが、かゝる一般的特色に包まれながらも、この時代の教育は、明治の新しい教育形態に移る動向を少からず宿してゐた。

明治維新後の教育の最も大なる特色は、皇道の振起と文明開化であるが、幕府時代に於て、既に、第一の皇道の振起は、神道派・閻齋學派・古典學

派・水戸學派・武士道派等によつて着手され、第二の文明開化は、洋學の發達によつて準備された。そして、この二つの特色は、幕末に於て、既に教育機關の上に反映してゐた。先づ、幕末に、幕府の學校として、從來の昌平黌の外に、國學を教へる和學講談所や、西洋の學術を翻譯し且授ける開成所、更に醫學所、陸軍所、海軍所等が設けらるゝに至つたことは、既に述べたところである。更に、藩主の設立した藩學も、幕末には、次第に、教科内容として、和學や醫學、數學、其の他の洋學を採用するに至つてゐる。教育の普及と、教育機關の整備も、明治以後の教育の特色であるが、これも徳川時代に於て、既に用意されてゐた。當時の識者には、普通教育の必要を認め、た者が多かつたが、就中、廣瀬淡窓の教育説や、佐藤信淵の學校論が近代的であつたことは、既に述べたところである。更に、幕末に於て、郷學や寺子屋が次第に増加して來たことは、教育熱の高まつた何よりの證據である。殊に、近代學校としての小學校が、公立學校とし

て、明治五年以後一舉にして隆盛なるを得たのは、既に徳川時代の末葉に於て、寺子屋が驚くべき發達を示してゐたために外ならない。

第三篇 本邦明治維新以後の教育

第一章 明治初年の教育

第一節 教育の大方針と教育制度

教育の大方針

教育の大方針 明治元年三月十四日、明治天皇紫宸殿に臨御したまひ、天神地祇を祭り、五箇條の御誓文を宣せられた。これ即ち開國進取の國是であつて、教育の大方針も亦昭乎として明らかになつた。明治維新以後に於ける教育上の施設は、一として、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク。智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス。の精神に基づかないものはなく、明治初年に於ては、特に皇道を振起し、且、漢土西洋の學を採用して、國運の發展に資するといふ大方針の下に行はれた。

京都

教育の新制度 新政府の教育政策中、特に注意すべきは、教育の國家

的統制である。先づ、其の第一着手として、明治元年三月、仁孝天皇が天保十三年、朝臣子弟の操行を矯正し、學藝を教ふるために建て給へる京都の學習院を再興し、翌月之を大學寮代に改めた。それは、當時、古の大寶令に定めてある大規模の大學寮の復活を望む風があつたが、國事多端で再建が容易でないためであつた。やがて、大學寮代を廢し、新に漢學所及び皇學所を設立した。

東京

他方、又、明治元年、江戸の醫學所、昌平黌、開成所をつぎつぎと復興し、四方の碩學を徵して、其の教授に任じた。明治二年、昌平黌を改めて大學校となし、醫學所と開成所とを、夫れ夫れ醫學校、開成學校と改名して、大學校の附屬學校たらしめたが、間もなく官制を改革し、大學校をして全國の教育行政を統べしめ、名も大學と改め、同時に、開成學校を大學南校、醫學校を大學東校と改稱した。この年、京都にも大學を設けたいといふので、前の皇學所、漢學所を廢止したが、大學建設は中止となり、専ら東

京の大學を擴充することとなつた。併し、東京の大學本校も、明治三年には閉鎖された。これは、學校としての大學のみを廢したので、行政官廳としての大學を閉ぢたのではなく、大學東校、大學南校も依然存続した。明治三年、諸藩に令して十六歳以上二十歳以下の人材を選び、貢進生として大學南校に送らしめた。

小學校
明治元年、徳川氏が静岡に封ぜらるゝや、同年沼津に藩の兵學校を設け、その附屬として小學校を設立した。これが明治に於ける小學校設立の始である。他方、京都でも早くから小學校を設置した。即ち、明治二年、新政府は、府縣施政順序といふ法令を出して、小學校設置に言及したので、京都府は、率先して、同年、上京第二十七番組小學校現今の柳池國民學校を設けた。これが新政府の法令による最初の小學校である。東京でも、明治三年に六つの小學校を開いたが、未だ一般に普及する迄には至らなかつた。當時の教育は、其の大部分が、幕府時代其のまゝの

藩學、郷學、漢學、塾、寺子屋によつて行はれ、これ等の教育機關は、維新後もその數を増加するの情勢にあつた。

文部省
明治四年、廢藩置縣と共に、今迄藩の自治に委ねてゐた教育行政を中央で統一することとし、從來教育行政に當つた大學を廢止して、新に文部省を置き、大木喬任を文部卿に任じた。

私立學校
當時の私立學校としては、洋學に、福澤諭吉の慶應義塾、近藤眞琴の攻玉社、尺振八の共立學社等があり、漢學に、島田重禮の雙柱塾等があつた。

第二節 明治初年の教育思想

教育思想の推移
明治初年には、思想上の對立がかなり甚しかつた。先づ第一に、皇學者神道派と洋學者との對立があつた。前者は、皇道の發揮を旨として復古思想を説き、後者は、文明開化を目的として實用的な知識を重んじた。この間に處して、政府が、既述の皇學所、漢學所に關

する共通の規則の中に、「一、國體ヲ辨シ名分ヲ正スヘキ事。」二、漢土西洋ノ學ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事。」と定めたのは、皇道主義に基づき、之に配するに實用主義を以てしようとする方針を示したものである。

第二に、皇學者と漢學者との對立があつた。當時は、平田篤胤の系統を引く皇學者が多く要路に立ち、教育を皇道中心に統一しようとしたが、漢學者は、幕府時代の舊勢力を背景としてこれに對立し、皇學者の見解を狹隘であると難じた。政府は、この相剋をも調和しなければならなかつた。皇學所、漢學所共通の規則の中に、「一、皇學漢學共互ニ是非ヲ争ヒ固我之偏執不可有事。」といふ一項があるのは、政府の苦心を物語るものである。

かくて、當時に於ける皇學者と洋學者との對立、皇學者と漢學者との緊張を緩和することは、政府の一大關心事であつたが、このことは、次の如き明治二年の大學校の要旨を見ても明らかである。曰く、「一、神典國

典ニ依テ國體ヲ辨ヘ兼テ漢籍ヲ講明シ實學實用ヲ成スヲ以テ要トス。」と。

併し、この三者の對立相剋の間にも、自ら消長があつた。即ち、初めは皇學者の主張が有力であつたが、明治三年、大學本校の閉鎖は、端なくも洋學者の優勢を齎した。蓋し、當時の大學に於て、大學本校は主として文科に屬する學科を、大學東校は醫科を、大學南校は法科及び理科を授けたが、大學本校の閉鎖によつて、こゝに教鞭を執つてゐた皇學者及び漢學者が退き、大學東南校の洋學者のみが残つたからである。しかも、その後、文部省の新設せらるゝや、勢ひ大學東南校の洋學者を採用したので、教育行政の上に、文明開化主義、實用主義が漸次濃厚にあらはれて來たことは、想像に難くない。そして、この實利主義が最も優勢になつたのは、次の時代である。

第二章 學制時代の教育

第一節 學制時代の教育制度

學制の頒布

學制の頒布 文部省は明治四年に學制取調掛を任命し、學校制度に關する案を作製せしめた。取調掛の中には當時の有力な佛蘭西法律學者箕作麟祥を始め、二三の佛蘭西學者があつた。かくて明治五年六月、學制草案成り、同年八月、愈太政官の布告を以て、所謂學制が頒布された。學制は、實に大寶令以來、教育に關する最初の法令で、ナポレオン一世の立案した佛蘭西の制度を模範とし、これに變更を加へたものである。

學制の概要

學制は、大中小學區之事、學校之事、教員之事、生徒及試業之事、海外留學生規則之事、學資之事の六項からなり、章を重ねること二百十三、頗る周

密彪大なるものである。今その大要を擧げると、

學制は、先づ全國を八大學區に分け、翌六年これを七大學區に改む、區毎に大學校一校を設け、一大學區を三十二中學區に區分し、區毎に一中學校を置き、一中學區を更に小分して二百十小學區となし、區毎に小學一校を置くこととした。この計畫によると、小學校は、全國を通じてその數が實に五萬三千七百六十校となり、當時の人口約六百に對して一校の割合であつた。

文部省は、全國の學制を統べ、大學區には督學局を設け、中學區には學區取締が任命される。學區取締は、區内一般人民の子弟の就學勸誘及び督勵、學校の設立保護、その他一切の學務を擔任する。小學校は、上下二等の尋常小學、下等小學は六歳から九歳迄、上等小學は十歳から十三歳迄、計八年、女兒小學、村落小學、貧人小學、小學私塾、幼稚小學及び癡人學校に區分し、中學校は、上下二等、中等は十四歳から十六歳迄、上等中

學制の實施順序

學は十七歳から十九歳迄、計六年に、大學の學科は、之を理學文學法學醫學の四科に區分した。

學制の實施

學制の頒布と共に、文部省は、各府縣に對して、今般被仰出候旨モ有之教育之儀ハ自今尙又厚ク御手入可有之候處從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラス加之其内不都合之儀モ不少依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル學制ニ循ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ學校設立可致候事

との布達を發して、全國の學事を國家に統一し、

次に、學制着手順序を左の如く定めた。

- 一、厚クカヲ小學校ニ可用事、
- 一、速ニ師表學校ヲ興スヘキ事、
- 一、一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事、
- 一、各大學區中漸次中學ヲ設クヘキ事、

*「姑息ノ進級」をなさいと

*「悉ク洋語ヲ以テ之ヲ爲ヘ」ない

小學校

- 一、生徒階級ヲ踏ム極メテ嚴ナラシムヘキ事、
- 一、生徒成業ノ規アルモノハ務メテ其大成ヲ期セシムヘキ事、
- 一、商法學校一二所ヲ興ス事、
- 一、凡諸校ヲ設クルニ新築營繕ノ如キハ務メテ完全ナルヲ期ス事、
- 一、反譯ノ事業ヲ急ニスル事、

これによつて見るに、學制の實施に當つて、當局が最も緊急と考へたのは、小學校を設置することと、師表學校を興すことであつた。事實、當局は、この二者に最も力を注いだので、先づ小學校は、學制頒布後、急速に設けらるゝに至つた。そして、幕府時代からの寺子屋漢學塾は、小學校といふ新しい教育機關に改められ、小學校の數明治六年に於て、既に一萬二千五百五十八校を算した。加ふるに、明治八年學齡を定めて、滿六歳から八歳までとし、督勵を加へたので、明治十一年には、校數實に二萬六千五百八十四校、就學歩合、四一・二六パーセントに達した。

師範學校

*M. M. Scott

スコット



次に、師表學校については、明治五年、舊昌平學趾に東京師範學校を設け、アメリカ人スコットを聘して教師となし、次で、大阪宮城愛知廣島長崎及び新潟に各官立の師範學校を設置し、又、明治七年には東京女子師範學校を開き、短期の教員傳習所、教員講習所等を各地に設けた。その後、各府縣の公立師範學校が次第に整頓したので、地方の官立師範學校はこれを廢し、府縣師範學校に補助金を與へてその發達を促した。又、明治九年より東京師範學校に中學師範科を開設し、同年、東京女子師範學校に幼稚園も設けらるゝに至つた。尙、明治十年、もとの大學南校及び大學東校を合せて、東京大學と稱へ、法學醫學理學文學の四學部を置いた。

私立學校

私立學校 尙、この時代の私立學校としては、明治六年に、中村正直によつて同人社が開かれ、明治八年に、新島襄によつて同志社が設けられ

た。

第二節 學制時代の教育思想

學制の根本精神 學制頒布の際、別に、太政官から左の如き、被仰出書が公示された。

學制の根本精神

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんのもの、は他なし、身を修め、智を開き、才藝を長するに由るなり、而

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんもの、は他なし、身を修め、智を開き、才藝を長するに由るなり、而して其身を修め、智を開き、才藝を長するは、學にあらざれば、能はず、是れ學校の設あるゆゑんにして、日常行言語書算を初め、士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄、凡人の營むところの事、學にあらざるは、なし、人能くその才のあ

被仰出書

學制時代の教育

るところに應し勉勵して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得へしされは學問は身を立るの財本ともいふへきものにして人たるもの誰か學はすして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不學よりしてかかる過ちを生するなり從來學校の設ありてより年を歷ること久しといへとも或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき學問の何物たるを辨せず又士人以上の稀に學ふものも動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへとも之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからず才藝長せずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり是故に人たるものは學はすんはあるへからず之を學ふに宜しく其旨

を誤るへからず之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ふへきにつき自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に従事せしめざるへからざるなり高上の學に至ては其人の才能に任かすといへとも幼童の子弟は男女の別なく小學以下に従事せしめざるものは其父兄の越度たるへき事(下略)

この被仰出書によつても明らかなる如く、普通教育の振興と、生を治め産を興し業を昌にする實學の獎勵は、其の二大綱領である。特に、四民平等に、男女の別なく小學に従事せしめざるへからずとし、邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期すとあるは、我が國小學校教育の根本方針を示したもので、我が國では、學制の當初より、四民平等に同一の小學校に學ばしむべき大原則が確立してゐるのである。固より學制頒布に先だち、例へば、百姓町人末々ノ者ニ至ル迄入學爲致

教育思想

*David Murray 1830—1905

モルレー



度候思召郷學所御取建被仰出……(明治元年徳島藩主諭達)とある如く、各藩にても四民平等に入學せしむるものが少くなかつたが、學制に於けるこの大原則の確立は、我が教育制度に於ける劃期的の飛躍である。之を、西歐諸國が、近時に於て漸く四民平等に入學せしむる小學校を設け、又は今尙設けんと努力しつゝあるに比し、誠に先見達識にして、しかも、果斷の處置といはざるを得ない。其の形式に拘はれ、學制を外國の制度の單なる模倣の如く解するものがあつたら、夫れは全然當らない。

教育思想 (一)學制は、その範を佛國に採つたが、教育思想は専ら米國を宗とした。即ち、文部省では、明治六年から米

人モルレーを學監として招聘し、東京師範學校にはスコットがゐて、學則の立案、教授法の指導に當つたので、凡てが米國式であつた。従つて、當時文部省で翻譯刊行した著書は、ウィツカー

- 1 J. P. Wickersham; School Economy.
- 2 J. S. Hart; In the Classroom.
- 3 D. P. Page; Theory and Practice of Teaching.
- 4 C. Northend; Teacher and Parent.
- 5 N. A. Calkins; Primary Object Lesson.

學制時代の教科書

學制時代の教育

シヤムの學校通論、ハートの學室要論を始め、ページの教授論、ノーセンの小學教育論、カルキンズの庶物指教等、悉く米國人の著作であつた。

師範學校編輯
小學讀本 卷一
明治七年八月改正
文部省刊行

(二)しかも、これ等の著書は、何れも實利主義の立場から教授及び管理の方法を斷片的に述べたに止り、ページの書がペスタロッチに倣つて自然主義を採り、人性の自然的調和的發展を説いた外、系統ある教育説として見るべきものはなかつた。(三)従つて、當時の教育思想は、知力の開發を重んじ、實利主義に馳せ、國民道德の涵養はこれを第二位に置き、明治初年の

理想であつた皇道の振起などは、全く忘れられた感があつた。かくの如きは、従來の儒教主義に對する一時の反動であつて、獨り官立學校のみでなく、私立學校でも、慶應義塾などは、盛に實利主義の鼓吹に努めた。福澤諭吉が、その著「西洋事情」の卷頭に、蒸汽濟人、電氣傳信、四海一家、五族兄弟と題したのは、最もよく當時の啓蒙思潮を代辯したものである。

第三節 福澤諭吉

傳記

當時の教育家中、特に著名なるは、實學主義の代表者であり、指導者である福澤諭吉である。諭吉は、豊前中津の藩士で、天保五年大阪に生まれ、幼時漢學を學び、後、緒方洪庵の塾に入つて蘭學を修めた。安政五年、二十五歳で江戸に出でて鐵砲洲に塾舎を設け、子弟を教授した。これが現今の慶應義塾大學の起原である。



福澤諭吉

傳記
二四九四—
二五六一年

後、更に英學をも研究し、海外に遊學すること、前後三回に及んだ。慶應三年、塾舎を芝に移し、始めて慶應義塾と稱し、子弟を教授する傍ら、翻譯によつて西洋の學術を紹介し、又時事新報を發刊して輿論の喚起に努めた。爾來、一生を育英に委ね、布衣に甘んじて、新文明の開拓に一生を捧げた。多くの著書中、西洋事情、窮理圖解、福翁百話、新女大學等最も廣く行はれた。慶應義塾は、その後大學組織に改まり、下は幼稚舎から上は大學部に至るまで完備し、幾多知名の實業家、政治家、學者が輩出してゐる。

教育説

彼は、獨立自尊を以て道德の根本となし、人は何よりも先づ衣食住の三者に於て獨立せねばならぬと説き、大に實用の學を尊重した。彼は、獨立とは先づ他人の厄介たるを免れ、……自己の力にて衣食し、親子の間にて、其の分界を明らかにして、然る後に、我が思ふ所を言ひ、我が思ふ所を行ふの義にして、其の基礎既に立つ上は、苟も本心に恥

教育説

づる所を犯して他に屈することを爲すべからず。」と言ひ、又「我輩は古來の學説を根柢より顛覆して更に文明學の門を開かんと欲するものなり。」と宣言してゐる。茲に、古來の學説とは、實地に疎い漢學を指し、文明學とは、有形に於ては數理の學無形に於ては獨立心を意味する。即ち、獨立と實用とは、彼の二大主張で、社會を導くにも、門生を教ふるにも、一としてこれに基づかざるはなく、常に口を極めて漢學の虛禮虛文に馳すを戒め、數理を基礎とする西洋文明の實學に據るべきを勧めた。學問のすゝめにある次の語は、短い中にも彼の主張を窺ふに足るものがある。曰く、學問とは唯むづかしき字を知り、解し難き古文を読み、和歌を樂み、詩を作るなど、世上に實のなき文學をいふにあらず。それらの文學も、自ら人の心を悦ばしめ、隨分調法なる者なれども、古來世間の儒者、和學者などの申すやう、さまであがめ貴ぶべき者にあらず。古來漢學者に、世帯持の上手なる者も少く、和歌をよくして商賣に巧なる町人

も稀なり。これがため、心ある町人、百姓は、其子の學問に出精するを見て、やがて身代を持崩すならんとて、親心に心配する者あり、無理ならぬことなり。畢竟學問の實に遠くして、日常の間に合はぬ證據なり。されば、今、斯る實なき學問は、先づ次にして専ら勤むべきは、人間普通日常に近き實學なり。」と。

第三章 教育令時代の教育

第一節 教育令時代の教育制度

教育令 學制は、規模廣大で頗る整然たるものであつたが、あまりに高遠なため、却つて、當時の我が經濟事情に適しないところがあつた。加之、西南戦争は、その實施に一大打撃を與へたので、明治十二年九月、學制を廢して、新に教育令を發布した。

田中不二麻呂
二五〇五
二五六九年

教育令の發布に際して、主としてその局に當つたものは、文部大輔田中不二麻呂であつた。不二麻呂は、明治四年文部理事官として、岩倉大使一行に加はり、歐米諸國を巡遊したが、その際、各國の教育を詳しく調査して、同六年歸朝した。調査の結果は、理事功程として同年文部省から出版され、その中には、米國の外、七箇國の教育制度が詳細に報告されてゐる。彼は特に、米國の地方自治主義の教育制度に關心を持つてゐたため、明治九年再びアメリカに渡り、各州の學校狀況、教育法規を調査して、翌年歸朝した。他方、彼は、又、明治六年から十一年迄、文部省に學監として奉職してゐたモルレーを信任し、米國の制度を主に參考して、地方民の自由と自治とを重ざるやうな學校改革案を立てた。これが、十二年に公布された教育令である。

教育令の要點

教育令は、(一)大中小學區の制を廢して、各町村に小學校を設置させ、(二)學區取締の代りに、町村人民の選舉した學務委員を置き、(三)義務教育年

改正教育令の發布

限を十六箇月と定め、(四)兒童に體罰を加ふることを禁止したが、凡て規程は、唯、大綱を示すだけで、その細節は、町村の自治に一任した。

改正教育令 教育令の發布は、學制時代の畫一主義中央集權主義に對する自由主義地方分權主義の反抗であつた。然るに、當時の人心尙未だ幼稚で、自治の精神に乏しかつたので、教育令は、聊か放任に過ぎた感がないでもなかつた。そのためか、小學校の増加率が減じ、兒童の就學歩合も減退した。そこで、明治十三年、河野敏謙が文部卿となるや、教育令を改正して、干涉主義に傾いた第二の教育令を發布するに至つた。これが所謂改正教育令である。

改正教育令の要點

改正教育令に於ける改正の要點は、(一)各町村は、府知事縣令の指定に従ひ、獨立に、或は聯合して、その學齡兒童を教育するに足るべき一個若しくは數個の學校を設置すべきことを定め、(二)學務委員の選任を嚴にし、且、委員中に戸長を加へ、(三)就學義務年限を三ヶ年に延長し、(四)學校の

諸學校の改革

設置・廢止の管理を嚴にし、(五)師範學校の設置を強制したこと等である。越えて明治十四年順次に小學校教則綱領・中學校教則大綱・師範學校教則大綱を定め、教育令實施の方法を示した。小學校は、小學校教則綱領によつて、初等・中等・高等の三科に區分せられ、前の二科は各三箇年、高等科は二箇年で、合計八箇年となつた。中學校は、小學校の發達に伴つて漸次増設せられたが、管理が行届かなかつたため、施設頗る區々であつたのを、中學校教則大綱によつて整頓し、初等科四年、高等科二年となした。併し、土地の情況によつては、普通文科・普通理科を置き、又は、農業・工業・商業等の専修科を置くことも許された。師範學校は、師範學校教則大綱の外に、十六年府縣立師範學校通則が定めらるゝに及び、各府縣師範學校が次第に整頓した。同時に、東京師範學校が、中等教員養成機關として漸く發達した。尙、明治十五年、東京女子師範學校に附屬高等女學校が設けられたが、これは、本邦で高等女學校といふ名稱を用ひた

第三の教育令

始めである。

第三の教育令 改正教育令の效果は、一時甚だ顯著であつたが、明治十七年頃から、連年の凶作のため、經濟界は不況に陥り、延いて教育界に一大打撃を與へ、例へば、小學校數は減じ、兒童就學の歩合も低下した。そこで、政府は、明治十八年、經費節減のため、再び教育令を改正した。その要點は、(一)學務委員を廢して、町村の戸長をして學事を執らしめ、(二)土地の情況によつて、小學校教場の制を設け、小學校よりも一層簡易な教授をなし得るやうにした。

併し、かゝる消極的・退嬰的な態度は、當時の衰微せる教育に更に拍車をかける結果となつたが、明治十八年、官制の大改革が行はれ、森有禮文部大臣となつて、學校令を發布し、教育の刷新と興隆とを圖ることになつた。

私立學校の發達

官公立學校が漸く整備すると共に、今日、私立學校

私立學校の發達

として有名なものも多くこの頃に創設された。即ち、當時政府が法典編纂を企ててゐたのに刺戟せられて、明治十二年、東京法學社(今の法政大學)、同十四年、明治法律學校(今の明治大學)、同十五年、東京專門學校(今の早稲田大學)等が設けられた。又、盲啞教育もこの期に發達した。即ち、明治十一年、山尾庸三及び我が國盲人教育の祖ともいふべき古川太四郎の力によつて、始めて京都に私立京都盲啞院が起り、同十三年には東京に私立の訓盲院が設けられた。京都盲啞院は、後に京都府立となり、訓盲院も、明治十八年、文部省の直轄となり、同二十年、東京盲啞學校と改稱したが、四十三年に、盲學校と聾啞學校との二校に分れて今日に至つてゐる。尙、諸種の教育會もこの時代に組織せられ、明治十六年には、大日本教育會(現今の帝國教育會)が創立せられた。

第二節 教育令時代の教育思想

實利的傾向

A. Bain; Education as a Science

實利的傾向 教育令時代には、スペンサーの教育論及びこれに類似せるベインの教育學が、最も愛讀せられ、教育以外の書籍では、スペンサーの哲學、ミル及びベンタムの功利主義の倫理學等が行はれた。中にも、スペンサーの教育論は、明治十三年、尺振八によつて翻譯され、文部省から「斯氏教育論」として出版せられた外、多くの人によつて解説が試みられ、當時の教育に大なる影響を與へた。寧ろ、當時の教育界を支配したかの觀があつた。而して、スペンサーの教育思想は、既に述べたやうに、實利主義功利主義の典型とも稱すべきものであつたから、前期即ち學制時代からの實利的、功利的教育思想と結合し、これを更に發展せしめた。

所謂開發主義

他方、この時代に於ては、ペスタロッチ主義が、高嶺秀夫、伊澤修二の二氏によつて移入せられた。高嶺秀夫は、慶應義塾で福澤諭吉の薰陶を受け、明治八年、文部省出仕を命ぜられ、直ちに伊澤修二

所謂開發主義
高嶺秀夫
二五五—四一
伊澤修二
二五七—〇一
二五七—七一

1 J. Johonnot 1823—1888

2 Principles and Practice of Teaching

と共に、師範制度調査のため米國に派遣せられた。渡米後、ニューヨーク州のオスウィーゴ師範學校に入學したが、當時オスウィーゴ師範學校は、米國に於けるペスタロッチ運動の中心であつたので、彼は、此處にペスタロッチの教育法を體得して、明治十一年歸朝した。歸朝後、伊澤修二と共に、東京師範學校に職を奉じながら、ペスタロッチ運動を起して開發教授を鼓吹し、教育法の革新を圖つた。明治十五年には、伊澤修二の「教育學」が刊行せられたが、これは、邦人の手になつた教育學書の嚆矢である。若林虎三郎、白井毅共著の「改正教授術（明治十六年）」亦ペスタロッチの教授法の普及に與つて力があつた。更に明治十八年、高嶺秀夫は、米人ジョホノットの「教授の原理及び實際」を譯して、「教育新論」を出版した。ジョホノットのこの書は、ペスタロッチの調和的發展の思想に、實利主義を交へたものであるから、當時廣く讀まれたのも當然のことであると言はねばならぬ。

左に摘出せるは、心力開發的の新主義の普及の爲に、若林、白井兩氏の著せる「改正教授術」の卷頭に掲げた「教授の主義」である。當時の教授法の傾向を知るに足るものがある。

教授ノ主義

- 一、活潑ハ兒童ノ天性ナリ 動作ニ慣レシメヨ 手ヲ習練セシメヨ
- 二、自然ノ順序ニ從ヒテ諸心力ヲ開發スベシ 最初心ヲ作り後之ニ給セヨ
- 三、五官ヨリ始メヨ 兒童ノ發見シ得ル所ノモノハ決シテ之ヲ説明スベカラズ
- 四、諸教科ハ其ノ元基ヨリ教フベシ 一時一事
- 五、一步一步ニ進メ 全ク貫通スベシ 授業ノ目的ハ教師ノ教ヘ能フ所ノ者ニ非ズ生徒ノ學ビ能フ所ノモノナリ
- 六、直接ナルト間接ナルトヲ間ハズ各課必ず要點ナカルベカラズ
- 七、觀念ヲ先ニシ表出ヲ後ニスベシ
- 八、已知ヨリ未知ニ進メ 一物ヨリ一般ニ及ベ 有形ヨリ無形ニ進メ 易ヨリ難ニ及ベ 近ヨリ遠ニ及ベ 簡ヨリ繁ニ進メ
- 九、先ヅ總合シ後分解スベシ

國家主義の擡頭

國家主義の擡頭

かやうな實學主義、主知主義が、我が國古來の教育

の根本方針と相背馳せるものなること、固より言ふ迄もないので、やがて、之に對して國家主義及び德育主義が擡頭して來た。そして、我々は、其の發端を、畏くも明治天皇の「教學大旨」に拜し奉るのである。

明治天皇には、明治十一年、各地を御巡幸遊ばされ、特に、各種學校の施設並に教育狀況をみそなはせられ、御還幸の後、明治十二年、御感想を侍講元田永孚に筆記せしめられたが、これが即ち「教學大旨」で、國民教育の根本方針を御示しになつたものと拜せられる。「教學大旨」では、先づ、
 教學ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ
 我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ
 と、教學の要を宣せられ、

然ルニ輓近專ラ知識才藝ノミヲ尙トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少カラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ廣ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日

新ノ効ヲ奏スト雖モ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ將來ノ恐ル、所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ルヘカラス是我邦教學ノ本意ニ非サル也
 と、當時の教育を御批判遊ばされ、

自今以往祖宗ノ訓典ニ基キ專ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道德ノ學ハ孔子ヲ主トシテ人々誠實品行ヲ尙トヒ然ル上各科ノ學ハ其才器ニ隨テ益々長進シ道德才藝本末全備シテ大中至正ノ教學天下ニ布滿セシメハ我邦獨立ノ精神ニ於テ宇内ニ恥ル事無カル可シ

と、大中至正の教學について諭し給はれた。天皇が、かくまでに當時の教育について御軫念遊ばされたこと、まことに恐懼の極みである。

明治天皇は、更に明治十五年十二月、「幼學綱要」を全國の各學校に御頒賜なされたが、これは、先の「教學大旨」を學校教育に徹底せしめられる御趣意であると拜察せられる。即ち、「幼學綱要」は、明治十二年以來、元田永

孚等に命じて編纂せしめられたもので、編纂の御趣旨が明倫修徳にあ
らせられたことは、御頒賜の際の勅諭の中に、

方今學科多端本末ヲ誤ル者亦鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本
トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜

シ明倫修徳ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム

と仰せられてあるにても、明らかに拜せられる。



文部省

元田永孚

改正教育令では、修身を小中學校の教科目の首位
に置くことにし、新に小學校修身教科書を編纂し、
次で、同十四年の、小學校教則綱領では、修身の時間を増加したが、同年更
に、時の文部卿福岡孝悌は、小學校教員心得を頒つて、尊王愛國の大義を
鼓吹し、徳育の重きを諭し、人を導きて善良ならしむるは、多識ならしむ
るに比し一層緊要なることを道破した。

其の他

尙當時の國家主義、徳育主義の運動のあらはれとして、明治十五年に、
伊勢に神宮皇學館、東京に皇典講究所、東京大學内に古典講習科、翌年に、
同大學内に支那古典講習科が設置された。又、畏くも明治天皇は、明治
十五年に、軍人への勅諭を下し、賜はつた。

第四章 學校令時代の教育

第一節 學校令時代の教育制度

學校令

學校令の發布
森 有禮
二五〇七—
二五四九—
年



明治十八年、内閣制度が創設せられ、森有禮が文部大臣に任
ぜらるゝや、其の廣い研究と實務に於ける經驗とに
基づいて、教育令の大刷新を行つた。即ち、明治十八
年、文部省に視學官を置き、十九年三月に、帝國大學令、
四月に、師範學校令、小學校令、中學校令及び諸學校通

則を發布した。世に、これ等を總稱して學校令と呼んでゐる。これを見ても明らかであるやうに、森有禮は從來の學制や教育令が、何れも一つの法令の中に、あらゆる學校に關する法令を包含してゐるために、種種の不便を感じたのを改めて、學校別の法令を定め、教育法令發布に新しい時代を劃した。今日の教育法規は、多く學校令を本として發達したものである。

學校令の要點

學校令によると、小學校・中學校及び師範學校は、各尋常高等の二等に分れ、大學は、大學院及び法・醫・工・文・理の五個の分科大學に分れ、高等小學(修業年限四箇年)を卒業した者は、順次に、尋常中學校(修業年限五箇年)・高等中學校(修業年限二箇年)を経て、帝國大學に入り、又、尋常師範學校(修業年限四箇年)を経て、高等師範學校(修業年限三年男子三箇年女子四箇年)に入るこゝとなり、茲に、一つの完全な學校系統が組織せられてゐる。尙、小學校と師範學校について稍、細説すると、

小學校

小學校令では、小學校の設置區域及び位置等は、凡て府縣知事の指定

によることとし、就學義務年限を尋常小學校の四箇年に延長し、土地の情況によつて、修業年限三箇年以内の小學簡易科を置き、尋常小學校に代へることを得しめた。

師範學校

公立師範學校は、從來その數を規定してゐなかつたが、師範學校令では、一府縣一箇所に制限し、全力を此の一師範學校に集中させる方針を採つた。蓋し、森文部大臣は、國運發展の基礎を國民教育に置き、國民教育の消長は、師範學校の良否如何に依存すると考へたから、特に師範教育を重んじ、生徒は凡て寄宿舎に入れ、その訓育は、順良・信愛・威重の三氣質を養成するを以て根本義と定め、兵式體操を課して精神を鍛鍊した。又、尋常師範學校長は、府縣の學務課長を兼ね得ることとし、小學校長及び教員は、尋常師範學校卒業生を以てこれに任ずることを本體とするなど、明らかに、師範學校を以て普通教育の根原と認められた。

學校令以後の變遷

學校令以後の變遷 明治二十一年、市制・町村制が公布され、同二十三

年、府縣制郡制が發布されて、地方自治の制度が確立したので、時の文部大臣芳川顯正は、これに應ずるため、同年地方學事通則を定め、同時に小學校令を改正した。この小學校令で、小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及ヒ國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。と定めたが、これは、現行國民學校令の發布に至る迄、永く小學校教育の目的として遵守せられた。又、小學校簡易科を廢し、義務教育たる尋常小學校の修業年限を、三箇年若しくは四箇年、高等小學校の修業年限を、二箇年、三箇年若しくは四箇年とし、更に、從來、授業料を以て小學校經費の本體とした制を廢し、經費は凡て市町村から支出させ、その他、市町村制の實施に伴ふ諸般の改正を施した。

翌二十四年には、大木喬任再び文部大臣となり、小學校教則大綱を改正して、各科の程度及び要旨を新にした。

明治二十六年に、井上毅（井上毅）が文部大臣となるや、尋常中學校の外國語を

井上毅
二五〇四年
二五五年

井上毅



業文明の發達を期したことは、井上文相の偉大なる功績である。

私立學校 私立學校では、明治二十三年、日本法律學校（今の日本大學）が新設せられた。

第二節 森有禮と國家主義教育

國家主義の教育 この時代に於て、森有禮が國家主義的教育思想を鼓吹したことは、特筆に價する。有禮は、多年外交官として海外にあつたが、常に心を教育に寄せ、外國の教育状態を研究すると同時に、日本の

國家主義の教育

私立學校

*Education in Japan

教育を如何にすべきかについて思ひをめぐらした。かつて彼は米國駐在中、日本の教育策について、米國の諸名士の意見を徴し、これを集めて、一八七三年(明治六年)、「ニューヨークで、日本の教育」と題して公刊したことがあるが、この一事、彼が外交官でありながら、如何に教育に關心を持つてゐたかを知るに足るものである。

明治十八年、文部大臣に任ぜらるゝや、彼は、斷乎として、學制頒布當時の立身治家の教育主義を排し、國家隆昌のための教育を主張し、國家主義の旗印の下に、學制の改革を行つた。彼の「教育の方針に關する意見書」中にある次の語は、這般の消息を傳へてあまりあるものがある。曰く、

……今夫國の品位をして進んで列國の際に對立し以て永遠の偉業を固くせんと欲せば、國民の志氣を培養發達するを以て其根本と爲さるゝことを得ず、是乃ち教育一定の準的に非ず乎。……蓋教育の

規則、粗備はるも、教育の準的は果して何等の方法を以て之を成遂することを得へき乎、顧みるに我國萬世一王、天地と與に限極なく、上古以來威武の耀く所、未だ曾て一たひも外國の屈辱を受けたることあるらず、而して人民護國の精神、忠武恭順の風は、亦祖宗以來の漸磨の陶冶する所、未だ地に墮るに至らず、是即ち一國富強の基を成すか爲に無二の資本、至大の寶源にして以て人民の品性を進め、教育の準的を達するに於て他に求むることを假らざるへきなり、蓋國民をして忠君愛國の氣に篤く、品性堅定、志操純一にして人々怯弱を耻ち、屈辱を惡むことを知り、深く骨髓に入らしめ、精神の嚮ふ所、萬派一注、以て久しきに耐ゆへく、以て難きを忍ぶへく、以て協力同志して事業を起すへし、……凡そ萬般の障礙を芟除して、國運の進歩を迅速ならしむるもの、總て此氣風に倚らざるはなし、長者は此氣力を以て之を幼者に授け、父祖は此氣力を以て之を子孫に傳へ、人々相承接、家々相化し、

一國の氣風一定して永久動かすへからざるに至ては國本強固ならざるを欲すれとも得へからざるへし……

と。即ち彼は、國民の志氣を培養發達するを以て教育の準的とし、之に達する根本方策は、人民護國の精神忠武恭順の風を陶冶するにあるとした。彼の教育策は、凡てかゝる國家主義から導かれたもので、大學を特に「帝國大學」と命名し、その目的を「國家ノ須要ニ應スル學術技藝ヲ教授シ及其蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」と規定した如き、又、既述の如く、師範學校に軍隊式な操練を試みた如き、その一例である。

第三節 教育勅語の御下賜と教育

方針の確立

當時の情勢 教學大旨に示された御聖旨といひ、森文部大臣の國家主義といひ、我が國教育の根本方針を樹立したものであつたが、當時の

當時の情勢

教育は、未だ國家主義によつて統一されるまでには至らなかつた。そして、歐化主義と國粹保存主義の對立、尙甚だ激しかつたので、早晚拔本塞源の大きな對策が講ぜられねばならぬ情勢にあつた。

先づ、歐化主義の最も盛であつたのは、明治二十年前後で、政治的には、自由民權論が跳梁し、社會的には、我が國古來の文物制度を悉く排し、衣食住の習慣までも改め、英語を以て國語に代へようとさへ主張する者があらはるゝに至つた。こゝに於て、西村茂樹は、明治十七年、日本弘道會を起し、次で十九年、日本道德論を著して、國民道德の發揚に力め、勝安芳は、明治二十年、當路者に建白してその反省を求め、杉浦重剛井上圓了三宅雄二郎等は、同二十年に政教社を設立し、翌二十一年、雜誌「日本人」を出して、大に國粹の保存を唱へた。

政治上社會上の、かゝる歐化主義と國粹主義との對立は、更に教育問題にも反映して、當時、學校の德育に關する見解は、頗る區々であつた。

儒教主義の德育を唱へる者があるかと思へば、これを排した福澤諭吉の如き人もあつたし、又、西洋の倫理學に則る德育を主張する者、キリスト教的な宗教道徳を説く者もあつた。更に、内藤耻叟、西村茂樹等は德育の根源を皇室に求め、德育の基礎如何といふことは、當時の人の最も重大な關心であつた。

教育勅語の御下賜 かくて、明治二十三年二月の地方長官會議に於ても、德育の基本方針が問題となり、時の文部大臣榎本武揚は、是に對する意見を發表した。恐れ多くも、この事叡聞に達し、明治天皇は、いたくかゝる状態に御軫念遊ばされ、榎本文相に、德育の基礎となるべき「箴言」の編纂を命ぜられ、同年五月、芳川顯正代つて文部大臣となつた際にも、同様の御下命があつた。芳川文相は、大命をかしこみ、法制局長官井上毅、侍講元田永孚等と共に、翼賛申上げ、愈、明治二十三年十月三十日、不磨の大典である教育に關する勅語が下賜せられた。文相は、翌日、これを

教育勅語の御下賜

全國の諸學校に頒布し、聖意を奉體すべきを訓示し、他方、井上哲次郎をして、勅語衍義を著述せしめ、聖旨のあるところを一般國民に知らしめた。明治二十二年二月十一日には、皇室典範及び帝國憲法が發布されて我が國體が明徴にされ、今又、教育に關する勅語が下賜されて國民の向ふべきところを示されたので、これより、政治思想、社會思想が始めて統一の氣運に向ひ、形式内容共に國家主義の教育が確立せらるゝに至つた。

かくて、其の後の教育上の法規や施設は、凡て教育に關する勅語に基づいて行はれることとなつた。明治二十四年、即ち教育勅語御下賜の翌年、小學校教則大綱が改正されたことは既に述べたが、これに於て、徳性ノ涵養ハ教育上、最モ意ヲ用フヘキモノナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道徳教育國民教育ニ關聯スル事項ハ特ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」と規定され、特に修身教授に關しては、教育ニ關スル勅語ノ旨趣

其の後の教育法規

ニ基キ兒童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道實踐ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」と示され、又、同年、普通教育施設に關する訓令に於て、「普通教育ノ要ハ人ヲシテ人ノ人タル道ヲ知ラシメ日本國民タルノ本分ヲ辨ヘシメ社會及國家ノ福祉ト品位トヲ増進セシムルニアレハ……」とある如きは、其の一例である。

第四節 學校令時代の教育思想

ヘルバルト派と當代の教育 この時代に於ては、ヘルバルト派の教育が始めて移入され、之が端緒を開いたのは、獨逸人ハウスクネヒトである。即ち、明治二十一年、帝國大學が、中學教師たらんとする者のために教育學科特約生を募集した時、彼は聘せられて教育學を講義し、ヘルバルト派の教育學を紹介した。從來我が國の教育は、多く英米の學風に支配されてゐたが、これより、直接獨逸の風潮に親しみ、本來、德育主義

ヘルバルト派と當代の教育

* E. Hausknecht 1853—1927

能勢榮 二二五—二二五年

- 1 J. G. Compayré 1843—19.3
- 2 Cours de Pédagogie theorique et pratique 1885
- 3 System der Pädagogik im Grundriss 1891

チルレルとライン

であるヘルバルト派の學説が、漸く盛なるに至つた。先づ、能勢榮は、明治二十一年、自己の創見に基づいて「教育學を公にした外、實利と道德の何れにも偏しない佛國のヘルバルト派學者コンペーレーの理論的實際的教育學講義をベーンの英譯より重譯せる、根氏教授論、及びヘルバルト派の殿將ラインの系統的教育學綱要の邦譯萊因氏教育學を出版した。他方、ハウスクネヒトに學んだ谷本富は、實用的教育學及び教授法、科學的教育學等を著して、大にヘルバルト學風の鼓吹に力めた。かくて、明治二十年代の後半には、ヘルバルト派の學者の著書は、盛に讀まれ、當時の教育者であつて、品性陶冶、多方興味、五段教授法、中心統合法、開化史的段階等の語を口にしない者はなく、甚しきは、儒教の五常をもヘルバルトの五道念にあてて解釋するに至り、英米の實利主義の學風は、全く一掃された觀があつた。

チルレルとライン 我が國に傳へられたヘルバルト派の教育學は、

ヘルバルトの教育學といふよりも寧ろヘルバルト派の、しかも其の一派である、チルレル、ライン派の教育學であつて、所謂五段教授法、中心統合法、開化史的段階等は、何れもこの派の唱道にかゝるものである。先づチルレルは、ヘルバルトの教授段階たる、明瞭聯合系統方法の中、明瞭を分解と綜合との二段に分つて、五段階説を立てたが、チルレルに學んだラインは、之を豫備提示、比較、概括、應用と書き改め、この五段階は、最も廣く我が國に行はれた。次に、中心統合法は、ヘルバルト派の教育目的たる、道徳的品性の陶冶に導かんがために、情操教材、宗教史及び世俗史を中心として全教科を統一しようとする試みで、このことは、已に教育學に於て明らかにした所である。最後の開化史的段階説は、兒童の發達は、人類の發達段階を繰返すものであるから、凡て教材の排列は、人類がその太初から今日



Wilh. Rein.

ライン

の文化状態に達するまでに經過した段階に應じて定められねばならぬと主張するもので、我が國に於ても、この派の心酔者の中には、我が國の歴史に即して、開化史的段階を立てたものがあつた。

此の如く、ヘルバルト派の教育學の謳歌せらるゝに至つた主な理由として、我々は、大凡次の二點を擧げることが出来る。先づ、ヘルバルト派は、既に述べた如く、道徳的品性の陶冶を、教育の究竟目的に定立したが、これは、文部省が明治十三年以來唱道した、德育主義の教育に合し、教育勅語の精神にもそふところがあるので、明治十年代を風靡した實學主義、功利主義の教育に、漸く不滿を感じつゝ、あつた人々が、ヘルバルト派の道徳主義に向つたことは、容易に想像せられる。併し、それにもまして、教育者に歓迎せられたのは、この派の五段教授法であつた。教育令時代、米國からペスタロッチの開發教授が輸入されたが、その主とするところは、問答法であつて、ヘルバルト派の五段教授法の如く、整然

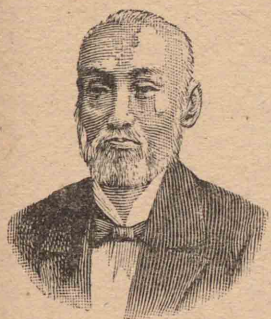
ヘルバルト派の歓迎せられた理由

たる體系を持つてゐなかつた。五段教授法は、舊表象による新表象の類化を目標に、兒童の興味を中心として、段階的に生徒の思想界を陶冶する方法であるから、形式的ではあるが、それだけ學び易く、且、實行し易く、これこそ唯一の方法であるかの如く、當時の人々に考へられたのである。

第五節 當時の教育家

加藤弘之

加藤弘之
二四九六
二五七六



加藤弘之は、天保七年、但馬國出石藩士として生まれ、初め藩學弘道館に入り、後、江戸に出て、佐久間象山に兵學を、坪井爲春に蘭學を學んだ。後、蕃書取調所教授手傳となり、傍ら獨逸語を學んだが、これは、我が國に於ける獨逸語學習の始といはれてゐる。明治維新後、文部大丞、外務大丞等に歴任し、又、侍讀を

加藤弘之

仰せ付けられた。その後、東京大學綜理、大學總長、元老院議員、宮中顧問、官帝國學士院長、樞密顧問官等の顯職に在り、その間、文學博士、法學博士、男爵を授けられ、又、獨逸語開拓の功により、獨逸皇帝より王冠第一等勳章を贈られた。著書頗る多く、中にも、人權新説「強者の權利の競争」獨文及び邦文にて出版、「道德法律進化の理」自然界の矛盾と進化「自然と倫理」等、特に彼の思想を見るに足るものである。

彼は、道德法律、政治哲學等の問題を、進化論の原理から論じたが、教育に關しても亦、進化論的自然主義の立場から、意志の自由を認めず、人間の意志は、遺傳と境遇とによつて必然的に支配されるとなし、教育も境遇の一部と考へ、その効果を過信しなかつた。知育に於ては、實用のため知識の外に、眞理のために眞理を求むべきを主張し、又、教育を簡便ならしむるために、國字、假名遣等の整理の必要を説いた。

新島襄

新島襄
二五〇三
二五五〇

新島襄は、上野國安中の藩士で、天保十四年江戸に生まれ、初

新島 襄



め撃劍漢學、數學、蘭學等を學んだが、後幕府の海軍傳習所に入り航海術を修め、航海に従事したことがあつた。偶、ロビンソン漂流記と漢譯聖書とを讀み、海外遊學の大志を抱き、元治元年、國禁を犯し、米國商船に便乗して慶應元年、ボストンに至り、彼地で、中學校から進んで大學を卒業し、更に神學校に入り神學士の稱號を得た。明治四年、岩倉全權大使一行の米國に至るや、隨行を命ぜられ、歐洲諸國を歴遊して、その文物制度を視察した。明治七年、ヴァーモント州ラトランドの傳道會社年會に於て、日本の教育に對する宿志を述べ、五千弗の醵金を得て同年歸朝し、翌八年、同志社を設立し、爾來、十四年有餘、社長の職にあつた。明治十七年、再び歐米漫遊の途に上つたが、不幸にも宿痼おもりて歸朝し、明治二十三年、相州大磯の客舎に歿した。資性極めて高潔、キリスト教主義の教育によつて、有爲の人材を養成することを畢

生の事業とした。彼は健全な信仰と高尚な品性とは、人たるもの、根本であるとなし、しかも、もと武門に出で、武士道的精神の流動するものがあつたので、薰化の效頗る見るべきものがあつた。人、彼を尊んで、受洗した吉田松陰と呼んだが、必ずしも溢美ではない。

第五章 國民的自覺時代の教育

第一節 國民的自覺時代の教育制度

明治二十七八年戰役後の教育制度 明治二十七八年、清國との戦争に、目覺ましい勝利を得たので、我が國民は、自國の眞價を自覺すると共に、戰勝の主な原因が教育にあることを悟り、自ら教育發展の氣運を開いた。乃ち、政府は、先づ議院の建議を容れ、教育基金特別會計法を定め、清國から得た償金中、一千萬圓を教育基金として、その利子を普通教育

明治二十七八年戰役後の教育

費に充て、國民一般も擧つて普通教育の進歩を圖つたから、諸般の教育的施設は整備し、兒童の就學歩合は著しく増加し、從來餘り顧みられなかつた女子教育及び實業教育も頗る進歩した。一例を擧げるならば、就學歩合は、明治二十七年に於て、六一・七二パーセントであつたが、明治三十六年には、九三・二三パーセントとなり、女子の就學は、二倍以上に達し、中學校は、明治二十七年の八十一校から、三十六年には、二百六十八校に増加した。

初等教育

小學校に關しては、明治二十三年の小學校令以後、三十三年、更に之を改正し、同時に、小學校令施行規則をも發布し、義務教育年限を四箇年となし、義務教育年限中は、授業料を徴收しないのを本體とし、且、試験を全廢した。又、明治三十六年には、小學校令の一部を改正し、教科用圖書の一部を國定とした。

中等教育

中學校に關しては、明治十九年の中學校令以後、三十二年に、現行の中

學校令に改正し、尋常中學校を中學校と改稱し、一年以内の補習科を置くことを許した。女學校に關しては、從來獨立の法令がなく、明治十九年の中學校令の中に規定されてゐたが、明治二十八年、始めて高等女學校規程を定め、三十二年、現行の高等女學校令を發布し、修業年限四箇年を以て本體となし、一箇年の伸縮を許し、且、補習科、技藝專修科及び專攻科をおくことを得しめた。又、明治三十二年には、現行の實業學校令を發布した。

師範教育

師範學校に關しては、明治十九年の師範學校令以後、明治三十年、現行師範教育令を公布し、尋常師範學校を師範學校と改稱し、各府縣師範學校は、從來一校に限られてゐたのを、一校又は數校と改めた。又、高等師範學校は、從來尋常師範學校の教員を養成するところであつたが、師範學校、中學校及高等女學校の教員を養成する所と改め、又、女子高等師範學校も、師範學校女子部、高等女學校教員の養成所に改正した。尙、從來

の東京男女兩高等師範學校の外に、更に明治三十五年、廣島高等師範學校を増設した。

專門教育

專門學校に關しては、明治三十六年、專門教育令を發布し、公私立專門學校を統一した。帝國大學は、明治十九年學校令發布當時は、東京の一大學あつただけであるが、明治三十年に、京都帝國大學を増設した。

教育行政機關

教育行政機關については、明治二十九年學政の最高諮問機關として、高等教育會議を設置し、同三十二年府縣に視學官及び視學を、郡に郡視學を置いた。

明治三十七八年戰役後の教育

小學校

明治三十七八年戰役後の教育制度 明治三十七八年戰役により、國威大に揚ると共に、戰後の經營として、教育上にも多くの新施設が行はれた。先づ小學校に關しては、明治四十年に小學校令を改正し、尋常小學校の年限を六箇年、高等小學校の年限を二箇年又は三箇年と定め、尋常小學校の六箇年を義務教育年限とした。かくして義務教育年限は

從來の四箇年から六箇年に延長せられたのであるが、その時の訓令に於て、已に、固ヨリ今回ノ改正ハ未タ之ヲ以テ足レリトスルニアラスト、雖モ、我國現下ノ情況ハ遽ニ之ヲ六箇年以上ニ延長スルコトヲ許ササルヲ以テ、暫ク之ニ満足シ其ノ完成ハ更ニ之ヲ他日ニ期セントス。と述べ、更に他日延長せらるべきを豫期した。

高等女學校

高等女學校に關しては、明治四十三年に、高等女學校令の一部を改正して實科を置き、その年限を二箇年又は三、四箇年となし、二箇年のものは、之を高等小學校に附設することを許した。

師範學校

師範學校に關しては、明治四十年、師範學校規程を定め、從來の本科を第一部となし、新に第二部を設け、第二部には中學校又は女學校の卒業生を入學せしめ、修業年限を、男子は一箇年、女子は一箇年乃至二箇年とした。

專門學校

專門學校に關しては、制度上では大なる改正は見られなかつたけれ

ども、國運の發展に伴ひ、實業教育が重んぜられた。殊に、明治四十一年、戊申詔書の御下賜によつて、去華就實、忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ」と戒められたので、一層この氣運を強め、各種の實業専門學校が盛に起るに至つた。

大學に關しては、明治四十年に東北帝國大學を設置し、同四十三年に九州帝國大學を設けた。

私立學校

私立學校 この時代には、從來の私立學校で、既述の専門學校令に準據して専門學校となつたものが多く、又、新に多くの私立専門學校が設置された。そして、多くの専門學校は、この時代から大學と呼んだ。

第二節 國民的自覺時代の教育思想

教育思想の趨勢 國民的自覺時代に於ける教育思想界の大勢として、先づ、個人的教育學より社會的教育學への轉向を擧げることが出来る

社會的教育學

る。ヘルバルト派の教育思想は、我が道德主義に吻合するものがあつたが、其の基調の個人主義であつたため、最早、國家主義に自覺した當代の教育者に満足を與へ得ない状態にあつた。こゝに於てか、明治三十年代より社會的教育學が、漸く提唱せらるゝに至つた。そして、かゝる思想界の動きに着目し、社會的教育學に先鞭をつけたのは、嘗て、ヘルバルト派の教育學の有力な鼓吹者であつた谷本富の「將來の教育學」(明治三十年)であつた。西歐に發達した社會的教育學中、特に此の方面に影響を與へたものは、ベルゲマンとナトルプの夫れであつた。

第二に、ヘルバルトの教育學は、教育の方法を心理學に求め、しかも其の心理學は、哲學的のものであつた。これ亦、科學的思考に熟し、經驗的なるものに根據を求めようとする人々の容易に満足し得ない所であつた。のみならず、近時に於ける實驗心理學の發達と、之に促されて起つた實驗教育學の花々しい業績を見たとき、之によつて教育の方法を

實驗教育學

確立しようとするに至るは、當然の事といはねばならぬ。所謂實驗教育學は、かくの如くして移入せられ、又我が國に於ける獨自の實驗的研究も、各方面に起つた。

自由教育説

第三に、大凡思想界の動きは、一見想像せらるゝほど單調なものでない。寧ろそれは、反對對立の中に動き、反對對立あるが故に、眞の自覺あること、之を、我が明治二十年前後の思想界に見るも明らかである。國民的自覺時代といへども、この例に洩れない。即ち、一方に、國家主義社會主義の主張あると共に、他方、個人主義の教育説が、よし傍系としてであつたにしろ、一部の人に唱へられ、そしてそれが、在來の兒童觀を一變せしむるに與つて力あつたことは、否むべくもない。所謂個人主義教育説とは、エレン・ケイ一派の自由教育説である。

國民的自覺時代の教育思想は、かなり多様であるが、我々は、其の主流を社會的教育に認め、そして、是と相並んで、實驗的傾向と自由主義との

*Paul Bergemann 1862—

二者を、其の中比較的重要なものとして、指摘し得るであらう。左に、是等の一々について、稍詳細に述べることにする。

ベルゲマンとナトルブ ベルゲマンは、初めイエーナ大學でラインの指導を受けたが、後にヘルバルト派を去り、經驗科學を基礎とし、歸納法を利用したる普遍的或は文化的教育學としての社會的教育學といふ大著を公にした。これによれば、教育の目的及び方法を決定するものは、思辨哲學ではなくて、經驗科學、特に生物學である。然るに、生物學に従へば、人は、遺傳、境遇、社會精神等によつて、身體的に又は精神的に規定せられる。加之、生物の目的が、一般的には、生活そのものの保存と發展、特殊的には、自己の屬する種族の保存と發展とにある如く、教育の目的、亦、自己の屬する國民の文化問題を解決することに喜んで參與する勢力に富める人、更に國家の有力なる一市民、世界人類の有用なる一員たるべき人」を養成するにあるとし、かゝる見地から、彼は、一方、個人的教

ナトルプ

ナトルプ

*Paul Natorp 1854—1924



P. Natorp

育學を批評すると共に、他方、人は、凡て一定の時代、一定の民族、一定の文化に屬し、抽象的な一般人なるものは存在し得ないから、教育も、常に國民の自然的、歴史的條件の上に立たなければならぬと説いて、一般妥當の教育學を否定した。

同じく社會的教育學の名を負ひながら、ナトルプは、ベルゲマンと凡て對蹠的な立場にある。特に、ベルゲマンの經驗的なるに對し、ナトルプは、純粹に哲學的である。ナトルプは、新カント派の驍將で、社會的教育學「社會理想主義」を始め、多くの著書を出だし、二十世紀初頭に於ける教育學の指導的地位にあつた。

ナトルプは、知情意の三方向の意志を中心とせる調和的發展を、教育の理想に掲げた。併し、個人のかゝる調和的發展は、彼に従へば、社會に

於てのみ可能である。社會を離れた個人は、例へば物理學に於ける原子の如く、單なる抽象に過ぎない。同時に、社會の理想的構成は、個人の發展を通してのみ可能であり、個人の發展なくしては、社會の發展は望まらるべくもない。即ち、個人と社會とは、密接な交互關係に立ち、個人は社會によつてのみ陶冶され、逆に、社會は個人の陶冶を通してのみ理想的に形成せられる。かくて、陶冶の社會的條件「社會による教育」と、社會生活の陶冶條件「社會にまでの教育」との二者の研究は、教育學の主要任務であつて、彼は、あらゆる角度から、この二方面に對する教育の方案を立てた。實に、我々が已に教育學に於て學んだ、社會により社會にまでの教育は、彼によつて、始めて哲學的に、しかも精細に、論定せられたところであつた。

實驗教育學 實驗教育學は、十九世紀後半に起つた實驗心理學の研究法を教育學に導入し、觀察實驗及び統計を利用して、教育問題を研究

モイマン

モイマン

*Ernst Meumann 1862—1915



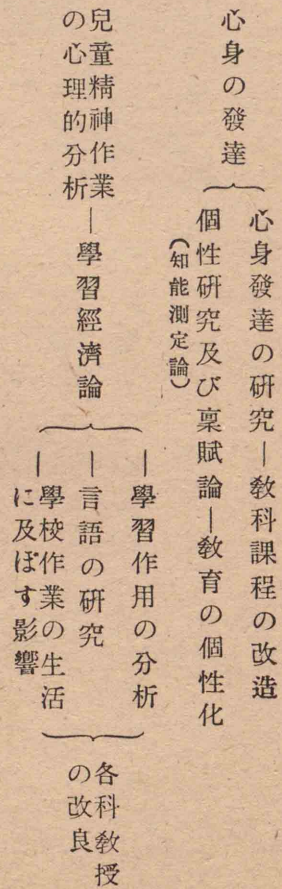
Ernst Meumann

し、教育學をば科學的根據を有する獨立の科學たらしめようとする主張であつて、千八百七十年代に於ける疲勞の研究に端を發し、二十世紀に入つて始めて教育學の一體系として發達した。之について貢獻する所最も大なるは、ヴントの高弟モイマンである。彼は、千九百七年、實驗教育學入門講義を公にし、千九百十一年以後、更にこれを増補した。彼に從へば、實驗教育學に於て研究すべき事項は、大凡、

- 一、學校期に於ける兒童心身の發達の研究
- 二、兒童の個々の精神能力の發達の研究
- 三、兒童の個人的差異の研究
- 四、個々の兒童の稟賦の研究
- 五、學校課業と兒童との關係の研究

六、讀方算術書方等一定の課業に現れる活動の分析的研究であつて、彼は之を左の如く要約した。

實驗教育學



これによつても知られるやうに、モイマンの實驗教育學は、教育學のあらゆる問題を取扱ふものではない。彼自身明らかに、實驗教育學は、全教育學を包括しようとする要求を起してはならない。それは、單に教育學の經驗的基礎づけをなし得るのみである。と語つてゐる。そして、教育の目的設定の如きは、寧ろ哲學的思考に讓るべく、又、教育の制度の如きも、他の研究法によるべきであるとなした。

ライ

*Wilhelm August Lay
1862—1926

ラ
イ



Lay

モイマンに先だつこと數年、早く實驗教育學者として、一時我が國に喧傳されたのは、ライである。ライは、千九百三年「實驗教授學」を公にしたが、この書は當時教育科學に一轉期を劃したものと云はれ、哲學者リールの如きは、之を、教授研究の新しい路を開拓せる最初の、しかも成功せる試みである」とまで推獎した。

ライの實驗教授學は、三つの領域を含んでゐる。個人的教育學、自然的教育學、社會的教育學が即ちそれである。第一の個人的教育學は、人間の心身の稟性に關係し、第二の自然的教育學は、生活團體の自然的方面——土地、水、空氣、動植物等——と兒童との交互關係を研究し、第三の社會的教育學は、生活團體（家庭、朋友、學校、宗教團體等）の生徒に及ぼす社會的影響を問題とする。従つて、彼の、實驗教授學は、單に教育の方法のみでなく、又、其の目

的をも含んだもので、モイマンに比し、頗る包括的である。唯、教育の問題を、従來とは異つた方法、即ち實驗によつて研究しなければならぬと主張せる點に於て、實驗的といはれるのみである。

併し、ライの思想中、我が國に影響したものは、以上の點よりも、寧ろ彼が、凡ての精神活動は、感覺——運動的過程であるとし、従來、動もすれば輕んぜられてゐた筋肉運動の教育的價値を高唱し、凡て教授は、直覺及び表象を、外的發表によつて補ひ、これを完全ならしむべきである。といふ教授上の一大原則を立てた點にある。これより以後、筋肉運動の教育的價値は、我が教育界に明らかに認めらるゝに至つた。彼の教育説が屢々筋肉運動主義と呼ばれるのは、こゝに由來する。そして、彼は、彼自らの主張を果す如き學校を、「行動學校」と名づけ、現時の作業學校思潮の一方の代表者となつた。我が國教授界の有力な指導者として、其の實際的方面に大なる足跡を印した槇山榮次は、直接に彼の教を受けたも

槇山榮次
二五二七
二五九三
三年

ケイ

*Ellen Key 1849—1926

のである。

ケイと新ルーソー主義 瑞典の女流評論家で、且近代に於ける教育革新運動の急先鋒であつたエレン・ケイの教育思想亦明治の末年我が國に移入せられた。女史は、二十世紀の初頭、有名な「児童の世紀」を公刊したが、忽ちにして各國語に翻譯せられ、甚大なる刺戟を與へた。我が國でも大村仁太郎が、これを、二十世紀は児童の世界（明治三十九年）として抄譯したのを始めとし、多くの人々により紹介せられ、一時教育界にかなりの波紋を惹き起した。

ケイの主張は、甚しく革新的である。女史は、其の著の表題が示す如く、極力、児童の尊嚴とその侵すべからざる権利を主張し、児童の天稟を自然のままに自由に發展せしむることを、教育の理想となし、ルーソーと等しく、自由主義、自然主義、個人主義の教育を唱へ、一切の外部的干渉を排した。「教育の秘訣は教育せざるにある」とか、児童の自然性を靜に

徐々に發展せしめ、周囲の事情をして自然の作業を補助せしむるものが、教育である。の語は、女史の主張を、簡単に、しかも雄辯に物語るものである。其の結果、女史は、(一)權威、課罰、強制、訓戒、試験及び證書を排して、自由と愛とによる教育を望み、(二)教室を排して、作業室、園藝場、競技場の新設を希求し、(三)系統的、具案的な教授案を排して、児童の自由選擇に基づく自由なる創作作業による學習を奨め、(四)キリスト教的宗教教授を排して、自由なる人格的倫理學の教授を主張し、事々に當時の教育に反對し、現代の學校に於ける改正は、意識的に現在の全組織を粉碎し、一個の石をすら新らしい組織の建設に流用しない程、思ひ切つた革新を齎さない限り無意味である。然り、教育界にノアの大洪水が襲來しなければならぬ。とまで獅子吼した。

女史に私淑せる一派の教育説を、新ルーソー主義といふ。彼の、新教育法として喧傳せられたモンテッソリ法、ドクロリ法、ドルトン案等は、

新ルーソー主義

何れも、多少なりともケイの影響を受けてゐると見られ得る。

第六章 大正以後の教育

第一節 教育制度の發達

教育振興に關する御沙汰

教育振興に關する御沙汰 明治四十五年七月、明治天皇崩御し給ひ、大正天皇が踐祚あらせられ、朝見の御儀に於て、祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニヨリ……先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス」と宣はせ給うた。又、大正四年十二月、御即位の大禮の後、時の文部大臣高田早苗を宮中に召され、左の御沙汰を賜うた。

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又勅シテ其ノ大綱ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ

皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ

先帝の教育に軫念したまふこと、此の如く優渥にわたらせられ、當局よく聖旨を奉體して、各その力を致したから、大正以後、教育の發展漸く著しく、各種の施設年と共に完備し、今や新附の國民に至る迄、洽く教育の恩澤に浴するに至つた。

教育行政機關

教育制度の整備 大正二年に、前の高等教育會議を廢して、新に教育調査會を起したが、大正六年、更に文部大臣岡田良平は、臨時教育會を設けてこれに代へた。この會議は大正八年に臨時教育委員會となり、更に大正十年教育評議會となり、同十三年文政審議會に改められたが、昭和十年に廢止せられた。越えて昭和十二年文教審議會を設けたが、まもなく、現在の教育審議會が之に代るに至つた。

初等教育に關しては、大正七年、市町村義務教育費國庫負擔法を公布し、尋常小學校教員俸給として、毎年一千万圓を國庫から負擔すること

初等教育

とし、大正八年時勢の要求に應じ、小學校令の一部を改正して小學校の教科目を整理し、同十二年更に小學校令の一部を改正すると共に、盲學校及聾啞學校令を發布した。同十五年には、義務教育費國庫負擔金を七千萬圓に増加し、尙、小學校令の一部を改正して高等小學校を改善し、別に幼稚園令を出して幼稚園教育に一大刷新を加へた。

師範教育

師範教育に關しては、大正十四年に師範學校規程に大改正を加へた。その主旨は、多數の優良な教員を養成して普通教育の刷新を圖ると共に、他日の義務教育年限延長に備へようとするのであつて、(一)從來の豫備科を廢し、(二)本科第一部の修業年限を五箇年、同第二部の修業年限を一箇年となし、(三)本科の上に修業年限一箇年の専攻科を置いて、修身教育及びその他の學科の精深なる研究に便し、(四)これに伴ふ學科目及びその内容を整理したのが、改正の要點である。尙、同時に各府縣に補助金を交附し、本科第二部の學級を増加せしめた。

高等教育

高等教育に關しては、文部大臣中橋徳五郎が、大正八年度から十三年度に至る六箇年を期し、高等教育機關の大擴張を企てた結果、高等學校及び各種専門學校が各地に増設さるゝに至つた。先づ、大正七年、高等學校令を發布し、高等學校の目的は、男子の高等普通教育を完成し、特に國民道德の充實を圖るにあるとし、修業年限尋常科四年、高等科三年、合せて七箇年とし、高等科には中學校第四學年修了者を入學せしむることとし、同時に、官立の外、公立私立をも認め、擴張を圖つた。高等女學校令も亦、これに準じて、大正九年改正を加へ、從來の高等女學校の上に、修業年限二箇年乃至三箇年の高等科を置くことを得しめた。大學令は、大正七年に根本的に改正せられ、大學の目的を、國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ、並其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス。とし、始めて單科大學を認め、官立の外、公立私立をも許した。その結果、大正九年以後、専門學

その他

校で大學に改造せられたものが多く、官立では、大正七年、北海道帝國大學、同十三年、京城帝國大學、昭和三年、臺北帝國大學が増設せられた。

その他、大正九年から同十年に互り、實業學校規程を改正し、同十五年、實業補習學校と共に現在の青年學校の一部をなした青年訓練所が設けられた。尙、同十一年、朝鮮教育令及び臺灣教育令を發布し、新附國民の教育に一大刷新を加へた。又、大正十年、各府縣に社會教育主事を置き、その管内に於ける社會教育の施設經營にあたらせた。

左に示す統計は、學校令發布以後に於ける普通教育の進歩と、其の現狀を概観する一資料として、文部省年報より摘記したものである。

學校種別	學校數		教員數		生徒數	徒數	
	明治十 九年度	明治四 十三年度	昭和 十年	昭和 十年		明治十 九年度	明治十 九年
官、公、私立 小學校	二、五五	二、九〇	二、五五	二、〇二	二、八二	六、八二	七、八二
官、公、私立 幼稚園	三	四七	一、八九	八三	一、三六	五、八六	一、四三
官、公、私立 中學校	五六	三二	五五七	六四	五、九二	一、三	九〇八
官、公、私立 高等女學校	七	一九三	九七四	七〇	二、九三	一、五	八八七
官、公、私立 公立師範 校	四六	八〇	二〇二	五九〇	一、四九	二、二八	二、八三
官、公、私立 小學校	二、五五	二、九〇	二、五五	二、〇二	二、八二	六、八二	七、八二
官、公、私立 幼稚園	三	四七	一、八九	八三	一、三六	五、八六	一、四三
官、公、私立 中學校	五六	三二	五五七	六四	五、九二	一、三	九〇八
官、公、私立 高等女學校	七	一九三	九七四	七〇	二、九三	一、五	八八七
官、公、私立 公立師範 校	四六	八〇	二〇二	五九〇	一、四九	二、二八	二、八三

第二節 教育思想の發展

教育思想の趨勢

教育思想の趨勢 大體からいへば、大正以後に於ける教育思想は、前期に存する傾向を承け、更に之を發展せしめたものと見る事が出来る。即ち、

第一に、前期に現れた社會的傾向は、次第に地盤を固め、爲に、ヘルバルト派に見る如き個人主義の教育は、殆ど一掃せられた。ケルシエンシユ、タイネルやデューイの思想が歓迎されたのも、ナトルフの社會的教育學の再認識が要求されたのも、これが爲である。

第二に、國民的自覺が、自ら意志の鞏固なる人格を要求するに至るの

は、當然の事であつて、其の結果、教育界でも、ヘルバルト派に見る如き主知説を棄て、主意説に就き、作業主義、創造主義、自己活動主義等が高唱せらるゝに至つた。作業教育の始めて我が國に傳へられたのは、明治の末年であるが、それが實を結んだのは、大正に入つてからの事である。第三に、社會的教育思想の發展は、自然に、社會と個人、特に歴史と個人との密接な關係に著目せしめ、人が國家的、歴史的存在であるとの認識を深めた。近時西歐に於けるシュライエルマツヘル教育思想の復活は、主としてかゝる動機に因るものであるが、我が國でも、大正の末年から、シュライエルマツヘルやデイルタイの思想を祖述する所謂歴史的教育學、文化教育學が移入せられ、歴史的文化和教育との關係が特に學者の注目を惹き、今では教育界の一つの中心思想を形成するまでに至つた。

第四に、方法上の領域に於ても、一方には、ヘルバルト派の受動的な教

育に反對し、主意説に結合して、生徒の自己活動が重んぜられ、他方、新ルソー主義の動きは、從來の兒童觀を一變し、所謂教師本位の教育より兒童本位の教育に轉じ、更に作業に於ける社會的訓練を併せ考へ、相俟つて生徒の自由作業を重視するに至つた。アメリカの構案法やドルトン案は、かくして移入せられ、ケルシエンシュタイネルの作業團體の思想は、こゝに實際的に運用せらるゝに至つた。

第五に、ヘルバルト派の機械的、一般的なる方法の排斥は、自ら生徒の個性と、個性の自由な發動を尊重し、上、第四に擧げた傾向と相合して、個性主義、藝術主義の教育が、一部に、強く唱道せらるゝに至つた。

第六に、個性主義の教育は、個性の正當な認識を、其の不可缺の前提とする。是に於てか、前期に端を發した實驗教育學的研究は次第に熟し、特に心性考査法如何が、大正八九年以後、多くの學者の主要な一つの研究題目となつた。そして、其の最初の有力な背景となつたものは、アメ

リカに發達した心性考査法であつた。

以上は大正以後の教育に浮んでゐる大きな線を、順序もなく拾ひあげたものであるが、これによつても、この期の特色が、明治時代に見らる如く、一方に偏したものでなく、廣く各方面の思潮に眼を注ぎ、其の長所を採らうとする自由な態度であることに、何人も氣づくであらう。従つて、スペンサーやヘルバルト派の如く、一筋に深い影響を與へた學説は見當らないが、どんな小さな流れをも受け入れ、自由な選擇を加へ、彼の長を採つて我が教育に培はうの熱意は、到る所に見られる。若し明治二十年前後の教育者の態度を、十六世紀の人文主義のそれに比べるならば、大正以後の教育者は、遙に之を超越して、新人文主義の態度を持してゐるとも言へよう。それにしても、更に新人文主義を超越したフイヒテやシュライエルマツヘルの如き思想家の我が國に出づることを、我々は希望して已まない。そして、模倣より獨立に、獨立より獨創

*Georg Kerschensteiner
1854-1932

ケル
シエン
シ
ユ
タイ
ネル

ケル
シエン
シ
ユ
タイ
ネル



Georg Kerschensteiner

へと轉じつゝ、ある我が教育界に於て、此の希望は早晩實現せられるであらうし、近時に於ける日本教育學建設の要望は已にこの方向に歩武を進めたものと見られ得る。

以上大正以後、我が國に紹介せられた歐米の教育學者について、詳説することは、到底本書の許さないとこゝろであるから、左に、特に重要と認めらるゝ二三の代表者を取り上げ、簡単な紹介を試みることにする。

ケルシエンシユタイネル 大正時代の初め頃から我が國に移入された有力な教育説は、ケルシエンシユタイネルの公民教育及び作業教育であつた。ケルシエンシユタイネルは、最近に於ける獨逸の大教育家で、永くミュンヘン市の視學官として大なる功績を挙げ、その間、公民教育の概念、作業學校の概念等を著して、實際教育上の卓

見を披瀝し、又晩年には大著「陶冶の理論」を公にして、教育學者としての見識を示した。けれども、彼の本來の面目は、現代に於けるあらゆる公立學校は、出來得る限り、見識に富み、強き意志を有する社會有要の公民を養成すべきである。」となす公民教育論と、自己の能力に應ぜざる實際的作業によつて、始めて人は完全に陶冶せられる。」となす作業教育論との二點に存し、職業教育を通して有用なる公民へ（ゲーテ流）と、思考と行動との合一（ヘスタロッチ派）との二つの思想が、これらを貫く大動脈である。

先づ、ケルシエンシュタイネルに従へば、國家は、(一)内外の敵に對し自己を完全に保存し、國民の幸福を増進すること、(二)自らを文化國家に高め、延いてその文化によつて諸外國に影響し、人道の發達に貢獻することとを以て、その任務とする。併し、この任務は、あらゆる國民を教育し、(一)國民をして國家の任務を十分に理解せしめ、(二)國民の能力を出來る限

り發達せしむることによつて、始めて果される。茲に國民の能力とは、勿論職業的堪能の謂である。しかも、人は、職業に堪能にならうと努むることによつて、亦勤勉忍耐自制注意獻身等の諸徳をも養ひ得る。かくて、彼は、職業的陶冶を以て公民教育の豫件となし、しかも、職業的陶冶を通して道徳的性格を涵養しようとした。

次に、ケルシエンシュタイネルは、作業學校をば、知識の最小限と、技能及び作業に對する愛の最大限とを與へ、これによつて公民的情操を涵養する學校と定義し、これがためには、學校では、(一)一定の職業に對する準備を與へ、(二)職業を道徳化し、(三)延いて、生徒をして、自己の屬する社會の道徳化に共働するやうに導かなければならぬとした。そして、彼は、學校のこの三大任務の夫れ夫れを果す方法として、(一)教科目の中に手工を加へ、(二)作業團體を組織し、(三)生徒の自治組織を導入すべきことを奨めた。

デューイ

*John Dewey 1859—

デューイ



デューイ 世界大戦後、デモクラシーの思想が普及すると共に、デモクラシーを標榜する米國の思想特にデューイの教育説が盛に行はるに至つた。デューイは、米國に於ける現代の最大の哲學者、教育學者で、一面、米國固有の思想たる生物主義、實用主義に據り、他面、獨逸の理想主義、殊にヘーゲル派の考へを加味して、學校と社會「デモクラシーと教育」以下多くの名著を公にし、彼獨特の社會的教育學を建設した。

デューイに従へば、あらゆる生物の生活過程は、内的な生命の發展と外的な環境とが相互に關係し調節するところに成立する。人間の生活も、亦その物質的、道德的環境に、自己を絶えず順應せしめ行く過程である。従つて、教育は、個人をして自己の屬する物質的、道德的環境に、最も完全に、且、最も有効に、順應せしむる條件を供給する過程に外ならない。言ひ換へれば、兒童を適

切な環境に置き、環境の力によつて一定の反應を惹き起し、種々なる習慣の一體系としての精神を發達させること以外に、教育はない。併し、茲に習慣とは、單に行動の固定した形式に止らず、發動的に外界に作用する力をも含んでゐる。環境にまで自己の活動を順應せしむる（受動的順應）は、習慣の一面であつて、自己の活動にまで環境を順應せしむる（發動的順應）は、習慣の他の一面である。だから、兒童は、先づ環境に受動的に順應することによつて、一定の習慣を獲得し、更にこれを基礎として、環境に發動的に順應しながら、以前の經驗を再構成し、改造する。教育は、實に環境への兒童のかゝる順應過程を通して、社會の存續と發展とを圖ることを、その理想とするものである。

かゝる見地から、デューイは、先づ（一）現時の學校が餘りに社會の實生活から遠ざかつてゐるのを攻撃して、學校の社會化を叫び、しかも、（二）現代社會の特色が、工業文化にあることを認めて、作業を中心とする教育

を主張し、學校をば廣義の實驗室に改造しようとし、シカゴ大學附屬の實驗學校で、これを実際に行つた。

デイルタイ

デイルタイ

デイルタイは、近代獨逸に於ける大哲學者で、初め、ヘー

ゲル、シュライエルマツヘル等偉大な歴史的人物を研究し、次で、この歴

* Wilhelm Dilthey
1833—1911

デイルタイ



史研究の原理を追求し、最後に、精神科學の哲學的基礎の探究に進み、この基礎を、彼の所謂「構造心理學」に見出した。構造心理學とは全體として把握せられた精神を、記述し分析する一種の心理學であつて、その研究成果たる精神構造の概念は、彼の及び彼を繼承する人々の教育思想の基礎をなすものである。

彼の精神構造は、大凡次の如き徵表を有する。

* この點については論理學第二篇第二部を参照せられたい。

一、精神構造は、人格の同一の意識によつて統一せられた精神の全體

的聯關で、常に本原的な「統一」を有し、多くの要素の單なる結合によつて構成せられたものではない（構成心理學に反對）。しかも、この本原的統一としての構造は、(イ)その横断面より見れば、凡て精神の瞬間的體驗は、常にこれに關與する諸の精神過程の全體として考へらるべく、(ロ)その縦断面より見れば、常に連續し、決して中斷することなき意識體驗である。

二、精神は、その環境と密接な相關關係に立ち、自我は、常に環境によつて規定せられ、同時にこれに對して働き返すのである。この交互關係を順應と名づける。

三、精神構造の諸成素の相互聯關は、特殊の聯關であつて、自然界を支配する因果法則に従つて繼起するものではない。即ち精神生活は、本質上非合理的であり、個性は言表を絶する。

デイルタイは、精神構造に對する以上の見地から、教育に關する意見

をも發表してゐるが、それよりも一層重要なものは、

一、彼が精神と自然現象との相違を明らかにし、自然は説明するが精神は了解せられるとして、精神現象の独自の研究方法としての「了解」について詳説せること。(論理學參照)

二、精神現象の考察に於て、歴史的見地に立つてゐること。「人の何たるかは歴史によつて知られる」とは、彼の有名な言葉である。彼は、實にヘーゲル以後に於ける第一の歴史哲學者であるとまで稱せられてゐる。

三、從つて、其の教育學に於ても、この歴史的見地を固守し、シュライエールマツヘルの意見を受け、一般に妥當する普遍的教育學の存立し得ないことを主張し、教育學の歴史性を強調せること。

等にある。大凡、是等の諸點に於て、彼の所説が頗る近代的であり、且我が國情に適するものあるは、明らかに理解せられるであらう。そして、

是れ、シュプランゲルを始め彼の門弟子によつて打立てられた所謂文化教育學が、大正の末年から我國に歡迎せられた所以である。

第三節 昭和の教育

最近十數年間我が國運の異常な發展に伴ひ、教育萬般の施設も年々逐うて着々改善せられ來つた。中にも特に注目すべき事項として教育の制度及び内容の根本的刷新に對する方案と青年學校令及び國民學校令の發布とを擧げることが出来る。

一、教育の根本的刷新 我國の教育は、已に繰返し述べた如く、萬邦無比の國體に淵源し、古來一貫不動の大精神に基づいて行はれ、殊に「教育ニ關スル勅語」が煥發せられて以來、一切の教育、一に勅語の旨趣を奉體して行はれ來つたのである。けれども明治の末期より大正時代に互り我國に紹介せられた歐米の教育思想は、多くは個人主義、自由主義に

* Eduard Spranger 1882—

教育の根本的刷新

屬し、夫れ等は我國本來の教育精神と合致し得べくもない。のみならず、彼の共産主義、デモクラシー等我が國體に背反する思想の移入は教育にも著しい害毒を及ぼし、教育者及び學生にして之に心酔するものも尠くはなかつた。かくて教育を根本的に刷新し、一面、これ等不純なる外來思想を一掃すると共に、他面、我國固有の精神に徹し、眞に日本的な教育を建設しようとする氣運が澎湃として起り、之に對する諸般の畫策がめぐらされた。即ち文部省に於ては先づ昭和六年學生思想問題調査委員會を設けて、學生思想問題の對策を講じ、次で同七年國民精神文化研究所を設置して、國民精神文化ニ關スル研究、指導及普及に力め、其の他、或は教學刷新評議會(昭和十年)を設けて、教育の刷新振興を圖る方策について諮問し、或は「國體の本義」を編纂(昭和十二年)して肇國の精神を明かにし、或は教學局(昭和十二年)を設置して教學の研究と指導に當らしむるなど、銳意教學の本質と方向を闡明するに力めた。更に

特筆すべきは教育審議會の設置である。これは我國文物の著しき發達と時勢の推移に應じ、教育の内容及制度の全般に亙り根本的綜合的なる調査研究を爲し、適切なる具體案を立つるの必要からして、特に現下我國の當面せる重大なる時局並に其の後に來るべき内外の情勢に對處し、尙將來の飛躍的發展に備ふる爲に昭和十二年上諭を拜して内閣に設置せられたもので、爾來同審議會では教育各般の問題につき、慎重に議を進め、順次其の結果について答申しつつあるから、遠からず我國教育の内容及制度の根本的刷新に對する全般的な具體的要綱が樹立せられるであらう。

青年學校

二、青年學校 青年學校は昭和十年、從來存續せる實業補習學校と青年訓練所とを統一し、同年四月公布せられた青年學校令によつて設置せられたもので、この法令は後、昭和十四年四月現行の青年學校令に改正せられた。夫れによると、青年學校は「男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛

鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルを目的とし、課程は之を普通科と本科に分ち、普通科の修業年限は二年、本科の修業年限は男子五年、女子三年(土地の情況により各一年短縮することを得)とし、外に研究科(一年以上)を置くことを得る。教授及訓練科目は普通科にありては修身及公民科、普通學科、職業科並に體操科とし、女子にはこの外に家庭科を加へ、本科男子にありては普通科の科目中、體操科に代ふるに教練科を以てし、女子にありては普通科に等しく、之が教授時數は普通科にありては各學年二百十時以上、本科男子にありては第一學年及第二學年各二百十時以上、第三學年以上に於て各百八十時以上、女子にありては各學年二百十時以上とする。尙年齢滿十二歳以上滿十九歳に至る男子は、法令で定められた一定の學校に、現に在學するもの、若しくは卒業せるもの、若しくは一定の學年を修了せるものの外、凡て青年學校に就學

するの義務を有する。即ちこの法令によつて我國の男子は滿十九歳に至るまで就學の義務を有することとなつたのである。

國民學校

三、國民學校 國民學校令は前に述べた教育審議會の答申中、國民學校に關する要綱に基づきて立案せられ、昭和十六年三月公布せられたもので、之によつて同年四月から全國一齊に從來の小學校は國民學校に改められ、こゝに始めて國體明徴に基づく我國独自の初等普通教育制度は確立せられたのである。即ち一方に於ては國民全般に對する基礎教育を擴充整備し、國運發展の根基に培ふ爲に義務教育年限を八年とし、かくて多年の要望であつた義務教育年限の延長は實現せらるると共に、他方に於ては一切の教育を皇國の道の修練に歸一せしめて教育の徹底を圖り、知徳心身を一體として國民を鍊成し、以て内に國力を充實し、外に八紘一字の肇國の精神を顯現すべき次代の大國民を育成せんが爲に教育の内容に根本的の刷新が加へられた。之を制度の

上から見ると、従来の小學校を國民學校と改稱し、其の修業年限八年を義務教育年限とし、之が課程を初等科(六年)高等科(二年)に分ち、外に特修科(一年)を置くを得しめ、從來尋常小學校及び高等小學校に設置せられた補習科の廢止せられたこと等が改正の要點であるが、之よりも更に重要なものは、教育の目的、内容及び方法に於て根本的な刷新を加へられたこと、國民學校令では其の第一條に於て「國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス」と規定して、國民教育の目的を明かにし、國民學校令施行規則に於て、如上の目的を達成するに必要な教育の内容及び方法につきてつぎつぎに詳述せられてゐる。

大凡教育の實績の擧がると否とは教育者の雙肩にかゝり、國民學校に於ける新精神の實現は、一に教育に従事するものの不斷の獻身的な努力に俟たねばならぬ。畏くも

今上陛下には昭和九年四月三日全國小學校教員精神作興大會に於て

國民道德ヲ振作シ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨとの勅語を下し給はつた。寔に恐懼感激のきはみである。我々は此の優渥なる聖旨を奉體し、日夜黽勉、次代の大國民の育成に、粉骨碎身全力を擧げて奉仕しなければならぬ。

第七章 我が國教育の特色と

維新以後の教育

凡て教育は、一國の國體と國民性の上に建設せられる。我が國の教育は、古來、儒教及び佛教の影響を受け、最近、泰西の思想に接觸したけれども、之を一貫する大精神は、微動だもせず、常に他國の長を採りながら、

しかも其の本を忘れず、極めて健全な發達を遂げ來つた。左に、我が國教育の特色とも見るべき諸項を擧げ、之と維新以後の教育との關係について簡單に述べて見る。

國家主義

一、國家主義　國家主義の教育は、今日世界の趨勢であるが、西洋諸國が此の見地に達する迄には、永い紛争を経たものである。然るに、我が國では、古來國家主義を以て一貫し、肇國の大精神の體認と、忠君愛國獻身奉仕の志操は、自ら教育の神髓をなしてゐる。下つて、明治維新後には、教育事業を國家の手に統一し、四民平等に教育を施し、殊に明治十九年、森文部大臣が教育諸法令の統一を試みてからは、國家主義は制度の上にも完全に實現せられ、學校は固より、圖書館、博物館等に至る迄、大凡國家の手で經營し、教育上諸般の施設は、悉く國家を中心として發達し來つた。所謂私立學校と雖も、我が國では、諸外國に見る如く、全然自由な發達をしたものではなく、國家の監督の下に置かれてゐる。

道德主義

二、道德主義

道德主義については、徳川時代の教育に於て、己に之を述べた。維新以後、泰西思想の移入に伴つて、教育も一時知育に偏し、實利主義に傾いたが、教育勅語の御下賜以來、再び道德主義となり、修身科を諸教科の主位に置いた。下つて、明治四十一年には、戊申詔書を下賜せられて、専ら勤儉自彊を奨め給ひ、明治四十年代以後、國民道德に關する研究漸く盛となつた。更に下つて、大正十二年、關東地方大震災火災の後には、國民精神作興の詔書を下賜せられ、歐洲大戰後頓に著しくなつた浮華放縱の習と、輕佻詭激の風とを戒められ、國民精神の振作更張を奨められた。

道德主義の教育は、自ら教師の人格的感化を重んじ、方法よりも人格とは、我が國の教育を一貫せる一大原則である。このことは、明治維新以後に於ても渝ることなく、優良な教育者の養成は、當局の最も力を用ひた所で、例へば、明治五年の學制に於て、教員養成の學校を師表學校と

稱し、森文部大臣が最も師範教育に留意せる如きは、其の一端の現れであるに過ぎぬ。

宗教と教育の
分離

三、宗教教育分離主義 教育と宗教との分離も亦我が教育の一大特色であつて、彼の西洋諸國の宗教を以て教育の根柢とするもの、又は宗教と教育との分離について紛争を重ねつゝあるものとは、大に趣を異にしてゐる。我が國では、古來特定の宗教を以て教育に配したことなく、彼の佛教の如き、社會教育上に利用せられたことはあつたが、一般の學校教育とは何等の關係なく、學校の教育は、専ら儒教に基づいて行はれ、まゝ、古神道を交ふるものがあつたに過ぎない。そして、此の分離主義は、維新以後に至つても渝ることなく、教育勅語は、永久に教育最高の規準である。特に明治三十二年、文部省は訓令を出だして、一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ學政上最必要なる所以を傳達した。併し、これは、一宗一派に偏する宗教教育と、萬民共同に教育する學校教

育とが、其の性質上兩立し得ないからであつて、宗教的精神の養成、敬虔な心情の涵養までも排するのでは固よりない。この事は、已に前學年、教育學に於て學んだところである。

進歩主義

四、進歩主義

舊慣に泥まず、舊義を墨守せず、廣く他國の長所を採つて之を醇化し、以て國本を培養するは、我が國民性の一大特色である。されば、徳川時代に於て、殆ど全く忘れられてゐた實用の學は、維新以後、西洋の學術に接觸すると共に、急速に進歩し、實業教育は俄に勃興し、半世紀前迄唯一の學科であつた漢學は、今日では、諸外國に於けるラテン語よりも軽い位置を占むるに過ぎない。是れ實に、智識ヲ世界ニ求め大ニ皇基ヲ振起スといふ維新の皇謨に則つたもので、僅々五十餘年の短日月に於て、西洋諸國に比し敢へて劣らない教育上の大發展を遂げ得たのは、主としてこの進歩主義に基因する。

改訂近世教育史終

明治卅三年八月	尋常小學校(四年)	修身國語算術・ 體操・(○)圖畫・ 日本歷史地理・ 唱歌・○手工・ ○裁縫女 (兒)	高等小學校(四年)	修身國語算術・ 日本歷史地理・ 理科圖畫△唱 歌・體操・裁縫女 (兒)
明治四十年三月	尋常小學校(六年)	修身國語算術・ 日本歷史地理・ 理科圖畫唱歌・ 體操・裁縫女(手) (工)	高等小學校(三年)	修身國語算術・ 日本歷史地理・ 理科圖畫唱歌・ 體操裁縫女及 手工農業・商業 ノ一科又ハ數科 目

ノ缺クテ得ルモノ、○ヲ附セルハ隨意科ト
スルヲ得シメタ。

改訂 近世教育史 卷

自明治四十年至同治五十年 小學校教科目變遷一覽表

學校 發令年月	學 校	尋常小學校程度		高等小學校程度	
		科目	目	科目	目
明治五年八月	尋常小學校(四年)	字綴習字、算語、會話讀本、修身、書讀、文法、算術、養生法、地理、大體、學、大體、心理學、體育、唱歌、	字綴習字、算語、會話讀本、修身、地理、歷史、修身、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	上等小學(四年)	下等小學ノ教科及ビ 史學大意、幾何學、算術、大體、博物學大意、(外國語學ノ一二、記簿法、算學、天球學)
明治十二年九月	小學校(四年乃至八年)	讀書習字、算術、地理、歷史、修身、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	修身、讀書、習字、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	高等小學校(四年)	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業
明治十三年三月	小學校(三年乃至八年)	修身、讀書、習字、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	修身、讀書、習字、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	高等小學校(四年)	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業
明治十四年五月	小學校(三年)	修身、讀書、習字、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	修身、讀書、習字、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	高等小學校(四年)	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業
明治十九年四月	尋常小學校(四年)	修身、讀書、習字、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	修身、讀書、習字、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	高等小學校(四年)	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業
明治廿三年十月	尋常小學校(三年)	修身、讀書、習字、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	修身、讀書、習字、算術、△地理、△算術、△歷史、(算臺、唱歌、體操、又は物理、生理、博物等)大意、裁縫(兒女)術、唱歌	高等小學校(四年)	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業
明治卅三年八月	尋常小學校(四年)	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業	高等小學校(四年)	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業
明治四十年三月	尋常小學校(六年)	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業	高等小學校(三年)	修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(兒女)術、(英語、農業、手工)商業

注意 一、ヲ施セルハ當分缺クテ得ルモノ、括弧内ノ教科ノ土地ノ情況ニヨリ加設スルヲ得ルモノ、△ヲ附セルハ同シク缺クテ得ルモノ、○ヲ附セルハ隨意科トナシ得ルモノノテアル。又明治十四年ノ改正ニテハ修身、讀書、習字及ビ算術以外ノ教科ノ土地ノ情況ニヨリ増減スルヲ得シメタ。

附錄 教育史年表

皇紀年代	事	蹟	皇紀年代	事	蹟
六七	ソロン、アテネの憲法を定む。		九四五	儒教傳來(應神天皇)	
九八?	釋迦カピラ城に生まる。		一一三六	西羅馬帝國滅亡。	
一一〇	孔子魯の昌平郷に生まる(周靈王)		一一八九	僧庵學校起る。	
一五二	羅馬王政を廢し共和制となる。		一二二二	佛教傳來(欽明天皇)	
一七六?	釋迦入寂。		一二六四	聖德太子憲法を定む。	
一八二	孔子歿す(周敬王四)		一二六七	留學生を隋に遣はす。	
一九二	ソクラテス生まる。			法隆寺學問所を設く。	
二六二	ソクラテス歿す。			ムハメッド回々教を創む。	
三一四	プラトン歿す。		一二七〇	聖德太子薨す。	
三三九	アリストテレス逝く。		一二八一	大化の改新。	
六五七	キリスト生まる(西紀前)		一三〇五	大寶令を發布す。	
六八九?	キリスト磔殺せらる。		一三六一	「古事記」成る。	
七六〇?	クインチリアヌス歿す。		一三七二	「日本紀」成る。	
			一三八〇		

一四〇一	諸國に國分寺を建つ。	一一一三	東羅馬帝國滅ぶ。
一四一七	家々に「孝經」を備へしむ。	一一五二	コロンブス亞米利加を發見す。
一四五四	平安奠都。	一二七七	ルテル宗教改革を唱ふ。
一四八二	最澄入寂。	一二八八	王陽明卒す <small>(明世宗嘉靖七年)</small> 。
一四八八	空海、綜藝種智院を起す。	一二九〇	コペルニクス地動説を唱ふ。
一四九五	空海入寂。	一一九四	エスキタ派起る。
一五六三	菅原道真薨す。	一一九六	人文主義大家エラスムス逝く。
一六七〇	歐洲に武士制度起る。	一一〇〇	エスキタ派法王の允許を受く。
一八五二	陸象山卒す。	一一〇六	ルテル逝く。
一八六〇	頼朝征夷大將軍となる。	一一〇九	フランシスコ・ザヴィエール來る。
一九二二	朱熹卒す <small>(南宋寧宗慶元六年)</small> 。	一一一三	ラブレー歿す。
一九二二	親鸞入寂。	一一一六	イグナチオ・ロヨラ歿す。
一九〇年代	金澤文庫起る。	一一二〇	メラニヒトン逝く。
一九四二	日蓮入寂。	一一四三	林羅山生まる。
一九九九	神皇正統記成る。	一一五二	コメニウス、ニヴニッツに生まる。
二〇九九	足利學校再興。	一一二六一	モンテーニウ歿す。
二一一〇	グーテンベルヒ「拉丁文法書」を印刷す。		徳川家康、學校を伏見に設く。

二二六三	家康、幕府を江戸に開く。	一一二七	林羅山逝く。
二二六八	中江藤樹近江に生まる。	一一三八	新井白石生まる。
二二七八	山崎闇齋生まる。	一一三二	コメニウスの「世界圖解」出づ。
二二七九	熊澤蕃山生まる。	一一三二	室鳩巢生まる。
二二八一	藤原惺窩歿す。	一一三二	ヤンセン派禁止せらる。
二二八二	ワイマルに強制教育令を布く。	一一三三	フランケ生まる。
二二八二	木下順庵生まる。	一一三六	狄生徂徠生まる。
二二八七	山鹿素行生まる。	一一三三	シュペーネル敬虔主義を唱ふ。
二二八七	ペーコン歿す。	一一三三	コメニウス、アムステルダムに逝く。
二二八八	伊藤仁齋生まる。	一一三三	ミルトン歿す。
二二九〇	徳川光圀生まる。	一一三三	フェネロンの「女子教育論」出づ。
二二九〇	貝原益軒福岡に生まる。	一一三九	山崎闇齋歿す。
二二九二	ロック生まる。	一一四二	ラサル、基督學校同胞團體を組織す。
二二九五	ラトケ歿す。	一一四四	山鹿素行歿す。
二二九七	ヤンセン派始めて學校を開く。	一一四五	石田梅巖生まる。
二三〇二	ゴータ侯新教育令を發布す。	一一五〇	ラサル、師範學校を起す。
二三〇八	中江藤樹逝く。	一一五〇	昌平饗起る。

二三五一	熊澤蕃山歿す。	二三八五	新井白石歿す。
二三五三	ロック、教育思想」を著す。	二三八七	フランケ歿す。
二三五五	フランケ貧民學校を起す。	二三八八	荻生徂徠歿す。
二三五七	「大日本史帝王本紀」成る。		細井平洲生まる。
	賀茂眞淵生まる。	二三八九	石田梅巖心學を創む。
二三五八	木下順庵歿す。	二三九〇	本居宣長生まる。
二三六〇	徳川光圀薨す。	二三九四	室鳩巢歿す。
二三六一	僧契冲逝く。	二四〇四	石田梅巖逝く。
二三六二	中村楊齋歿す。	二四〇六	ベスタロッチ、チューリッヒに生まる。
二三六四	ロック歿す。	二四〇七	ヘッケル伯林に實科學校を開く。
二三六五	伊藤仁齋歿す。	二四二〇	レペー聾啞學校を創む。
二三七二	ルーソー、ジュネーブに生まる。	二四二四	新人文主義の唱道者ゲスネル逝く。
二三七四	貝原益軒歿す。	二四二二	ルーソーの「エミール」出づ。
二三七五	フエネロン歿す。		ファイヒテ生まる。
二三八〇	徳川吉宗禁書令を解く。	二四二三	フレデリキ大王小學校令を出す。
二三八三	バゼドウ生まる。	二四二八	シュライエルマツヘル生まる。
二三八四	カント生まる。	二四二九	賀茂眞淵逝く。

二四三三	佐藤信淵生まる。	二四五三	和學講談所起る。
二四三四	エスイタ派團體を解く。	二四五六	ホレス・マン生まる。
二四三五	バゼドウ汎愛學校を設く。	二四五八	本居宣長の「古事記傳」成る。
二四三六	マリア・テレサ教育令を發布す。	二四六二	ベスタロッチ、スタンツに赴く。
二四三八	ベスタロッチ、ノイホーフに學校を開く。	二四六四	ベスタロッチ、ブルグドルフに赴く。
二四四一	ヘルバルト、オルデンブルグに生まる。	二四六五	本居宣長、細井平洲歿す。
二四四二	平田篤胤生まる。		「ゲルトルート兒子教育法」出づ。
	ルーソー頓死す。	二四六三	新人文主義大家ヘルデル歿す。
二四四四	ベスタロッチの「リオンハルトとゲルト	二四六四	大哲カント逝く。
二四四七	ルート」出づ。	二四六五	ベスタロッチ、イフェルテンに赴く。
二四五〇	フレイベル生まる。	二四六六	日本外史成る。
	廣瀬淡窓生まる。		ヘルバルト、其の大著「一般教育學」を
	アウイー訓盲院を起す。	二四六九	出だす。
	二宮尊徳相模に生まる。	二四七一	ダーキン生まる。
	バゼドウ逝く。		ザルツマン逝く。
	頼山陽生まる。	二四七四	蠶書和解方を置く(開成所)。
	幕府異學の禁を布く。		ファイヒテ歿す。

二四八〇	スペインサー生まる。	二五一一	伊澤修二生まる。
二四八六	フレイベルの「人間教育」出づ。	二五二二	フレイベル歿す。
二四八七	ベスタロッチ逝く。	二五二四	高嶺秀夫生まる。
二四九〇	吉田松陰生まる。	二五一六	二宮尊徳歿す。
二四九二	アンドルー・ベル歿す。		廣瀬淡窓歿す。
	頼山陽逝く。	二五二七	松陰、松下村塾を開く。
二四九四	アーノルド、ラクビー學校長となる。	二五一八	福澤諭吉慶應義塾を起す。
	シュライエルマツヘル逝く。	二五一九	吉田松陰刑せらる。
二四九六	福澤諭吉生まる。		ホレス・マン歿す。
二四九七	加藤弘之生まる。	二五二一	ダーウインの「種の起原」出づ。
	ホレス・マン教育局長となる。	二五二三	スペインサーの「教育論」出づ。
二四九八	フレイベル幼稚園を開く。	二五二六	近藤眞琴攻玉社を起す。
二五〇一	ジョセフ・ランカスター歿す。	二五二七	ヂーステルヴェツヒ逝く。
二五〇二	ヘルバルト逝く。		獨逸に補助學級起る。
二五〇三	アーノルド歿す。	二五二八	明治維新。
	平田篤胤逝く。		京都の學習院を再興す。
	新島襄生まる。		昌平黌、醫學所、開成所を再興す。
二五一〇	佐藤信淵歿す。		

二五二九	皇學所、漢學所を設く。 沼津に小學校を設く。 京都に小學校を設く。 昌平黌を大學と改む。 皇學所、漢學所を廢す。 大、中、小學規則を定む。 東京に小學校を設く。	二五三八	大學の組織成る。
二五三〇	文部省を置く、大木喬任文部卿となる。 八月學制を頒布す。 東京に師範學校を設く。 中村正直同人社を起す。 大學擴張運動英國に起る。 東京女子師範學校を設く。 學齡を六歳より十四歳迄と定む。 同志社起る。 東京女子師範學校に幼稚園を置く。 西南の役。	二五三九	京都に私立盲啞院起る。
二五三一		二五四〇	九月教育令を出だす。 改正教育令を出だす。 私立訓盲院を東京に開く。 小學校教則綱領、中學校及び師範學校教則大綱を出だす。
二五三二		二五四一	福岡文部卿小學校教員心得を出だす。 軍人への勅諭を下し給ふ。 チルレル及びダーウイン逝く。 東京女子師範學校に附屬高等女學校を置く。
二五三三		二五四二	東京專門學校起る。
二五三四		二五四三	大日本教育會起る。
二五三五		二五四四	再び教育令を改正す。
二五三六		二五四五	森有禮文部大臣となる。
二五三七		二五四六	學校令を發布す。

二五四七	訓盲院を東京盲啞學校と改稱す。	二五五五	尋常中學校入學規程を改む。
二五四八	帝國大學内に教育特約生を置く。	二五五六	高等女學校規程を定む。
二五四九	政教社起る。	二五五七	高等教育會議規則を定む。
二五五〇	憲法發布。		スベンサーの「綜合哲學」大成す。
	森有禮斃る。		師範學校令改正。
	芳川顯正文部大臣となる。		地方視學を置く。
	十月教育勅語を下賜せらる。		京都帝國大學を置く。
	地方學事通則發布。		文部省に實業教育局を置く。
	小學校令改正。	二五五八	公立學校に學校醫を置く。
	新島襄逝く。	二五五九	實業學校令を定む。
二五五一	小學校教則大綱を定む。		府縣視學官、視學及び郡視學を置く。
	中村敬宇逝く。		高等女學校令、中學校令改正。
二五五三	井上毅文部大臣となる。	二五六〇	教育基金特別會計法公布。
	實業補習學校規程を定む。	二五六一	八月小學校令を改正す。
二五五四	廿七八年戰役起る。	二五六二	福澤諭吉逝く。
	實業教育費國庫補助法を定む。		日英同盟成る。
	高等學校令を定む。		廣島高等師範學校を置く。

二五六三	東京專門學校を早稻田大學と改む。	二五七四	地方學事通則を改正す。
	スベンサー逝く。		實業學校國庫補助法を定む。
	專門學校令を出だす。	二五七五	教育に關する御沙汰書下る。
	福岡に醫科大學を置く。		モイマン逝く。
二五六四	三十七八年戰役起る。	二五七六	加藤弘之逝く。
二五六七	三月小學校令を改正し、義務教育年限を六箇年とす。	二五七七	臨時教育會議を置く。
	四月師範學校令改正。		伊澤修二逝く。
	東北帝國大學を置く。	二五七八	北海道大學を置く。
二五六八	十月戊申詔書を下賜せらる。		市町村義務教育費國庫負擔法を發布す。
	奈良女子高等師範學校を置く。	二五七九	大學令、高等學校令改正。
二五七〇	實科高等女學校の制を定む。	二五八〇	獨逸新憲法を發布す。
	九州帝國大學を置く。	二五八一	高等女學校令、實業補習學校規程改正。
	高嶺秀夫逝く。		教育評議會を置く。
二五七一	中學校、高等女學校教授要目改正。	二五八二	各府縣に社會教育主事を置く。
二五七二	明治天皇崩御。	二五八三	朝鮮教育令及び臺灣教育令發布。
二五七三	教育調査會を置く。	二五八四	盲學校及聾啞學校令發布。
			文政審議會を置く。

二五八五	京城帝國大學を設く。 ナトルブ逝く。
二五八六	師範學校規程改正。
二五八八	小學校令一部改正。
二五九一	青年訓練所令を定む。 幼稚園令を定む。 エレン・ケイ逝く。
二五九二	臺北帝國大學を設く。 中學校令改正。
二五九五	國民精神文化研究所設置。 ケルシエンシユタイネル逝く。
二五九七	青年學校令發布。 文部省に教學局を置く。 教育審議會を設く。
二六〇一	國民學校令發布。

昭和十二年九月二十三日 印刷
 昭和十三年一月二十五日 訂正再版印刷
 昭和十三年九月二十八日 訂正再版印刷
 昭和十六年十月三日 訂正三版發行

改訂近世教育史

定價金九拾錢

篠原助市

東京市神田區岩本町三番地

中等學校教科書株式會社

代表者 山本慶治

東京市小石川區久堅町一〇八番地

共同印刷株式會社

古川一郎 郎

日本出版配給株式會社

不許

複製

著者

發行者

印刷者

配給元

國原ヒトク

